

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）（第三条関係）	3
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）	4
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）（第五条関係）	5
○ 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（第六条関係）	6
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）	8
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）（第八条関係）	10
○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）（第九条関係）	13
○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十条関係）	14
○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第十一条関係）	17
○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）（第十二条関係）	19
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（第十五条関係）	27
○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）（第十六条関係）	28
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）（第十七条関係）	30
○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（第十八条関係）	36
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）（第十九条関係）	37
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）（第二十条関係）	39
○ 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）（第二十一条関係）	43

- 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）（第二十二條關係） 48
- 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）（第二十二條關係） 49
- 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）（第二十三條關係） 50
- 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）（第二十四條關係） 52
- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）（第二十五條關係） 56
- 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）（第二十五條關係） 57
- 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）（第二十六條關係） 58
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十七條關係） 60
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十八條關係） 70
- 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）（第二十九條關係） 82
- 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（第三十條關係） 83
- 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）（第三十一條關係） 84
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（第三十二條關係） 88
- 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）（第三十三條關係） 91
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）（第三十四條關係） 94
- 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）（第三十五條關係） 99
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（第三十六條關係） 101
- 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）（第三十七條關係） 102
- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）（抄）（第三十八條關係） 105
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（第三十九條關係） 107
- 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）（抄）（第四十條關係） 113

○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）（第四十一条関係）	115
○	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）（抄）（第四十二条関係）	118
○	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）（第四十三条関係）	120
○	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）（第四十四条関係）	123
○	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）（抄）（第四十五条関係）	127
○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）（第四十六条関係）	129
○	健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）（第四十七条関係）	140
○	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第四十八条関係）	142
○	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第四十九条関係）	153
○	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第五十条関係）	212
○	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第五十一条関係）	326
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）（第五十二条関係）	376
○	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）（第五十三条関係）	379
○	株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）（第五十四条関係）	381
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十五条関係）	385
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十六条関係）	415
○	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）（第五十七条関係）	433
○	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（抄）（第五十八条関係）	438
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）（第五十九条関係）	439
○	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）（第六十条関係）	442
○	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）（第六十一条関係）	443
○	鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）（附則第十四条関係）	445

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（附則第十五条関係）	446
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第十五条関係）	448
○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（附則第十五条関係）	450
○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（附則第十五条関係）	452
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）	454
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十七条関係）	456
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（附則第十八条関係）	458
○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）（附則第十九条関係）	459
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）（附則第二十条関係）	460
○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（附則第二十一条関係）	461
○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）（附則第二十一条関係）	462
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）（附則第二十一条関係）	463
○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）（附則第二十一条関係）	464
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	465
○ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）（附則第二十一条関係）	466
○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	467
○ 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十一条関係）	468
○ 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）（附則第二十一条関係）	469
○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（附則第二十一条関係）	470
○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚（たな）の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	471
○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	472
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	473

○	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）（附則第二十一条関係）	474
○	種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）（附則第二十一条関係）	475
○	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）（附則第二十一条関係）	476
○	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（抄）（附則第二十一条関係）	477
○	国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）（附則第二十二条関係）	478
○	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）（附則第二十三条関係）	479
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）（附則第二十三条関係）	481
○	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）（附則第二十三条関係）	483
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）（附則第二十三条関係）	487
○	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（抄）（附則第二十三条関係）	490
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第二十四条関係）	492
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十五条関係）	494
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（抄）（附則第二十六条関係）	496
○	商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）（抄）（附則第二十七条関係）	498
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第二十八条関係）	499
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十九条関係）	502
○	積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）（抄）（附則第三十条関係）	505
○	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）（附則第三十一条関係）	507
○	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）（抄）（附則第三十二条関係）	508
○	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）（附則第三十三条関係）	515
○	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）（附則第三十四条関係）	516
○	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）（抄）（附則第三十五条関係）	518
○	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）（附則第三十六条関係）	519

○	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）（抄）（附則第三十七条関係）	520
○	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）（附則第三十八条関係）	522
○	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（附則第三十九条関係）	523
○	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第四十条関係）	525
○	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）（附則第四十一条関係）	527
○	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）（附則第四十二条関係）	528
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）（抄）（附則第四十三条関係）	529
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）（附則第四十四条関係）	530
○	遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（抄）（附則第四十五条関係）	532
○	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（附則第四十六条関係）	533
○	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（附則第四十七条関係）	535
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）（附則第四十八条関係）	537
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）（附則第四十九条関係）	539
○	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（抄）（附則第五十条関係）	541
○	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第五十一条関係）	542
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（附則第五十二条関係）	544
○	特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）（附則第五十二条関係）	545
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十三条関係）	547
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十四条関係）	567
○	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）（抄）（附則第五十五条関係）	579
○	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（抄）（附則第五十六条関係）	580
○	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）（附則第五十七条関係）	581
○	法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）（抄）（附則第五十八条関係）	582

- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第五十九条関係） 583
- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）（附則第六十条関係） 585
- 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）（附則第六十一条関係） 598
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）（附則第六十三条関係） 602
- 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）（附則第六十四条関係） 628
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第六十五条関係） 629
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第六十六条関係） 631
- デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第六十七条関係） 632
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第六十八条関係） 634
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）（附則第六十九条関係） 635
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）（附則第七十条関係） 637

改正案	現行
<p>（受取証書の交付請求等）</p> <p>第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。</p> <p>2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。</p> <p>（外国に在る日本人の遺言の方式）</p> <p>第九百八十四条 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。</p>	<p>（受取証書の交付請求）</p> <p>第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（外国に在る日本人の遺言の方式）</p> <p>第九百八十四条 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。</p>

○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	第四条 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス 一ノ十一（略）
現行	第四条 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ記名捺印スルコトヲ要ス 一ノ十一（略）

○ 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 航海日誌のある船中で死産があつたときは、死産の届出を船長になさなければならぬ。船長は、これらの事項を航海日誌に記載して記名しなければならぬ。</p> <p>④（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名しなければならぬ。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第六条 死産証書又は死胎検案書には、次の事項を記載し、医師又は助産師がこれに記名しなければならぬ。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>第四条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 航海日誌のある船中で死産があつたときは、死産の届出を船長になさなければならぬ。船長は、これらの事項を航海日誌に記載して署名捺印しなければならぬ。</p> <p>④（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならぬ。</p> <p>一 五（略）</p> <p>第六条 死産証書又は死胎検案書には、次の事項を記載し、医師又は助産師がこれに記名捺印しなければならぬ。</p> <p>一 三（略）</p>

改正案	現行
<p>第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p> <p>②～⑬（略）</p> <p>第二百六十条の十八（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。</p> <p>④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>	<p>第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p> <p>②～⑬（略）</p> <p>第二百六十条の十八（略）</p> <p>②（略） （新設）</p> <p>③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>第七十二条の十四（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。</p> <p>④ 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</p>	<p>第七十二条の十四（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。第二百三十条第十一号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第七十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済団体の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告）</p> <p>第八十五条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、農林水産</p>	<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第七十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済団体の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告書）</p> <p>第八十五条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告</p>

省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第二百三十条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を五十万円以下の過料に処する。

一〇十 (略)

十一 第七十九条又は第八十五条の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十二〇十七 (略)

書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第二百三十条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を五十万円以下の過料に処する。

一〇十 (略)

十一 第七十九条又は第八十五条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二〇十七 (略)

改正案	現行
<p>第二十九条 届書には、次の事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならぬ。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>第三十三条 証人を必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、住所及び本籍を記載して署名しなければならない。</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>② 市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、かつ、届出人に、その書面に署名させなければならない。</p> <p>③ 届出人が疾病その他の事故によつて出頭することができないときは、代理人によつて届出をすることができる。ただし、第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条及び第七十六条の届出については、この限りでない。</p> <p>第三十八条 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とす</p>	<p>第二十九条 届書には、左の事項を記載し、届出人が、これに署名し、印をおさなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>第三十三条 証人を必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、住所及び本籍を記載して署名し、印をおさなければならない。</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>② 市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、且つ、届出人に、その書面に署名させ、印をおさなければならない。</p> <p>③ 届出人が疾病その他の事故によつて出頭することができないときは、代理人によつて届出をすることができる。但し、第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十八条、第七十条乃至第七十二条、第七十四条及び第七十六条の届出については、この限りでない。</p> <p>第三十八条 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とす</p>

るときは、届書にその同意又は承諾を証する書面を添付しなければならない。ただし、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を付記させて、署名させるだけで足りる。

② 届出事件について裁判又は官庁の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添付しなければならない。

第五十五条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九条第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名しなければならない。

② 前項の手續をした後に、船舶が日本の港に到着したときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならない。

③ 船舶が外国の港に到着したときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその国に駐在する日本の大使、公使又は領事に送付し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しなければならない。

るときは、届書にその同意又は承諾を証する書面を添付しなければならない。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせるだけで足りる。

② 届出事件について裁判又は官庁の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添付しなければならない。

第五十五条 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九条第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならない。

② 前項の手續をした後に、船舶が日本の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならない。

③ 船舶が外国の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその国に駐在する日本の大使、公使又は領事に送付し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しなければならない。

改正案	現行
<p>（証明の範囲及び証明者の利害関係の明示）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公認会計士は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。</p> <p>（業務の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第二十八条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合において、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供し</p>	<p>（証明の範囲及び証明者の利害関係の明示）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。</p>

たものとみなす。

4 (略)

(指定社員)

第三十四条の十の四 (略)

2～6 (略)

7 無限責任監査法人は、第四項の規定による書面による通知に代えて、内閣府令で定めるところにより、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該無限責任監査法人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四条の十二 (略)

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して署名しなければならない。

3 監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 (略)

(指定社員)

第三十四条の十の四 (略)

2～6 (略)

(新設)

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四条の十二 (略)

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

(新設)

4|

(略)

3|

(略)

○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会員の表決権） 第七条の二の十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>	<p>（会員の表決権） 第七条の二の十三（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（建設工事の見積り等）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。</p> <p>4 （略）</p> <p>第二十六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第七項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>4 第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意</p>	<p>（建設工事の見積り等）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>（新設）</p>

に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができ、この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。

51-91 (略)

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、「入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一〇三 (略)

41-81 (略)

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、「入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一〇三 (略)

四 建設業者が第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十六条の三第九項の規定に違反したとき。

五〇九 (略)

二〇七 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項から第三項まで又は第二十六条の三第七項の規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき。

二 第二十六条の二の規定に違反したとき。

三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつたとき。

四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

五 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四 建設業者が第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十六条の三第八項の規定に違反したとき。

五〇九 (略)

二〇七 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項から第三項まで又は第二十六条の三第六項の規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつた者

二 第二十六条の二の規定に違反した者

三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつた者

四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

五 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十一条第一項、第四十一条の二第四項又は第四十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第四十一条の二第三項の規定による命令に違反した者

改 正 案	現 行
<p>（決算関係書類） 第二十九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。第四百十三条第九号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>4（略）</p> <p>（清算人の財産調査義務） 第六十九条 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、貸借対照表（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く。）及び財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。</p>	<p>（決算関係書類） 第二十九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>4（略）</p> <p>（清算人の財産調査義務） 第六十九条 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、貸借対照表（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く。）及び財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p>

(清算人の決算報告義務)

第七十一条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第四百四十三条 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第六十九条又は第七十一条(これらの規定を第百十一条の二十三において準用する場合を含む。)の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一〇四 (略)

(清算人の決算報告義務)

第七十一条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第四百四十三条 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第六十九条又は第七十一条(これらの規定を第百十一条の二十三において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一〇四 (略)

改正案	現行
<p>（加入の申込み等） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する組合に加入しようとする者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、發起人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第五十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該組合に加入しようとする者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>（総会の招集） 第三十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。</p>	<p>（加入の申込み等） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する組合に加入しようとする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、發起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第五十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該組合に加入しようとする者は、前項の書面を交付したものとみなす。</p> <p>（総会の招集） 第三十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

<p>5 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（内閣府令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。</p> <p>6 第三項の場合において、同項の期間内に、正当な理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、同項の規定による請求をした組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。ただし、第二項、第三項及び前二項の場合にあつては、定款でこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>4 前項の場合において、同項の期間内に、正当な理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、同項の規定による請求をした組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。ただし、第二項から前項までの場合にあつては、定款でこの期間を短縮することができる。</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>（業務に必要な表示行為）</p> <p>第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（構造設計に関する特例）</p> <p>第二十条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（設備設計に関する特例）</p>	<p>（業務に必要な表示行為）</p> <p>第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（構造設計に関する特例）</p> <p>第二十条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（設備設計に関する特例）</p>

第二十条の三 (略)

2 (略)

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名しなければならない。

4 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第二十条の三の三 (略)

2・3 (略)

4 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

第二十条の三 (略)

2 (略)

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第二十条の三の三 (略)

2・3 (略)

4 第二十条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとす。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により読み替えて準用する第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項及び第三項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

3 管理建築士等は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができるとみなす。

(書面の交付)

第二十四条の八 (略)

2 建築士事務所の開設者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができるとみなす。

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

(新設)

(書面の交付)

第二十四条の八 (略)

2 第二十条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「当該結果

利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建築士事務所の開設者は、当該書面を交付したものとみなす。

「とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(議決権及び選挙権) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、<u>電磁的方法により議決権を行うことができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(設立要件) 第二百七十八条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。</p> <p>10 前項の加入予定者は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、<u>電磁的方法により議決権を行うことができる。</u></p> <p>11 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>12 第八項、第九項及び前項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適</p>	<p>(議決権及び選挙権) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、<u>議決権を電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(設立要件) 第二百七十八条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>10 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>

<p>用しない。</p> <p>13 (略)</p> <p>(会員の議決権)</p> <p>第二百九十三条 (略)</p> <p>2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決権を行うことができる。</p> <p>3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。</p> <p>4 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>5 第一項、第二項及び前項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。</p>	<p>11 (略)</p> <p>(会員の議決権)</p> <p>第二百九十三条 (略)</p> <p>2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。</p> <p>(新設)</p>
--	--

○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（裁定の申請） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申請人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 （削る） 二〇七（略） 三・四（略）</p>	<p>（裁定の申請） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 法定代理人の氏名又は名称及び住所 三〇八（略） 三・四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。第四百十五條第九号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第五十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告）</p> <p>第六十一条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、農林水産</p>	<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第五十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告書）</p> <p>第六十一条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書</p>

省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第八十条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十一条の規定により決算報告の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第四百四十五条 次の場合には、組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第五十九条又は第六十一条の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

一〇五 (略)

を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第八十条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十一条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第四百四十五条 次の場合には、組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第五十九条又は第六十一条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一〇五 (略)

改 正 案	現 行
<p>（媒介契約） 第三十四条の二（略） 2～10（略）</p> <p>11 宅地建物取引業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて同項の規定による記名押印に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面に記名押印し、これを交付したものとみなす。</p> <p>12 宅地建物取引業者は、第六項の規定による書面の引渡しに代えて、政令で定めるところにより、依頼者の承諾を得て、当該書面において証されるべき事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を引き渡したものとみなす。</p> <p>（重要事項の説明等） 第三十五条（略）</p>	<p>（媒介契約） 第三十四条の二（略） 2～10（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（重要事項の説明等） 第三十五条（略）</p>

2～4 (略)

5 第一項から第三項までの書面の交付に当たっては、宅地建物取引士は、当該書面に記名しなければならぬ。

6 (略)

7 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならぬ。

8 宅地建物取引業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は第三項に規定する売買の相手方の承諾を得て、宅地建物取引士に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。

この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該宅地建物取引士に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

9 宅地建物取引業者は、第六項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第六項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は第六項の規定により読み替えて適用する第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方である宅地建物取引業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第七項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者

2～4 (略)

5 第一項から第三項までの書面の交付に当たっては、宅地建物取引士は、当該書面に記名押印しなければならぬ。

6 (略)

7 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

(新設)

(新設)

は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(書面の交付)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。

4 宅地建物取引業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一 自ら当事者として契約を締結した場合 当該契約の相手方

二 当事者を代理して契約を締結した場合 当該契約の相手方及び代理を依頼した者

三 その媒介により契約が成立した場合 当該契約の各当事者

5 宅地建物取引業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(書面の交付)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

(新設)

(新設)

一 当事者を代理して契約を締結した場合 当該契約の相手方及び代理を依頼した者

二 その媒介により契約が成立した場合 当該契約の各当事者

(手付金等の保全)

第四十一条 (略)

2～4 (略)

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法であつて当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二 (略)

第四十一条の二 (略)

2～5 (略)

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法であつて当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

(手付金等の保全)

第四十一条 (略)

2～4 (略)

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二 (略)

第四十一条の二 (略)

2～5 (略)

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受

産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号) (第十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(保証金の支払) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する発注者は、前項の規定による書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。次項において同じ。)(により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。</p> <p>4 前項の規定による電磁的方法(国土交通省令で定める方法を除く。)(による請求は、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該保証事業会社に到達したものとみなす。</p> <p>5 第二項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支払わなければならない。</p>	<p>(保証金の支払) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支払わなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。第八十九条第十一号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第六十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告）</p> <p>第六十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、そ</p>	<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第六十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告書）</p> <p>第六十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p>

の承認を求めなければならない。

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 十の二 (略)

十一 第六十一条又は第六十三条の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十二 十六 (略)

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 十の二 (略)

十一 第六十一条又は第六十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 十六 (略)

改正案	現行
<p>（総会の招集） 第三十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>5 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。</p> <p>6 12（略）</p> <p>（総会の会議及び議事） 第三十四条（略）</p>	<p>（総会の招集） 第三十二条（略）</p> <p>2・3（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4 10（略）</p> <p>（総会の会議及び議事） 第三十四条（略）</p>

2 (略)

3 総会においては、第三十二条第十項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総会の部会)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 第三十二条第二項から第七項まで及び第十項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに前条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第四項後段の規定を除く。)中「臨時総会」又は「総会」とあるのは「総会の部会」と、「組合員」とあるのは「当該部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(総代会)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第三十二条第一項から第八項まで及び第十項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに第三十四条第一項及び第三項の規定は、総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「通常総会」とあるのは「通常総代会」と、「臨時総会」とあるのは「臨時総代会」と、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 総会においては、第三十二条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総会の部会)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに前条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、これらの規定中「臨時総会」又は「総会」とあるのは「総会の部会」と、「組合員」とあるのは「当該部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(総代会)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第三十二条第一項から第六項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに第三十四条第一項及び第三項の規定は、総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「通常総会」とあるのは「通常総代会」と、「臨時総会」とあるのは「臨時総代会」と、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことができる。

5 前二項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

6・7 (略)

8 前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第四百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四 第三十二条第一項(第三十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項、第六項若しくは第七項(第三十五条第三項及び第

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

5・6 (略)

(新設)

第四百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四 第三十二条第一項(第三十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項から第五項まで(第三十五条第三項及び第三十六条

三十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第三十二条第十一項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十二条第十二項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七〇十五 (略)

第四百四十六条 第三十二条第九項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第三十二条第九項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十二条第十項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七〇十五 (略)

第四百四十六条 第三十二条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（議決権及び選挙権） 第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権又は選挙権を行うことができる。</p> <p>4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>5（略）</p> <p>6 代理人は、代理権を証する書面を海運組合に提出しなければならない。い。</p> <p>7 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。</p>	<p>（議決権及び選挙権） 第二十一条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>4（略）</p> <p>5 代理人は、代理権を証する書面を海運組合に差し出さなければならない。い。 （新設）</p>

(理事会)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとする。

4～7 (略)

(臨時総会の招集)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法(国土交通省令で定める方法を除く。)による提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

(総代会)

第五十一条 (略)

2～5 (略)

(理事会)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。

4～7 (略)

(臨時総会の招集)

第四十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(総代会)

第五十一条 (略)

2～5 (略)

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第五項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。

7 (略)

(会社法等の準用)

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三條第二項から第四項まで及び第四十四條並びに同法第三百五十三條、第三百六十條第一項、第三百六十四條並びに第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三條第一項第二号

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。

7 (略)

(会社法等の準用)

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三條第二項及び第四十四條並びに同法第三百五十三條、第三百六十條第一項、第三百六十四條並びに第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号並び

及び第三号並びに監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条第二項、第二百三十三條第三項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十八条 連合会については、第四条、第五条(第三号を除く。)、第六条から第二十条まで、第二十一条第二項から第七項まで、第二十二条から第五十条まで及び第五十二条から第五十五条までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会

に監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条第二項、第二百三十三條第三項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十八条 連合会については、第四条、第五条(第三号を除く。)、第六条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十二条から第五十条まで及び第五十二条から第五十五条までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会

「と、第九条中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六条第三項及び第四十九条中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第二十一条第五項及び第二十六条中「十人」とあるのは「二人」と、第二十八条第二項第一号中「第五条各号」とあるのは「第五条第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

「と、第九条中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六条第三項及び第四十九条中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第二十一条第四項及び第二十六条中「十人」とあるのは「二人」と、第二十八条第二項第一号中「第五条各号」とあるのは「第五条第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（年金数理関係書類の年金数理人による確認等） 第三百三十九条の二 この法律に基づき基金（<u>第一百十九条第一項又は第三項の規定に基づき基金を設立しようとする設立委員等を含む。</u>）又は連合会（<u>第三百三十七条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。</u>）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項に規定する年金数理人が確認し、<u>記名</u>したものでなければならない。</p>	<p>（年金数理関係書類の年金数理人による確認等） 第三百三十九条の二 この法律に基づき基金（<u>第一百十九条第一項又は第三項の規定に基づき基金を設立しようとする設立委員等を含む。</u>）又は連合会（<u>第三百三十七条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。</u>）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項に規定する年金数理人が確認し、<u>署名</u>押印したものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（年金数理関係書類の年金数理人による確認） 第九十七条 この法律に基づき事業主等（第三条第一項各号若しくは第七 十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業 主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようと する設立委員を含む。）又は連合会（第九十一条の五の規定に基づき連 合会を設立しようとする発起人を含む。）が厚生労働大臣に提出する年 金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものにつ いては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次 項に規定する年金数理人が確認し、<u>記名したものでなければならぬ。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>（年金数理関係書類の年金数理人による確認） 第九十七条 この法律に基づき事業主等（第三条第一項各号若しくは第七 十七条第四項の規定に基づき確定給付企業年金を実施しようとする事業 主又は第七十六条第三項の規定に基づき合併により基金を設立しようと する設立委員を含む。）又は連合会（第九十一条の五の規定に基づき連 合会を設立しようとする発起人を含む。）が厚生労働大臣に提出する年 金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるものにつ いては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次 項に規定する年金数理人が確認し、<u>署名押印したものでなければならぬ。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧） 第四十二条（略） 2～4（略） 5 前項の監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書については、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。第七十七条第十号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務） 第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、基金協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告）</p>	<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧） 第四十二条（略） 2～4（略） 5 前項の監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書については、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務） 第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、基金協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告書）</p>

第五十三条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基
金協会の役員、第三十五条の六の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料
に処する。

一〜九の三 (略)

十 第五十一条又は第五十三条の規定に違反して書類若しくは電磁的記録を提出せず、若しくは提供せず、又はその書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一〜十五 (略)

第五十三条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基
金協会の役員、第三十五条の六の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料
に処する。

一〜九の三 (略)

十 第五十一条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十一〜十五 (略)

○ 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（議事録） 第四十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に出席した区分所有者の二人がこれに署名しなければならない。</p> <p>4 第二項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び集会に出席した区分所有者の二人が行う法務省令で定める署名に代わる措置を執らなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（建物の一部が滅失した場合の復旧等） 第六十一条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 買取指定者は、前項の規定による書面による通知に代えて、法務省令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けるべき区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知す</p>	<p>（議事録） 第四十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び集会に出席した区分所有者の二人がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>4 第二項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び集会に出席した区分所有者の二人が行う法務省令で定める署名押印に代わる措置を執らなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（建物の一部が滅失した場合の復旧等） 第六十一条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>（新設）</p>

ることができる。この場合において、当該買取指定者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

10| 買取指定者が第七項前段に規定する請求に基づく売買の代金に係る債務の全部又は一部の弁済をしないときは、決議賛成者（買取指定者となつたものを除く。以下この項及び第十五項において同じ。）は、連帯してその債務の全部又は一部の弁済の責めに任ずる。ただし、決議賛成者が買取指定者に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、この限りでない。

11| 第五項の集会を招集した者（買取指定者の指定がされているときは、当該買取指定者。次項において同じ。）は、決議賛成者以外の区分所有者に対し、四月以上の期間を定めて、第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を書面で催告することができる。

12| 第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該第五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

13| 第十一項に規定する催告を受けた区分所有者は、同項の規定により定められた期間を経過したときは、第七項前段に規定する請求をすることができない。

14| (略)

15| 第二項、第七項、第八項及び前項の場合には、裁判所は、償還若しくは買取りの請求を受けた区分所有者、買取りの請求を受けた買取指定者

9| 買取指定者が第七項前段に規定する請求に基づく売買の代金に係る債務の全部又は一部の弁済をしないときは、決議賛成者（買取指定者となつたものを除く。以下この項及び第十三項において同じ。）は、連帯してその債務の全部又は一部の弁済の責めに任ずる。ただし、決議賛成者が買取指定者に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、この限りでない。

10| 第五項の集会を招集した者（買取指定者の指定がされているときは、当該買取指定者）は、決議賛成者以外の区分所有者に対し、四月以上の期間を定めて、第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を書面で催告することができる。

(新設)

11| 前項に規定する催告を受けた区分所有者は、前項の規定により定められた期間を経過したときは、第七項前段に規定する請求をすることができない。

12| (略)

13| 第二項、第七項、第八項及び前項の場合には、裁判所は、償還若しくは買取りの請求を受けた区分所有者、買取りの請求を受けた買取指定者

又は第十項本文に規定する債務について履行の請求を受けた決議賛成者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

(区分所有権等の売渡し請求等)

第六十三条 (略)

2| 集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めるところにより、同項に規定する区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告することができる。この場合において、当該集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

3| 第一項に規定する区分所有者は、同項の規定による催告を受けた日から二月以内に回答しなければならない。

4| (略)

5| 第三項の期間が経過したときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含む。）又はこれらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けることができる者として指定された者（以下「買受指定者」という。）は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含む。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後にこの区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含む。）の敷地利用権

又は第九項本文に規定する債務について履行の請求を受けた決議賛成者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

(区分所有権等の売渡し請求等)

第六十三条 (略)

(新設)

2| 前項に規定する区分所有者は、同項の規定による催告を受けた日から二月以内に回答しなければならない。

3| (略)

4| 第二項の期間が経過したときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含む。）又はこれらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けることができる者として指定された者（以下「買受指定者」という。）は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含む。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後にこの区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含む。）の敷地利用権

についても、同様とする。

6| (略)

7| 建替え決議の日から二年以内に建物の取壊しの工事に着手しない場合には、第五項の規定により区分所有権又は敷地利用権を売り渡した者は、この期間の満了の日から六月以内に、買主が支払った代金に相当する金銭をその区分所有権又は敷地利用権を現在有する者に提供して、これらの権利を売り渡すべきことを請求することができる。ただし、建物の取壊しの工事に着手しなかつたことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

8| (略)

についても、同様とする。

5| (略)

6| 建替え決議の日から二年以内に建物の取壊しの工事に着手しない場合には、第四項の規定により区分所有権又は敷地利用権を売り渡した者は、この期間の満了の日から六月以内に、買主が支払った代金に相当する金銭をその区分所有権又は敷地利用権を現在有する者に提供して、これらの権利を売り渡すべきことを請求することができる。ただし、建物の取壊しの工事に着手しなかつたことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

7| (略)

○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(鑑定評価書等) 第三十九条 (略)</p> <p>2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に關与した不動産鑑定士がその資格を表示して署名しなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(鑑定評価書等) 第三十九条 (略)</p> <p>2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に關与した不動産鑑定士がその資格を表示して署名押印しなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p>

○ 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一百五十二号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(鑑定評価書等) 第三十九条 (略)</p> <p>2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(鑑定評価書等) 第三十九条 (略)</p> <p>2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名押印しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。第二十条第十二号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告）</p> <p>第六十条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、農林水産省令で</p>	<p>（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>（清算人の財産調査義務）</p> <p>第五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>（決算報告書）</p> <p>第六十条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作</p>

定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十一 (略)

十二 第五十八条又は第六十条（これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を提出せず、若しくは提供せず、又はその書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三〇十八 (略)

り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十一 (略)

十二 第五十八条又は第六十条（これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十三〇十八 (略)

改正案	現行
<p>（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） 第二十四条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長（以下この条において「転入予定地市町村長」という。）に通知しなければならない。</p> <p>4 転入予定地市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届（次項において「最初の転入届等」という。）をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。</p> <p>5 最初の転入届等を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る転出届を受けた市町村長（以下この条において</p>	<p>（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） 第二十四条の二（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る転出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。</p>

「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

6| 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第三項に規定する事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

7| 第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 (略)

2 (略)

3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十一条、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十六条の十四第二項、第十八条第四項及び第五項、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項の規定による事務に利用することができる。

4| 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

5| 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 (略)

2 (略)

3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第四項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項及び第十六条の二の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

七十二～百二十三	(略)	提供を受ける国の機関 又は法人	一〇七十一の五 (略)	事務
七十一の六	削除			
七十一の七	(略)			
七十一の八	削除			

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

七十二～百二十三	(略)	提供を受ける国の機関 又は法人	一〇七十一の五 (略)	事務
七十一の六	厚生労働省		身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による同法第三十八条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十一の七	(略)			
七十一の八	厚生労働省		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による同法第九十五条の処遇改善の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

(略)

別表第二(第三十条の十関係)

<p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>一〇五の三 (略)</p> <p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。の長</p>	<p>(略)</p> <p>児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の</p>

(略)

別表第二(第三十条の十関係)

<p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>一〇五の三 (略)</p> <p>五の四 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。の長</p>	<p>(略)</p> <p>児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条</p>

	<p>認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五の五く五の十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五の十三 市町村長</p>	<p>一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五の十四く五の十六 (略)</p>	<p>知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務</p>
--	--	-------------------------	------------	------------------	---	--------------------------	---

	<p>の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五の五く五の十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五の十三 市町村長</p>	<p>一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>五の十四く五の十六 (略)</p>	<p>(新設)</p>
--	--	-------------------------	------------	------------------	--	--------------------------	-------------

省令で定めるもの

五の十八 市町村長

知的障害者福祉法による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十九～五の三十四

(略)

(略)

六～十一 (略)

(略)

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関

事務

一～七 (略)

(略)

七の二 都道府県知事

児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同

五の十七 市町村長

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十八～五の三十三

(略)

(略)

六～十一 (略)

(略)

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関

事務

一～七 (略)

(略)

七の二 都道府県知事

児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給

府県以外の都道府県の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の	別表第四（第三十条の十二関係）		七の三～七の九（略）	法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	七の十 都道府県知事	知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七の十一～七の二十一（略）	
	八～二十九（略）			

府県以外の都道府県の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の	別表第四（第三十条の十二関係）		七の三～七の九（略）	付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	（新設）		七の十～七の二十（略）	
	八～二十九（略）			

区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一〇四の三 (略)	(略)
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一〇四の三 (略)	(略)
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の五～四の十六 (略)	(略)
四の十七 指定都市又は中核市の長	知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十八～四の三十四 (略)	(略)
五～十一 (略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一～八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の五～四の十六 (略)	(略)
(新設)	
四の十七～四の三十三 (略)	(略)
五～十一 (略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一～八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三〇九の六 (略)

九の七 知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十〇三十四 (略)

八の三〇九の六 (略)

(新設)

十〇三十四 (略)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関 又は法人 一〇四四の三（略）</p>	<p>（略）</p> <p>事務</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関 又は法人 一〇四四の三（略）</p>	<p>（略）</p> <p>事務</p>
<p>四四四の四 国税審議会</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による同法第十二条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>四四四の五 日本税理士会連合会</p>	<p>税理士法による同法第十八条の税理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>四四四の六 国税庁</p>	<p>税理士法による同法第五十五条第一項の税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>四四四の七（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>四四四の四（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>四四五〇五十七（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>四四五〇五十七（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>五十七の二 厚生労働省</p>	<p>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の三 厚生労働省</p>	<p>歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の四 厚生労働省</p>	<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の五 厚生労働省</p>	<p>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>五十七の六 厚生労働省又は歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第八條の二第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	

五十七の七 省 厚生労働省	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の八 省又は齒科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の二第一項に規定する指定登録機関	齒科技工士法による同法第三条の齒科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の九 省 厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十 省 厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）による同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十一 省 厚生労働省	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による同法第三条の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十二 省 厚生労働省	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による同法第三条の臨床工学技士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)	

<p>五十七の十三 厚生労働省</p>	<p>五十七の十四 厚生労働省又は救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>五十七の十五 厚生労働省又は言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>五十七の十六 厚生労働省又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二十三</p>	<p>関する事務であつて総務省令で定めるもの 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による同法第三条の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>救急救命士法による同法第三条の救急救命士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>言語聴覚士法による同法第三条の言語聴覚士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---------------------	--	---	---	---	--	--	--

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>				
-------------	-------------	-------------	-------------	--	--	--	--

第一項に規定する指定登録機関	五十七の十七 厚生労働省又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八條の二第一項に規定する指定登録機関	柔道整復師法による同法第三條の柔道整復師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二十一（略） 五十七の二十二 厚生労働省	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による同法第二條第三項の管理栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）
五十八・五十九（略） 五十九の二 厚生労働省	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）による同法第二條の薬剤師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）
六十～七十一の五（略） 七十一の六 厚生労働省又は社会福祉士及	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二十八條の社会福祉士の登録に関する事務であ	（略）

（新設）	五十七の二～五十七の五（略）	（略）
（新設）	五十八・五十九（略）	（略）
（新設）	六十～七十一の五（略）	（略）
七十一の六 削除		

<p>び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>七十一の七 厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法第四十三条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>七十一の八（略）</p>	<p>七十一の九 厚生労働省又は精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関</p>	<p>七十一の十 文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十六条第</p>	<p>つて総務省令で定めるもの</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>公認心理師法による同法第二十八条の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---	--	-----------------	--	---	---------------------	--	------------	--	--

<p>（新設）</p>	<p>七十一の七（略）</p>	<p>七十一の八 削除</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
-------------	-----------------	-----------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------

登録機関	七十二～七十七の十三 (略)		一項に規定する指定
七十七の十四 全国社会保険労務士会連合会	(略)	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第十四条の二第一項の社会保険労務士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七十七の十五 (略)	(略)		
七十八～百二十三 (略)	(略)		

別表第二(第三十条の十関係)

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	一～五の二十六 (略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
五の二十七 市長又は福祉事務所を管理する町村長	(略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同	事務

七十二～七十七の十三 (略)			
(新設)			
七十七の十四 (略)	(略)		
七十八～百二十三 (略)	(略)		

別表第二(第三十条の十関係)

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	一～五の二十六 (略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同	提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
五の二十七 市長又は福祉事務所を管理する町村長	(略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同	事務

法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。）による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項、別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十三の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の三において「平成十九年改正法」という。）による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項、別表第三の七の十三の項、別表第四の四の二十七の項及び別表第五第十号の三において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

五の二十八～十一 (略)	<p>び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------	--

別表第三(第三十条の十一関係)

<p>提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p> <p>一～五の四 (略)</p> <p>五の五 都道府県知事</p> <p>五の六～五の八 (略)</p> <p>六・六の二 (略)</p> <p>六の三 都道府県知事</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の</p>
--	--

五の二十八～十一 (略)	<p>び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------	--

別表第三(第三十条の十一関係)

<p>提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p> <p>一～五の四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五の五～五の七 (略)</p> <p>六・六の二 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--

	免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の四 (略)	(略)
七 (略)	(略)
七の二 都道府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の三〇七の十二	(略)

	(略)
六の三 (略)	(略)
七 (略)	(略)
七の二 都道府県知事	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の三〇七の十二	(略)

(略)	七の十三 都道府県知事	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十四～七の二十二 (略)	(略)	(略)
八～二十九 (略)	(略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一～六の二 (略)

六の三 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四～六の六 (略)

七・七の二 (略)

七の三 栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 (略)

八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一

(略)	(新設)	
七の十三～七の二十一 (略)	(略)	(略)
八～二十九 (略)	(略)	(略)

別表第五(第三十条の十五関係)

一～六の二 (略)

(新設)

六の三～六の五 (略)

七・七の二 (略)

(新設)

七の三 (略)

八 (略)

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項

<p>項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>八の三〇の二（略）</p> <p>十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>十の四〇の十二（略）</p> <p>十一〇三十四（略）</p>	<p>の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>八の三〇の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十の三〇の十一（略）</p> <p>十一〇三十四（略）</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>（通関士の審査等）</p> <p>第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの（通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。）については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名させなければならない。</p> <p>（記名等の効力）</p> <p>第二十一条 第十四条の規定による通関士の記名又は第十五条若しくは第十六条の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。</p>	<p>（通関士の審査等）</p> <p>第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの（通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。）については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。</p> <p>（押印等の効力）</p> <p>第二十一条 第十四条の規定による通関士の記名押印又は第十五条若しくは第十六条の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。</p>

改正案	現行
<p>（審査事項等を記載した書面の添付等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 社会保険労務士又は社会保険労務士法人が前二項の規定による添付又は付記をしたときは、当該添付又は付記に係る社会保険労務士は、当該添付書面又は当該付記の末尾に社会保険労務士である旨を付記した上、 <u>記名しなければならない。</u></p>	<p>（審査事項等を記載した書面の添付等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 社会保険労務士又は社会保険労務士法人が前二項の規定による添付又は付記をしたときは、当該添付又は付記に係る社会保険労務士は、当該添付書面又は当該付記の末尾に社会保険労務士である旨を付記した上、 <u>記名押印しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>（総会の招集） 第三十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>5 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。</p> <p>6 第三項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>7 5 10（略）</p>	<p>（総会の招集） 第三十一条（略）</p> <p>2・3（略） （新設）</p> <p>4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>5 5 8（略）</p>

(総会の議事等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 総会においては、前条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総会の部会)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第三十一条第二項から第六項まで及び第八項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。

(総代会)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第三十一条第一項から第六項まで及び第八項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十七条 (略)

2・4 (略)

(総会の議事等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総会の部会)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。

(総代会)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十七条 (略)

2・4 (略)

5| 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

6| 前二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二条第一項（第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、出席者とみなす。

7| 8| (略)

9| 前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができ。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第四百六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第三十一条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）又は第三項若しくは第六項（第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第三十一条第九項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

(新設)

5| 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第三十二条第一項（第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三条（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、出席者とみなす。

6| 7| (略)

(新設)

第四百六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第三十一条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）又は第三項若しくは第四項（第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第三十一条第七項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条第十項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七十三 (略)

第四百七十七条 第三十一条第七項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

六 第三十一条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七十三 (略)

第四百七十七条 第三十一条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総会の議決事項等） 第四十五条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第三十二条第一項から第十項までの規定は総会の招集について、同法第三十三条の規定は総会の議長について準用する。</p> <p>（総会の部会） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第一項及び第二項並びに土地区画整理法第三十二条第二項から第七項まで及び第十項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、総会の部会について準用する。</p> <p>（総代会） 第四十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第四十六条第一項並びに土地区画整理法第三十二条（第九項、第十一項及び第十二項を除く。）、第三十三条（第四項ただし書を除く。）及び第三十四条第三項の規定は総代会について、同法第三十六条第五項の</p>	<p>（総会の議決事項等） 第四十五条（略）</p> <p>2 土地区画整理法第三十二条第一項から第八項までの規定は総会の招集について、同法第三十三条の規定は総会の議長について準用する。</p> <p>（総会の部会） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第一項及び第二項並びに土地区画整理法第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、総会の部会について準用する。</p> <p>（総代会） 第四十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第四十六条第一項並びに土地区画整理法第三十二条（第七項、第九項及び第十項を除く。）、第三十三条（第四項ただし書を除く。）及び第三十四条第三項の規定は総代会について、同法第三十六条第五項の規定</p>

規定は総代会が設けられた組合について、同法第三十七条の規定は総代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。)により議決権及び選挙権を行使することができる。

5 前二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第四十六条第一項(第四十七条第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。)

及び第二項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

6 (略)

7 土地区画整理法第三十八条第七項及び第八項の規定は、代理人について準用する。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十五条第二項若しくは第四十八条第四項において準用する土地

は総代会が設けられた組合について、同法第三十七条の規定は総代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第四十六条第一項(第四十七条第三項及び前条第四項において準用する場合を含む。)

及び第二項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

5 (略)

6 土地区画整理法第三十八条第六項の規定は、代理人について準用する。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十五条第二項若しくは第四十八条第四項において準用する土地

区画整理法第三十二条第一項の規定又は第四十五条第二項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第四項において準用する同法第三十二条第三項、第六項若しくは第七項の規定に違反したとき。

二〇四 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十五条第二項において準用する土地区画整理法第三十二条第九項の規定に違反した者

区画整理法第三十二条第一項の規定又は第四十五条第二項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第四項において準用する同法第三十二条第三項から第五項までの規定に違反したとき。

二〇四 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四十五条第二項において準用する土地区画整理法第三十二条第七項の規定に違反した者

改 正 案	現 行
<p>（議決権及び選挙権） 第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことができる。</p> <p>4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>5 6 （略）</p> <p>7 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2 組合員（准組合員を除く。次項において同じ。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招</p>	<p>（議決権及び選挙権） 第十八条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>4 5 （略） （新設）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した</p>

集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第四十二条（略）

2・3（略）

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。第九十七条第一項第十一号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

（新設）

（新設）

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第四十二条（略）

2・3（略）

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(清算事務)

第七十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(決算報告)

第七十九条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 十 (略)

十一 第七十七条又は第七十九条の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十二 十五 (略)

2 (略)

(清算事務)

第七十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(決算報告)

第七十九条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 十 (略)

十一 第七十七条又は第七十九条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 十五 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（登録事項の変更の届出等） 第三十一条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を社会福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした社会福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。</p> <p>（登録証の書換交付等の手数料） 第三十四条 登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p>	<p>（登録事項の変更の届出等） 第三十一条（略）</p> <p>2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。</p> <p>（新設） （変更登録等の手数料） 第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p>

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条並びに第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録（変更の登録を含む。）を行う場合において、当該登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 （略）

（登録）

第四十二条 （略）

2 第二十九条から第三十四条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条及び第三十一条第二項中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第三十一条並びに第三十二条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と、第三十一条第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

（指定登録機関の指定等）

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 （略）

（登録）

第四十二条 （略）

2 第二十九条から第三十四条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第三十一条並びに第三十二条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

（指定登録機関の指定等）

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第四十三条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十条第一項」とあるのは「第四十三條第一項」と読み替えるものとする。

附則

(登録)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第四十三條第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十条第一項」とあるのは「第四十三條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

附則

(登録)

第四条 (略)

2 (略)

3 第二十九条、第三十条、第三十一条(第三項を除く。)及び第三十二条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条及び第三十一条第二項中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第三十一条第二項中「社会福祉士に」とあるのは「准介護福祉士に」と、第三十二条第一項第一号中「第三条各号(第四号を除く。)」とあるのは「附則第三条各号(第四号及び第五号を除く。)」と、同条第二項中「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

第五条 (略)

2 (略)

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第

第四条 (略)

2 (略)

3 第二十九条から第三十四条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九条中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、同項第一号中「第三条各号(第四号を除く。)」とあるのは「附則第三条各号(第四号及び第五号を除く。)」と、同条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

第五条 (略)

2 (略)

3 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第

四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第一項」と、第三十六条第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（定期借地権） 第二十二條（略）</p> <p>2 前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八條第二項及び第三十九條第三項において同じ。）によつてされたときは、その特約は、書面によつてされたものとみなして、前項後段の規定を適用する。</p> <p>（定期建物賃貸借） 第三十八條（略）</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その契約は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければなら</p>	<p>（定期借地権） 第二十二條（略） （新設）</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければなら</p> <p>（定期建物賃貸借） 第三十八條（略） （新設）</p>

<p>3 第一項の特約がその内容及び前項に規定する事由を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、同項の書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。</p>	
<p>2 (取壊し予定の建物の賃貸借) 第三十九条 (略)</p>	<p>3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>4 建物の賃貸人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなす。</p>	<p>3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。</p>
<p>5 建物の賃貸人が第三項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>3 (新設)</p>

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（情報の提供等）</p> <p>第九條 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三條の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であつて、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。</p> <p>3 都道府県は、前項の規定により提供を受けた情報を第十四條第一項の都道府県ナースセンターに提供することができる。</p>	<p>第九條 削除</p>

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名させなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名させなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（財産管理報告書の交付等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成す</p>	<p>（不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（財産管理報告書の交付等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成す</p>

るときは、業務管理者をして、当該書面に記名させなければならない。

4 (略)

第八十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の許可申請書に虚偽の記載をして提出したとき。
- 二 第十七条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事務所を開設し、又は必要な措置を執らなかつたとき。
- 三 第二十四条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名のない書面を不動産特定共同事業契約の申込者に対し交付したとき。
- 四 第二十五条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名のない書面を不動産特定共同事業契約の当事者に対し交付したとき。
- 五 第二十八条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名のない書面を事業参加者に対し交付したとき。
- 六 第二十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させたとき。
- 七 第三十二条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六

るときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

4 (略)

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の許可申請書に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十七条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事務所を開設し、又は必要な措置を執らなかつた者
- 三 第二十四条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名押印のない書面を不動産特定共同事業契約の申込者に対し交付した者
- 四 第二十五条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名押印のない書面を不動産特定共同事業契約の当事者に対し交付した者
- 五 第二十八条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記名押印のない書面を事業参加者に対し交付した者
- 六 第二十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させた者
- 七 第三十二条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六

十一条第一項の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存したとき。

八 第三十三条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第二項の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出したとき。

九 第三十七条第一項前段若しくは第二項若しくは第五十四条第一項前段若しくは第二項の規定による命令に違反して業務管理者（第十七条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により置かれた者をいう。以下この号において同じ。）を解任せず、又は第三十七条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務管理者を選任したとき。

十 第四十条第一項若しくは第五十八条第九項の規定による命令に違反して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載のある資料の提出をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十一 第五十八条第二項の規定による届出に關し虚偽の届出をしたとき。

十二 第五十八条第三項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十一条第一項の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存した者

八 第三十三条（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第二項の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出した者

九 第三十七条第一項前段若しくは第二項若しくは第五十四条第一項前段若しくは第二項の規定による命令に違反して業務管理者（第十七条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により置かれた者をいう。以下この号において同じ。）を解任せず、又は第三十七条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務管理者を選任した者

十 第四十条第一項若しくは第五十八条第九項の規定による命令に違反して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載のある資料の提出をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第五十八条第二項の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

十二 第五十八条第三項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

○ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）（抄）（第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
<p>（変更の登記）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による登記の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項の変更があつたことを証する代表権を有する者の記名した書面（代表権を有する者の変更があつた場合には、他に代表権を有する者があるときは当該変更があつたことを証するその者の記名押印した書面とし、他に当該書面を作成することができる代表権を有する者がいないときは当該変更があつたことを証する代表権を有していた者及び代表権を有するに至った者の記名押印した書面とする。）を添付しなければならない。</p> <p>（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定による登記の申請書には、主たる事務所の移転があつたことを証する代表権を有する者の記名した書面を添付しなければならない。</p> <p>（解散）</p> <p>第十条（略）</p>	<p>（変更の登記）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による登記の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項の変更があつたことを証する代表権を有する者の記名押印した書面（代表権を有する者の変更があつた場合には、他に代表権を有する者があるときは当該変更があつたことを証するその者の記名押印した書面とし、他に当該書面を作成することができる代表権を有する者がいないときは当該変更があつたことを証する代表権を有していた者及び代表権を有するに至った者の記名押印した書面とする。）を添付しなければならない。</p> <p>（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定による登記の申請書には、主たる事務所の移転があつたことを証する代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。</p> <p>（解散）</p> <p>第十条（略）</p>	

<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由の発生を証する代表権を有する者の記名した書面を添付しなければならない。</p> <p>(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名した書面を添付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由の発生を証する代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。</p> <p>(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（議決権及び選挙権） 第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことができる。</p> <p>4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>5 6 （略）</p> <p>7 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>（総会の招集） 第六十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（議決権及び選挙権） 第五十一条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>4 5 （略） （新設）</p> <p>（総会の招集） 第六十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

6 理事の職務を行う者がいないとき、又は第三項の規定による請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員の変更の請求）

第七十四条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合においては、第六十九条第三項及び第六項の規定を準用する。

5・6（略）

（総会の招集及び議事についての都市再開発法の準用）

第五百五十一条 都市再開発法第三十一条の規定は事業組合の総会の招集に

（新設）

（新設）

4 理事の職務を行う者がいないとき、又は前項の規定による請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員の変更の請求）

第七十四条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合においては、第六十九条第三項及び第四項の規定を準用する。

5・6（略）

（総会の招集及び議事についての都市再開発法の準用）

第五百五十一条 都市再開発法第三十一条の規定は事業組合の総会の招集に

ついて、同法第三十二条の規定は事業組合の総会の議事について準用する。この場合において、同法第三十一条第七項中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(総会の部会)

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 都市再開発法第三十一条第二項から第六項まで及び第八項並びに第三十二条の規定並びに前条の規定は、事業組合の総会の部会について準用する。この場合において、同法第三十一条第三項中「組合員が」とあるのは「部会を組織する組合員が」と、同項及び同法第三十二条第一項並びに前条中「総組合員」とあるのは「部会を組織する総組合員」と、同法第三十一条第四項及び第八項並びに第三十二条第三項中「組合員」とあるのは「部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(総代会)

第百五十四条 (略)

2・3 (略)

4 都市再開発法第三十一条第一項から第六項まで及び第八項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は事業組合の総代会について、同法第三十五条第五項の規定は総代会が設けられた事業組合について準用する。

ついて、同法第三十二条の規定は事業組合の総会の議事について準用する。この場合において、同法第三十一条第五項中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(総会の部会)

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 都市再開発法第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条の規定並びに前条の規定は、事業組合の総会の部会について準用する。この場合において、同法第三十一条第三項中「組合員が」とあるのは「部会を組織する組合員が」と、同項及び同法第三十二条第一項並びに前条中「総組合員」とあるのは「部会を組織する総組合員」と、同法第三十一条第六項及び第三十二条第三項中「組合員」とあるのは「部会を組織する組合員」と読み替えるものとする。

(総代会)

第百五十四条 (略)

2・3 (略)

4 都市再開発法第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は事業組合の総代会について、同法第三十五条第五項の規定は総代会が設けられた事業組合について準用する。

(議決権及び選挙権)

第五十六條 (略)

2・4 (略)

5 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

6 前二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第五十一条、第五十三条第三項及び第五十四条第四項において準用する都市再開発法第三十二条第一項の規定並びに第五十二条(第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

7・8 (略)

9 前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができ、この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第三百二十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一・三 (略)

四 第六十九条第三項又は第六項(これらの規定を第七十四条第四項に

(議決権及び選挙権)

第五十六條 (略)

2・4 (略)

(新設)

5 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第五十一条、第五十三条第三項及び第五十四条第四項において準用する都市再開発法第三十二条第一項の規定並びに第五十二条(第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

6・7 (略)

(新設)

第三百二十八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一・三 (略)

四 第六十九条第三項又は第四項(これらの規定を第七十四条第四項に

において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五〇十五 (略)

2 (略)

第三百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第五百十一条若しくは第五百十四条第四項において準用する都市再開発法第三十一条第一項、第三項若しくは第六項の規定又は第五百二十三条第三項において準用する同法第三十一条第三項若しくは第六項の規定に違反して、総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第九項の規定に違反して、書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第十項の規定に違反して、正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七〇十三 (略)

第三百三十一条 第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第七項の規定に違反して、最初の理事又は監事を選挙し、又は選任する

において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五〇十五 (略)

2 (略)

第三百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第五百十一条若しくは第五百十四条第四項において準用する都市再開発法第三十一条第一項、第三項若しくは第四項の規定又は第五百二十三条第三項において準用する同法第三十一条第三項若しくは第四項の規定に違反して、総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

五 第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第七項の規定に違反して、書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

七〇十三 (略)

第三百三十一条 第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第五項の規定に違反して、最初の理事又は監事を選挙し、又は選任する

ための総会を招集しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

ための総会を招集しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（登録事項の変更の届出等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を精神保健福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした精神保健福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。</p> <p>（登録証の書換交付等の手数料）</p> <p>第三十四条 登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p>	<p>（登録事項の変更の届出等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（変更登録等の手数料）</p> <p>第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。</p>

<p>第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条並びに第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。</p> <p>2 指定登録機関が登録（変更の登録を含む。）を行う場合において、当該登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。</p> <p>2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）（第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資金の借入れ及び費用の負担）</p> <p>第二百三十一条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができる費用（第二百四十七条、第二百四十八条（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百七十一条第三項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の総額が資産信託流動化計画において定められている場合その他受益証券の権利者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合を除き、特定目的信託の信託事務を処理するための資金の借入れ又は費用の負担をしてはならない。</p> <p>（書面による決議）</p> <p>第二百五十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 権利者集会に関する規定（第二百四十三条第三項及び第二百四十五条第一項を除く。）は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（資金の借入れ及び費用の負担）</p> <p>第二百三十一条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができる費用（第二百四十七条、第二百四十八条（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の総額が資産信託流動化計画において定められている場合その他受益証券の権利者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合を除き、特定目的信託の信託事務を処理するための資金の借入れ又は費用の負担をしてはならない。</p> <p>（書面による決議）</p> <p>第二百五十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 権利者集会に関する規定（第二百四十三条第三項及び第二百四十五条を除く。）は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

(代表権利者を選任した場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使)

第二百五十六条 (略)

2 (略)

3 受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による請求に代えて、電磁的方法によりその権利を行使すべきことを請求することができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

4 第二項の請求があつた場合において、代表権利者は、当該請求を行った受益証券の権利者が当該特定目的信託の事務の遂行を妨げ、又は受益証券の権利者共同の利益を害する目的で請求を行ったと認められる場合その他の正当な理由がある場合でなければ、これを拒むことができない。

(受益証券の権利者の閲覧請求権等)

第二百六十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による請求に代えて、電磁的方法により第一項の請求をすることができる。この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

4・5 (略)

(代表権利者を選任した場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使)

第二百五十六条 (略)

2 (略)

(新設)

3 前項の請求があつた場合において、代表権利者は、当該請求を行った受益証券の権利者が当該特定目的信託の事務の遂行を妨げ、又は受益証券の権利者共同の利益を害する目的で請求を行ったと認められる場合その他の正当な理由がある場合でなければ、これを拒むことができない。

(受益証券の権利者の閲覧請求権等)

第二百六十七条 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

(反対者の買取請求権)

第二百七十一条 (略)

2| 受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、前項の規定による書面による通知に代えて、電磁的方法により同項に規定する特定目的信託契約の変更に反対する旨を通知することができ、この場合において、当該受益証券の権利者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3| 第一項の規定により受託信託会社等が受益権の買取りを行うときは、当該買取りの対価その他これに要した費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

4| 5| 6| (略)

(反対者の買取請求権)

第二百七十一条 (略)

(新設)

2| 前項の規定により受託信託会社等が受益権の買取りを行うときは、当該買取りの対価その他これに要した費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。

3| 5| (略)

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（抄）（第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対象建設工事の届出に係る事項の説明等）</p> <p>第十二条 対象建設工事（他の者から請け負ったものを除く。次項において同じ。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>2 前項の建設業を営む者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の対象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業を営む者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 この法律における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三</p>	<p>（対象建設工事の届出に係る事項の説明等）</p> <p>第十二条 対象建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 この法律における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項及び第三</p>

条第一項及び第三項、第二十二條第二項、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第三十六條並びに次條の主務省令については、国土交通大臣の發する命令とする。

項、第二十二條第二項、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第三十六條並びに次條の主務省令については、国土交通大臣の發する命令とする。

改正案	現行
<p>（重要事項の説明等） 第七十二条（略） 2～4（略）</p> <p>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名させなければならない。</p> <p>6 マンション管理業者は、第一項及び第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。</p> <p>7 マンション管理業者は、第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第五項の規定による措置に代わる</p>	<p>（重要事項の説明等） 第七十二条（略） 2～4（略）</p> <p>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p> <p>6 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。</p> <p>（新設）</p>

措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンシヨ管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(契約の成立時の書面の交付)

第七十三条 (略)

2 マンシヨ管理業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するとき
は、管理業務主任者をして、当該書面に記名させなければならない。

3 マンシヨ管理業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマンシヨンの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンシヨ管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

七 第七十三条第二項の規定による記名のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

八 十一 (略)

(契約の成立時の書面の交付)

第七十三条 (略)

2 マンシヨ管理業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するとき
は、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

3 マンシヨ管理業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマンシヨンの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

七 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

八 十一 (略)

2

(略)

2

(略)

改正案	現行
<p>（登録の基準等）</p> <p>第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。</p> <p>イ 書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第二項及び第五十四条第二号において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）による契約であること。</p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>七～九（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（契約締結前の書面の交付及び説明）</p> <p>第十七条（略）</p>	<p>（登録の基準等）</p> <p>第七条 都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。</p> <p>イ 書面による契約であること。</p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>七～九（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（契約締結前の書面の交付及び説明）</p> <p>第十七条（略）</p>

2 登録事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五十二条（略）

2 前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、当該契約は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

（事業認可申請書）

第五十三条 終身賃貸事業者は、前条第一項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一〇八（略）

2 終身賃貸事業者は、前条第一項の認可の申請を当該賃貸住宅に係る第五条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

（新設）

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五十二条（略）

（新設）

（事業認可申請書）

第五十三条 終身賃貸事業者は、前条の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一〇八（略）

2 終身賃貸事業者は、前条の認可の申請を当該賃貸住宅に係る第五条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

(認可の基準)

第五十四条 都道府県知事は、第五十二条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をすることができる。

一 (略)

二 賃貸住宅において、公正証書による等書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第五十七条において同じ。)によって契約をする建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「終身建物賃貸借」という。)をするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借(借地借家法第三十八条第一項の規定による建物賃貸借をいい、一年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。)をする場合は、この限りでない。

三〇八 (略)

(事業の認可の通知)

第五十五条 都道府県知事は、第五十二条第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を当該認可を受けた終身賃貸事業者に通知しなければならない。

(認可の基準)

第五十四条 都道府県知事は、第五十二条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をすることができる。

一 (略)

二 賃貸住宅において、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「終身建物賃貸借」という。)をするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借(借地借家法第三十八条第一項の規定による建物賃貸借をいい、一年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。)をする場合は、この限りでない。

三〇八 (略)

(事業の認可の通知)

第五十五条 都道府県知事は、第五十二条の認可をしたときは、速やかに、その旨を当該認可を受けた終身賃貸事業者に通知しなければならない。

(事業の変更)

第五十六条 第五十二条第一項の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(期間付死亡時終了建物賃貸借)

第五十七条 第五十二条第一項の認可(前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。)を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)は、当該事業の認可に係る賃貸住宅(以下「認可住宅」という。)において、第五十四条第二号及び第三号の規定にかかわらず、賃借人となろうとする者(一戸の認可住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者の全て)から特に申出があつた場合においては、公正証書による等書面によつて契約をする建物の賃貸借(一戸の認可住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて借地借家法第三十八条第一項の規定により契約の更新がないこととする旨が定められた期間の定めがあり、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「期間付死亡時終了建物賃貸借」という。)をすることができる。

(事業の変更)

第五十六条 第五十二条の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

(期間付死亡時終了建物賃貸借)

第五十七条 第五十二条の認可(前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。)を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)は、当該事業の認可に係る賃貸住宅(以下「認可住宅」という。)において、第五十四条第二号及び第三号の規定にかかわらず、賃借人となろうとする者(一戸の認可住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者の全て)から特に申出があつた場合においては、公正証書による等書面によつて契約をする建物の賃貸借(一戸の認可住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて借地借家法第三十八条第一項の規定により契約の更新がないこととする旨が定められた期間の定めがあり、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「期間付死亡時終了建物賃貸借」という。)をすることができる。

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書（以下この号において「署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付</p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二條第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書（以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二條第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

七
(略)

五
(略)

改正案	現行
<p>（区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求）</p> <p>第十五条 組合は、前条第一項の公告の日（その日が区分所有法第六十三条第三項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）の期間の満了の前であるときは、当該期間の満了の日）から二月以内に、区分所有法第六十三条第五項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含み、その後建替え合意者等となったものを除く。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議等があった後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含み、その後建替え合意者等となったものを除く。）の敷地利用権についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 区分所有法第六十三条第六項から第八項まで（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求）</p> <p>第十五条 組合は、前条第一項の公告の日（その日が区分所有法第六十三条第二項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）の期間の満了の前であるときは、当該期間の満了の日）から二月以内に、区分所有法第六十三条第四項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含み、その後建替え合意者等となったものを除く。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議等があった後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含み、その後建替え合意者等となったものを除く。）の敷地利用権についても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 区分所有法第六十三条第五項から第七項まで（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>

(総会の招集)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法(国土交通省令で定める方法を除く。)による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

6 第三項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

7・8 (略)

(総会の議事等)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

(総会の招集)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5・6 (略)

(総会の議事等)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 総会においては、前条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総代会)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二十八条第一項から第六項まで及び第八項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

4 (略)

5 第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

6・7 (略)

8 前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(総代会)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第三十三条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

5・6 (略)

(新設)

えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(権利変換計画の内容)

第五十八条 (略)

2 施行マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。))又は区分所有法第六十条第三項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。))の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者)に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。

3 区分所有法第六十三条第六項(第十五条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は区分所有法第七十条第四項において準用する区分所有法第六十三条第六項(第十五条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者がいるときは、第一項第十八号の施行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となるように定めなければならない。

(権利変換計画の内容)

第五十八条 (略)

2 施行マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。))又は区分所有法第六十条第三項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。))の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者)に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。

3 区分所有法第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は区分所有法第七十条第四項において準用する区分所有法第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者がいるときは、第一項第十八号の施行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となるように定めなければならない。

(権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等)

第六十四条 (略)

2 区分所有法第六十三条第七項及び第八項(区分所有法第七十条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(施行マンション等の明渡し)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による明渡ししの請求があつた者は、明渡ししの期限までに、施行者に明け渡さなければならない。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないとき、第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。)若しくは区分所有法第六十三条第五項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若し

(権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等)

第六十四条 (略)

2 区分所有法第六十三条第六項及び第七項(区分所有法第七十条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(施行マンション等の明渡し)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による明渡ししの請求があつた者は、明渡ししの期限までに、施行者に明け渡さなければならない。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないとき、第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。)若しくは区分所有法第六十三条第四項(区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若し

くは提供がないとき、又は第六十四条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を行った者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

（マンション敷地売却決議）

第百八条（略）

259（略）

10 区分所有法第六十三条及び第六十四条の規定は、マンション敷地売却決議があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却（以下単に「マンション敷地売却」という。）に」と、同条第四項から第六項まで及び区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「マンション敷地売却に」と、区分所有法第六十三条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百八条第一項に規定するマンション敷地売却決議に基づく売買契約によるマンション（円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。）及びその敷地（マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権（以下単に「借地権」という。）であるときは、その借地権。以下同じ。）についての権利の移転（円滑化法第二百二十条第一項の規定により組合（円滑化法第百十六条に規定する組合をいう。以下同じ。）が設立された場合にあつては、円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション（円滑化法第二条第一項

くは提供がないとき、又は第六十四条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を行った者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

（マンション敷地売却決議）

第百八条（略）

259（略）

10 区分所有法第六十三条及び第六十四条の規定は、マンション敷地売却決議があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却（以下単に「マンション敷地売却」という。）に」と、同条第三項から第五項まで及び区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「マンション敷地売却に」と、区分所有法第六十三条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百八条第一項に規定するマンション敷地売却決議に基づく売買契約によるマンション（円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。）及びその敷地（マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権（以下単に「借地権」という。）であるときは、その借地権。以下同じ。）についての権利の移転（円滑化法第二百二十条第一項の規定により組合（円滑化法第百十六条に規定する組合をいう。以下同じ。）が設立された場合にあつては、円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション（円滑化法第二条第一項

第十号に規定する売却マンションをいう。)及びその敷地の組合への帰属。以下「権利の移転等」という。)がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転等がなかつた」と、同条第八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転等」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転等がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを」とあるのは「マンション敷地売却を」と読み替えるものとする。

(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求)

第二百二十四条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第三項の期間の満了の前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項に規定するマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。マンション敷地売却決議があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。

2 (略)

3 区分所有法第六十三条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第

第十号に規定する売却マンションをいう。)及びその敷地の組合への帰属。以下「権利の移転等」という。)がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転等がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転等」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転等がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを」とあるのは「マンション敷地売却を」と読み替えるものとする。

(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求)

第二百二十四条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第二項の期間の満了の前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第四項に規定するマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。マンション敷地売却決議があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。

2 (略)

3 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所

六項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却に」と、「建替え決議」とあるのは「円滑化法第百八条第一項に規定するマンション敷地売却決議（以下単に「マンション敷地売却決議」という。）」と、同条第七項中「建替え決議」とあるのは「マンション敷地売却決議」と、「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション（円滑化法第二条第一項第十号に規定する売却マンションをいう。以下同じ。）及びその敷地（売却マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権（以下単に「借地権」という。）であるときは、その借地権）の円滑化法第百十六条に規定する組合への帰属（以下単に「組合への帰属」という。）がない」と、「第五項」とあるのは「円滑化法第百二十四条第一項」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「組合への帰属がなかつた」と、同条第八項中「建物の取壊しの工事に着手」とあるのは「組合への帰属」と、「その着手をしないとき」とあるのは「組合への帰属がないとき」と読み替えるものとする。

（総会の招集及び議事についての規定の準用）

第二百二十九条 第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第七項中「第九条第一項」とあるのは「第二百二十条第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第三百三十条」と

有法第六十三条第五項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却に」と、「建替え決議」とあるのは「円滑化法第百八条第一項に規定するマンション敷地売却決議（以下単に「マンション敷地売却決議」という。）」と、同条第六項中「建替え決議」とあるのは「マンション敷地売却決議」と、「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション（円滑化法第二条第一項第十号に規定する売却マンションをいう。以下同じ。）及びその敷地（売却マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権（以下単に「借地権」という。）であるときは、その借地権）の円滑化法第百十六条に規定する組合への帰属（以下単に「組合への帰属」という。）がない」と、「第四項」とあるのは「円滑化法第百二十四条第一項」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「組合への帰属がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事に着手」とあるのは「組合への帰属」と、「その着手をしないとき」とあるのは「組合への帰属がないとき」と読み替えるものとする。

（総会の招集及び議事についての規定の準用）

第二百二十九条 第二十八条の規定は組合の総会の招集について、第二十九条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」とあるのは「第二百二十条第一項」と、第二十九条第三項中「次条」とあるのは「第三百三十条」と

読み替えるものとする。

(総代会)

第三百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二十八条第一項から第六項まで及び第八項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(議決権及び選挙権)

第三百三十三条 (略)

2 (略)

3 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

4 (略)

5 第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二百二十九条及び第三百三十一条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

6・7 (略)

8 前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供す

読み替えるものとする。

(総代会)

第三百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(議決権及び選挙権)

第三百三十三条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二百二十九条及び第三百三十一条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

5・6 (略)

(新設)

ることができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(分配金取得計画の内容)

第四百二十二条 (略)

2 売却マンションに関する権利又はその敷地利用権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第五項又は第百二十四条第一項の規定による請求があった場合においては、当該請求をした者)に属するものとして分配金取得計画を定めなければならない。

第百五十五条 売却マンション又はその敷地を占有している者は、権利消滅期日(第百八条第十項及び第百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第六項の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者にあつては、当該期限の日)までに、組合に売却マンション又はその敷地を明け渡さなければならない。ただし、分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していないとき、分配金の支払を受けるべき者について第百五十一条の規定による支払若しくは第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規

(分配金取得計画の内容)

第四百二十二条 (略)

2 売却マンションに関する権利又はその敷地利用権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項又は第百二十四条第一項の規定による請求があった場合においては、当該請求をした者)に属するものとして分配金取得計画を定めなければならない。

第百五十五条 売却マンション又はその敷地を占有している者は、権利消滅期日(第百八条第十項及び第百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者にあつては、当該期限の日)までに、組合に売却マンション又はその敷地を明け渡さなければならない。ただし、分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していないとき、分配金の支払を受けるべき者について第百五十一条の規定による支払若しくは第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規

定による供託がないとき又は第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第五項若しくは第百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第二十八条第一項、第三項又は第六項(第三十一条第四項、第一百九条及び第百三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかったとき。

五 十一 (略)

第七十七条 第二十八条第七項(第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

定による供託がないとき又は第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項若しくは第百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第二十八条第一項、第三項又は第四項(第三十一条第四項、第一百九条及び第百三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかったとき。

五 十一 (略)

第七十七条 第二十八条第五項(第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかった者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の五）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（健康増進事業の実施に関する情報の提供の求め）</p> <p>第十九条の四 市町村は、当該市町村の住民であつてかつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の市町村が当該住民に対して行つた健康増進事業に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

第十九条の五
(略)

第十九条の四
(略)

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（署名検証者等に係る届出等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 認定を受けた者が第十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反したとき。</p> <p>三十一（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等） 第十八条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない署名用電子証明</p>	<p>（署名検証者等に係る届出等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 認定を受けた者が第十九条、第五十条第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。</p> <p>三十一（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等） 第十八条 機構は、次条第一項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書をい</p>

書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2
(略)

3| 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

4|
(略)

5| 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 六 (略)

6| 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効

う。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2
(略)
(新設)

3|
(略)

4| 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条、第二十条第一項若しくは第三項、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 六 (略)

5| 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項又は第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情

効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第四項若しくは第五項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 (略)

四 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等に関する事務（署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

(署名検証者の義務等)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認

報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条、第五十条第三項又は第五十二条第四項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 (略)

四 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務（署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

(署名検証者の義務)

第十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

5 署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

(団体署名検証者の義務)

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項又は第三項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第六項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 (略)

4 団体署名検証者は、次条第四項の規定により署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めがあったときは、機構に対し、当該

(新設)

(団体署名検証者の義務)

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第五項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 (略)

(新設)

特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めなければならない。

5 団体署名検証者は、前項の場合において、第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたときは、政令で定めるところにより、速やかに、署名確認者に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第六項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わないことができる。

(署名確認者の義務等)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

4 署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていることを確認したときは、団体署名検証者に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

(新設)

(新設)

(署名確認者の義務)

第二十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一〇五 (略)

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第五項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第四項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定める

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一〇五 (略)

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第四項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、

ところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 三 (略)

三の二 第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報を提供する場合

四 第十八条第四項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 九 (略)

(署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十条 第十八条第一項から第四項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書記録情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書記録情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号(以下「受領した署名用電子証明書記録情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した署

これを公表するものとする。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 三 (略)

(新設)

四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 九 (略)

(署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十条 第十八条第一項から第三項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書記録情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書記録情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号(以下「受領した署名用電子証明書記録情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した署名用電子証明書記録情報等の漏えいの防止その他の当該受領した署

名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した署名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 第二十条第一項の規定による回答又は同条第五項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けた署名確認者が同条第一項の規定により受けた回答又は同条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報（以下「受領した回答等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答等の漏えいの防止その他の当該受領した回答等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、署名確認者から受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等）

第五十二条 署名検証者は、第十九条第一項又は第四項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子

名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 第二十条第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答（以下「受領した回答」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、署名確認者から受領した回答の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等）

第五十二条 署名検証者は、第十九条第一項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効

証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第四項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 (略)

4 署名確認者は、第二十一条第一項又は第三項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第二十条第一項の規定により受けた回答を利用するものとし、当該回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

5 署名検証者及び署名確認者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項又は第二十条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6 団体署名検証者は、第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、

情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 (略)

4 署名確認者は、第二十一条第一項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(新設)

(新設)

当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者等の職員等の秘密保持義務等)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答等」と読み替えるものとする。

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る署名検証者等の義務等)

第五十六条 (略)

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答等」と読み替えるものとする。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 三 (略)

三の二 第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務

四 第十八条第四項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る

(署名検証者等の職員等の秘密保持義務等)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る署名検証者等の義務等)

第五十六条 (略)

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 三 (略)

(新設)

四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る

事務

五〇八 (略)

2・3 (略)

(事務の区分)

第七十一条の二 第三条第三項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)、及び第七項並びに第二十二條第三項(第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(主務省令)

第七十一条の三 (略)

事務

五〇八 (略)

2・3 (略)

(新設)

(主務省令)

第七十一条の二 (略)

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第四十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条―第十六条）</p> <p>第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二―第十六条の十五）</p> <p>第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五条の二―第三十五条の十五）</p> <p>第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条の三）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一款 署名用電子証明書（第三条―第十六条） （新設）</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条―第二十一条）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 利用者証明用電子証明書（第二十二条―第三十五条） （新設）</p> <p>第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条の三）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p>

第四章 (略)

第五章 (略)

附則

第二章 認証業務

第一節 署名認証業務

第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町

第四章 (略)

第五章 (略)

附則

第二章 認証業務

第一節 署名認証業務

第一款 署名用電子証明書

(署名用電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町

村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定める

村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項及び第三十八条の二第一項において同じ。）その他の主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定める

ところにより、当該通知に係る個人番号カード用署名用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理)

第四条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間)

第五条 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

(個人番号カード用署名用電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定によ

ところにより、当該通知に係る署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(署名利用者符号の適切な管理)

第四条 署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該署名利用者の署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(署名用電子証明書の有効期間)

第五条 署名用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

(署名用電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 署名利用者は、当該署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて署名用電子証明書の

り効力を失わない限り、重ねて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項)

第七条 個人番号カード用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの
- 三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項

四 (略)

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録)

第八条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書(当該個人番号カード用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体(電磁的

発行を受けることができない。

(署名用電子証明書の記録事項)

第七条 署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの
- 三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)

四 (略)

(署名用電子証明書発行記録の記録)

第八条 機構は、署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該署名用電子証明書(当該署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「署名用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第九条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、「同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所
地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号を用いて、

(署名用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第九条 署名利用者は、機構に対し、当該署名利用者に係る署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

当該申請に電子署名を行わなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所

(署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第十条 署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所

3 | 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができ。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録）

第十一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、第九条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録）

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。）に よつて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が

（新設）

（署名用電子証明書失効申請等情報の記録）

第十一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る署名用電子証明書の発行の番号、第九条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（署名利用者異動等失効情報の記録）

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。）に よつて署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知った

次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があったこと。

二（略）

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、個人番号カード用署名用電子証明書記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明

ときは、直ちに、当該署名利用者に発行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があったこと。

二（略）

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書記録誤り等があった署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした

書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号(機構が当該個人番号カード用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効)

第十五条 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに

日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 機構は、署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号(機構が署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書の失効)

第十五条 署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、

該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署

その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により署名用電子証明書の効力が失われたときは、署名用電子証明書記録誤り等があつた署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条 機構は、総務省令で定めるところにより、署名用電子証明書失

名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている個人番号カード用署名用電子証明書失効情報〔第十一条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの個人番号カード用署名用電子証明書を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 移動端末設備用署名用電子証明書

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行）

第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

効情報ファイル（一定の時点において保存されている署名用電子証明書失効情報〔第十一条の規定により保存する署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（新設）

（新設）

- 2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。
- 3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

1 (移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理

第十六条の三 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)

第十六条の四 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(新設)

(新設)

(移動端末設備用署名用電子証明書の新設の禁止)

第十六条の五 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の第十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(新設)

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

(新設)

- 一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの
- 三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項
- 四 その他主務省令で定める事項

(移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録)

第十六条の七 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したとき

(新設)

は、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書(当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該移動端末設備用署名用電子証明書が発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本

台帳法第七条第十二号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第十六条の八 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2| 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

3| 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速や

（新設）

かに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第十六条の九 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である申請者の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第十六条の十 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証

(新設)

(新設)

明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十六条の十一 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第十六条の十二 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用

（新設）

（新設）

電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録）

第十六条の十三 機構は、第十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録

（新設）

をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効)

第十六条の十四 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれ

かに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくそ

(新設)

の旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報(第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 (略)

2 (略)

(新設)

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 認定を受けた者が第十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項、第二項、第三項若しくは第六項の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 十一 (略)

4 5 6 (略)

(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第十八条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者(以下「署名検証者等」という。)の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報(第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報)をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(第十六条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情

3 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 認定を受けた者が第十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反したとき。

四 十一 (略)

4 5 6 (略)

(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第十八条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者(以下「署名検証者等」という。)の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報(第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書失効情報)をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(第十六条の規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書失効情報)をいう。

報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない
移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。

）の提供を行うことができる。

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の
求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録
情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の
規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。

）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に
掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子
証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定
めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提
供を行うものとする。

4 機構は、署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところによ
り、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号
に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）
を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者につ
いて当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の
番号の求めがあったとき 第十六条の四の規定による有効期間が経過
していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の
発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者につい
て当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の

う。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の
求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録
情報（署名用電子証明書（第十五条第一項の規定により効力を失ってい
ないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用
電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同
じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係
る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やか
に、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

（新設）

番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過して
ない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行
の番号

5| 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者
である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定
めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」とい
う。）を提供するものとする。

一 第二十二條第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証
明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者
に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつ
たとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証
明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者につ
いて当該署名利用者に係る第二十二條第一項に規定する個人番号カー
ド用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二
十四條の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る
同項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番
号

6| 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると
認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係
る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情
報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の

4| 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者
である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定
めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」とい
う。）を提供するものとする。

一 利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る署名用電子
証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期
間が経過していない当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の
発行の番号

二 署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二條第一項に規定
する利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二
十四條の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る
同項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号

5| 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると
認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係
る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情
報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番

発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができ
る。

一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項の規定に違反したとき。

二〇五 (略)

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第四項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

7 | 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二〇五 (略)

(署名検証者の義務等)

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符

号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二〇五 (略)

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止されたとき。

6 | 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第四項若しくは第五項の規定に違反したとき。

二〇五 (略)

(署名検証者の義務等)

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符

号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の四第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記載された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2・3 (略)

4 署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

5 署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報(個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したとき)については個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したとき)については移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。)の提供を求めることができる。

号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記載された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2・3 (略)

4 署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

5 署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っていることを確認したときは、機構に対し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

(団体署名検証者の義務)

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項又は第三項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあつたときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第七項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3～5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第七項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わないことができる。

(署名確認者の義務等)

第二十一条 署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したとき(第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる

(団体署名検証者の義務)

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項又は第三項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあつたときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第六項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3～5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第六項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わないことができる。

(署名確認者の義務等)

第二十一条 署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したとき(第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる

団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等及び裁判所に
対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限
る。)は、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四
第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書
に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当
該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 (略)

3 署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電
子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力
を失っていないことを確認したときは、当該確認の後においても、当該
署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失っていないことを確認
するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求め
ることができる。

4 署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電
子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力
を失っていないことを確認した後、当該署名用電子証明書がこれらの規
定により効力を失っていることを確認したときは、団体署名検証者に対
し、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報(個人番号カ
ード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失ってい
ることを確認したときにあつては個人番号カード用署名用電子証明書に
係るもの)に限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第
一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあつては移動
端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。)の提供を求めること

団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等及び裁判所に
対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限
る。)は、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を
失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検
証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたこと
を確認しなければならない。

2 (略)

3 署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電
子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認
したときは、当該確認の後においても、当該署名用電子証明書が同項の
規定により効力を失っていないことを確認するため、団体署名検証者に
対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

4 署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電
子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認
した後、当該署名用電子証明書が同項の規定により効力を失っているこ
とを確認したときは、団体署名検証者に対し、当該署名利用者に係る特
定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることができる。

ができる。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を經由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、個人番号カードに記録するもの（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書

(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を經由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 (略)

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他の主務省令で定める電磁的記録媒体

カードに記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子番号の適切な管理)

第二十三条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主務省令で定めるところにより、当該個人番号カ

に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び利用者証明用電子検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明用電子検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(利用者証明用電子番号の適切な管理)

第二十三条 利用者証明利用者は、主務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の利用者証明用電子番号の漏えい、滅失及び毀損の防

ド利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間)

第二十四条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第二十五条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の記録事項)

第二十六条 個人番号カード利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 (略)

止その他利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(利用者証明用電子証明書の有効期間)

第二十四条 利用者証明用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

(利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第二十五条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

(利用者証明用電子証明書の記録事項)

第二十六条 利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 (略)

(個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二十七条 機構は、個人番号カード利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書(当該個人番号カード利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並

(利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二十七条 機構は、利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書(当該利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二十八条 利用者証明利用者は、機構に対し、当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町

びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第二十九条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出

村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

(利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第二十九条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出

について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3

個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(新設)

(個人番号カード利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報によって個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

(利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報によって利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該利用者証明利用者に発行した利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一・二 (略)

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第三十二条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第三十三条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したと（以下この条において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を

（利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第三十二条 機構は、利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書記録誤り等があった利用者証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第三十三条 機構は、利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したと（以下この条において「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名

知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効）

第三十四条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第三十条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第三十一条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報を記録したとき。
- 三 機構が第三十二条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したと

を行った利用者証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（利用者証明用電子証明書の失効）

第三十四条 利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第三十一条の規定により利用者証明利用者異動等失効情報を記録したとき。
- 三 機構が第三十二条の規定により利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

き。

2 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

1 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等の作成等

第三十五条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤りファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り(第三十条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等)情報、第三十一条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報、第三十二条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報)の集合物であつて、それらの利用者証明用電子証明書記録誤り等を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構

2 機構は、前項第三号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(利用者証明用電子証明書記録誤り等の作成等)

第三十五条 機構は、総務省令で定めるところにより、利用者証明用電子証明書記録誤りファイル(一定の時点において保存されている利用者証明用電子証明書記録誤り情報(第三十条の規定により保存する利用者証明用電子証明書記録誤り等)情報、第三十一条の規定により保存する利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報、第三十二条の規定により保存する利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報)の集合物であつて、それらの利用者証明用電子証明書記録誤り等を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構

漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第三十五条の二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者(当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。)は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であつて、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の

成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(新設)

(新設)

電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る

移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理)

第三十五条の三 移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の有効期間)

第三十五条の四 移動端末設備利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第三十五条の五 移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備利用者証明用電子証明書が第三十五条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

(新設)

(新設)

(新設)

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の記録事項)

第三十五条の六 移動端末設備利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

(移動端末設備利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第三十五条の七 機構は、移動端末設備利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備利用者証明用電子証明書(当該移動端末設備利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第三十五条の八 移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けた

(新設)

(新設)

(新設)

利用者証明利用者は、機構に対し、当該移動端末設備利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

- 2| 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の第十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。
- 3| 移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第三十五条の九 移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備利用者証明用電子証明書に係

(新設)

る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならぬ。

- 2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十五条の十 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存し

(新設)

なければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第三十五条の十一 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第三十五条の十二 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したと（以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係

（新設）

（新設）

る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録)

第三十五条の十三 機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(新設)

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効)

第三十五条の十四 移動端末設備用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十五条の十の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

三 機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2| 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3| 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞

(新設)

なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第三十五条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条の十の規定により保存する移動端末設備利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)

(を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。)

第三款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失

効情報等の提供

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等

(新設)

第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失

効情報等の提供

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用
者 証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やか
に、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（第三十条から第
三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用
利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の
十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備利用者
証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとす
る。

2 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより
、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（第三十五
条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード利用者証明
用電子証明書失効情報ファイル及び第三十五条の十五の規定による保存
期間が経過していない移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報
ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるとこ
ろにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当
該各号に定める事項（以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号
」という。）を提供するものとする。

- 一 個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証
明利用者について当該利用者証明用電子証明書に係る移動端末設備利用者
証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき 第三十五条の四
の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明用電子証明書
に係る移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行の番号

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者
証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やか
に、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（第三十条から第
三十三条までの規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子
証明書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより
、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（第三十五
条の規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効
情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

（新設）

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

4 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前三項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 五 (略)

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第六項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関して利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反したとき。

二 五 (略)

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第五項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関して利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子

証明書が第三十四条第一項又は第三十五条の十四第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2・3 (略)

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2・5 (略)

6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 四 (略)

五 特定利用者証明検証者が第五十一条第三項又は第五十三条第三項の規定に違反したとき。

六 十 (略)

第三節 認証事務管理規程等

証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2・3 (略)

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2・5 (略)

6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 四 (略)

五 特定利用者証明検証者が第五十一条第三項又は第五十三条第二項の規定に違反したとき。

六 十 (略)

第三節 認証事務管理規程等

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び移動端末設備用署名用電子証明書発行記録を含む。次条において同じ。)、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報及び移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明用電子証明書発行記録(個人番号カード利用者証明用電子証明書発行記録及び移動端末設備用利用者証明用

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第四項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明用電子証明書発行記録、利用者証明用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

電子証明書発行記録をいう。次条において同じ。）、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号（以下「認証業務情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2
(略)

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 第十一条から第十四条までの規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

一 の二 第十六条の十から第十六条の十三までの規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

二 三の二 (略)

三の三 第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合

四 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のため

2
(略)

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 第十一条から第十四条までの規定による署名用電子証明書失効情報の記録のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合

(新設)

二 三の二 (略)

(新設)

四 第十八条第四項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のため

に署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五の二 第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

六・七 (略)

七の二 第三十七条第三項の規定により対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

八・九 (略)

(市町村の職員等の秘密保持義務)

第四十八条 個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から個人番号カード用署名用電子証明書若しくは個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託

に署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

(新設)

六・七 (略)

(新設)

八・九 (略)

(市町村の職員等の秘密保持義務)

第四十八条 署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)。

(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十条 第十八条第一項から第五項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号(以下「受領した署名用電子証明書失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した署名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した署名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

2 4 (略)

(利用者証明検証者等による受領した利用者証明用電子証明書失効情報

)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十条 第十八条第一項から第四項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報又は対応証明書の発行の番号(以下「受領した署名用電子証明書失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した署名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した署名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

2 4 (略)

(利用者証明検証者等による受領した利用者証明用電子証明書失効情報

等の安全確保等)

第五十一条 第三十七条第一項から第三項までの規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を受けた利用者証明検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号(以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該利用者証明検証者は、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 4 (略)

(署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)

第五十二条 (略)

2 署名検証者は、署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第四項の規定により提供を受けた対応署名用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応署名用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

等の安全確保等)

第五十一条 第三十七条第一項又は第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を受けた利用者証明検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該利用者証明検証者は、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 4 (略)

(署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)

第五十二条 (略)

(新設)

3| 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名
用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明
書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第五項の規
定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当
該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のため
に利用し、又は提供してはならない。

4| 5| 7| (略)

(利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利
用及び提供の制限等)

第五十三条 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者
証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範
囲内で、第三十七条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期
間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証
明用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定に
より提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は
保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一
部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2| 利用者証明検証者は、利用者証明利用者に係る個人番号カード利用
者証明用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備利用者証明用電子
証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第三
項の規定により提供を受けた対応利用者証明用電子証明書の発行の番号
を利用するものとし、当該対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の

2| 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名
用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明
書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第四項の規
定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当
該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のため
に利用し、又は提供してはならない。

3| 6| (略)

(利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利
用及び提供の制限等)

第五十三条 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者
証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範
囲内で、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等を利用するものと
し、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の全部又は一部を当該
確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(新設)

全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3| (略)

第四章 雑則

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務

一の一 第十六条の二第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書_{の発行に係る事務}

二〇三の二 (略)

三の三 第十八条第四項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号_{の提供に係る事務}

四 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号_{の提供に係る事務}

五 第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書_{の発行に係る事務}

五の二 第三十五条の二第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書_{の発行に係る事務}

六・七 (略)

2| (略)

第四章 雑則

(手数料)

第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務

(新設)

二〇三の二 (略)

(新設)

四 第十八条第四項の規定による対応証明書の発行の番号_{の提供に係る事務}

五 第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

(新設)

六・七 (略)

<p>七の二 第三十七条第三項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 国の施策（第八条―第十一条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十二条―第十四条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>第一節 総則（第十六条）</p> <p>第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条―第四十条）</p> <p>第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条―第四十六条）</p> <p>第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 国の施策（第八条―第十条）</p> <p>第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条）</p> <p>第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）</p> <p>第四章 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>第一節 個人情報取扱事業者等の義務（第十五条―第三十五条）</p> <p>第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第三十五条の二・第三十五条の三）</p> <p>第三節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第四節 監督（第四十条―第四十六条）</p> <p>第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十</p>

六条)

第六節 雑則(第五十七条—第五十九条)

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条—第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条—第八十九条)

第二款 訂正(第九十条—第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条—第一百三条)

第四款 審査請求(第一百四条—第一百六条)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第一百七条—第二百一十一条)

第六節 雑則(第二百二十二条—第二百六条)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等(第二十七条—第四十二条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第四十三条—第四十九条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第五十条—第五十二条)

八条)

第六節 送達(第五十八条の二—第五十八条の五)

第五章 個人情報保護委員会(第五十九条—第七十四条)

第三款 行政機関等の監視（第二百五十三条―第一百五十七条）

第三節 送達（第五十八條―第六十一條）

第四節 雑則（第六十二條―第六十五條）

第七章 雑則（第六十六條―第七十條）

第八章 罰則（第七十一條―第八十條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報 の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第六章 雑則（第七十五條―第八十一條）
第七章 罰則（第八十二條―第八十八條）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 (略)

2・3 (略)

(削る)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(削る)

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

6| この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7| この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

8・9| (略)

10| この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十五条の二第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

11| (略)

(削る)

(削る)

4・5| (略)

(削る)

6| (略)

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(新設)

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(新設)

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

(新設)

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第一百七十七条第三項から第五項まで並びに第二百二十三条第二項において同じ。）

（削る）

（基本理念）
第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（新設）

（新設）

12 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、独立行政法人等及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 (略)

(法制上の措置等)

第六条 (略)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 五 (略)

六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 (略)

(法制上の措置等)

第六条 (略)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 五 (略)

六 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七・八 (略)

3\5 (略)

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保される

よう必要な措置を講ずるものとする。

2| 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 (略)

(苦情処理のための措置)

第十条 (略)

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 (略)

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

七・八 (略)

3\5 (略)

第二節 国の施策

(新設)

(地方公共団体等への支援)

第八条 (略)

(苦情処理のための措置)

第九条 (略)

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 (略)

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十二条 (略)
2 (略)

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 (略)

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 (略)

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 (略)

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように

第十一条 (略)
2 (略)

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 (略)

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 (略)

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 (略)

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

(新設)

(新設)

体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をい

う。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものとその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものととして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものとその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものととして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十七条 (略)

2 (略)

第一節 個人情報取扱事業者等の義務

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 (略)

(利用目的による制限)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一～四 (略)

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第十九条 (略)

(適正な取得)

第二十条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人

(利用目的による制限)

第十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

(不適正な利用の禁止)

第十六条の二 (略)

(適正な取得)

第十七条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人

の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一〇四 (略)

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 (略)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 (略)

2〇4 (略)

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二条 (略)

の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 (略)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2〇4 (略)

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 (略)

(安全管理措置)

第二十三条 (略)

(従業者の監督)

第二十四条 (略)

(委託先の監督)

第二十五条 (略)

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 (略)

(安全管理措置)

第二十条 (略)

(従業者の監督)

第二十一条 (略)

(委託先の監督)

第二十二条 (略)

(漏えい等の報告等)

第二十三条の二 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

2 (略)

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 (略)

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供するとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し

、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二〇八（略）

三〇六（略）

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項にお

、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第十七条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第二十六条第一項第一号及び第二十七条第一項第一号において同じ。）の氏名

二〇八（略）

三〇六（略）

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第二十六条の二第一項第二号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」とい

て「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 (略)

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げ

う。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならぬ。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 (略)

(第三者提供を受ける際の確認等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げ

る事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2と4 (略)

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一・二 (略)

2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業

げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2と4 (略)

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第二十六条の二 個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース（個人関連情報（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であつて、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一・二 (略)

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業

者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 (略)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 (略)

二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (略)

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 (略)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 (略)

二 全ての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (略)

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 (略)

(開示)

第三十三条 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

第三十四条 (略)

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 (略)

一 (略)

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 (略)

(開示)

第二十八条 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

第二十九条 (略)

(利用停止等)

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条若しくは第十六条の二の規定に違反して取り扱われているとき、又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 (略)

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 (略)

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6・7 (略)

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 (略)

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二条の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6・7 (略)

(理由の説明)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第二十九条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2～4 (略)

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 (略)

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告と

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十四条において同じ。）、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2～4 (略)

(手数料)

第三十三条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 (略)

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告とな

なるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、第三十三條第一項、第三十四條第一項又は第三十五條第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十條 (略)

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一條 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 (略)

3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八條の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七條第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

るべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、第二十八條第一項、第二十九條第一項又は第三十條第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十五條 (略)

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第三十五條の二 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 (略)

3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十六條の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十五條第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

7・8 (略)

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報であ

4 仮名加工情報についての第十八条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第十九条の規定は、適用しない。

6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十三条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の第二六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十三条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第二十六条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十三条第五項各号のいずれか」とする。

7・8 (略)

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報であ

る保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第四十二条 (略)

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

る保有個人データについては、第十五条第二項、第二十二條の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第三十五条の三 (略)

2 第二十三条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の三第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第二十条から第二十二条まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第三節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報データを復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならぬ。

2～6 （略）

（匿名加工情報の提供）

第四十四条 （略）

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならぬ。

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報データを復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2～6 （略）

（匿名加工情報の提供）

第三十七条 （略）

（識別行為の禁止）

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならぬ。

(安全管理措置等)

第四十六条 (略)

(削る)

(安全管理措置等)

第三十九条 (略)

第四節 監督

(報告及び立入検査)

(削る)

第四十条 個人情報保護委員会は、前三節及びこの節の規定の施行に必要な

な限度において、個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

(削る)

第四十一条 個人情報保護委員会は、前三節の規定の施行に必要な限度に

おいて、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要

な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十七条まで、第十八条(第一項、第三項及び第四項の規定を第三十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条(第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十五条(第一項ただし書の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十六条(第二項を除き、第一項ただし書の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条(第一項(第五項において準用する場合を含む。))を除く。)、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、第三十三条第二項、第三十五条の二(第四項及び第五項を除く。)、若しくは第三十六条(第六項を除く。)の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第二十六条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四条第三項若しくは第二十六条の二第三項において読み替えて準用する第二十六条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五条の三第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十三条第五項若しくは第六項若しくは第三十五条の三第三項において読み替えて準用する第二十條から第二十二條まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは

(削る)

第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条から第十七条まで、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項、第三十五条の二第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第二十六条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五条の三第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十二条まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するた

めに必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4| 個人情報保護委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

- 第四十三条 個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2| 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限り。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

- 第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十二條の二第一項、第四十條第一項、第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九條、第一百一條、第一百三

(削る)

(削る)

- 2 | 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 3 | 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 | 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 | 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 | 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 | 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 | 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事

務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前三節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業

（削る）

（削る）

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二・三 (略)

2～4 (略)

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 (略)

二 第五十二条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理

二・三 (略)

2～4 (略)

(欠格条項)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 (略)

二 第五十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日

日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ（略）

ロ 第五十二条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

（変更の認定等）

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十二条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2（略）

（廃止の届出）

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところ

から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ（略）

ロ 第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

（変更の認定等）

第四十九条の二 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十八条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2（略）

（廃止の届出）

第五十条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に

るにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければ
ならない。

2 (略)

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについ
て同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならな
い。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったに
もかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を
遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外すること
ができる。

2 (略)

(苦情の処理)

第五十三条 (略)

(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な
取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のた
めの措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報
若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための
措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の
意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下この節及び第

届け出なければならない。

2 (略)

(対象事業者)

第五十一条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについ
て同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならな
い。この場合において、第五十三条第四項の規定による措置をとったに
もかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を
遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外すること
ができる。

2 (略)

(苦情の処理)

第五十二条 (略)

(個人情報保護指針)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な
取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のた
めの措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報
若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための
措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の
意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保

六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならぬ。

254 (略)

(目的外利用の禁止)

第五十五条 (略)

(名称の使用制限)

第五十六条 (略)

(削る)

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人情報関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人情報関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う

護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

254 (略)

(目的外利用の禁止)

第五十四条 (略)

(名称の使用制限)

第五十五条 (略)

(報告の徴収)

第五十六条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(新設)

(命令)

第五十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

個人を含む。） 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（適用の特例）

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち別表第二に掲げる法人については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

（認定の取消し）

第五十八条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十四条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第四十九条の二第一

2 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第二百二十三条第一項及び第三項において同じ。）の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

（学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（削る）

（削る）

項の変更の認定を受けたとき。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（新設）

第六節 送達

（送達すべき書類）

第五十八条の二 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四十二条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五十六条の規定による報告の徴収、第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、個人情報

保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第四十二条第二項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第五十八条の三 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三一条、第一百五一条、第一百六一条、第一百八一条及び第一百九一条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第五十八条の四 個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八条の規定によることができず、又はこれによって

（削る）

（削る）

も送達をすることができないと認めるべき場合

- 3 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第五十八条の五 個人情報保護委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第五十八条の二の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九十条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

(削る)

第五章 行政機関等の義務等

(新設)

第一節 総則

(新設)

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等

(新設)

の職員（独立行政法人等にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索

することができるように体系的に構成したものを

3

この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長又は独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記載されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条又は独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求をいう。）があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項又は独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第十四条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものと政令で定めるもの

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(新設)

(新設)

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第六十九条において同じ。）及び独立行政法人等（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

(新設)

(新設)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(新設)

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(新設)

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(新設)

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 別表第二に掲げる法人 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

三 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 前三号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員

(新設)

であつた者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十一条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その

(新設)

他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(新設)

3| 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4| 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第

(新設)

(新設)

三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2| 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3| 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三

（新設）

者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十六条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2| 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3| 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4| 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便

（新設）

により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法
(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する
方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて
送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡
先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託
(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行
う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)

が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、
あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなけ
ればならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつか
さざる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項
目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等
によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)とし

(新設)

(新設)

て個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

2| 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3| 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイル

について、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機

関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載するこ

(新設)

とにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十五条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日

（新設）

その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産

を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七| 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ| 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ| 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ| 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ| 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ| 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ| 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト| 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2| 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは

(新設)

(新設)

(新設)

、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2| 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2| 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求

(新設)

(新設)

者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(新設)

(新設)

2| 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3| 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第五十条第二項第三号及び第六十条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2| 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（新設）

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法

（新設）

に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報の前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければ

(新設)

(新設)

ばならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 4 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 5 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなればならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

(新設)

(新設)

2| 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十五条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3| 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

〔訂正請求の手續〕

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2| 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3| 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

〔保有個人情報の訂正義務〕

（新設）

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ。

(新設)

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(新設)

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。

(新設)

ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前に行う行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一

(新設)

(新設)

項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報提供先への通知）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（新設）

第三款 利用停止

（利用停止請求権）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（新設）

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の

（新設）

規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十五条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になければならない。

（利用停止請求の手續）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（新設）

3| 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2| 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（新設）

（新設）

(利用停止決定等の期限)

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内になければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

(新設)

(新設)

(新設)

第四百条 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決

定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る
審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十
条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又

は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請
求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十
一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員
」という。）」とあるのは「第四条（個人情報保護に関する法律（平
成十五年法律第五十七号）第六十六条第二項の規定に基づく政令を含む。

）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎ
を受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条

第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五
条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止
をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、

同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情
報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律
で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受け

たとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は
第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出された
とき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は

第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法

（新設）

第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報²の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報²の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報²の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対して諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請

(新設)

求人又は参加人である場合を除く。）

- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第百六条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第百七条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工

（新設）

（新設）

（新設）

情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

2| 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一| 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

二| 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3| 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4| 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百八条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百八条各号」とする。

一| 第百十条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

（新設）

二 第一百十条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第九九条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(新設)

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第一百十条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保

(新設)

有個人情報加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

二 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第一百十四条第一項の規定による加工の方法を特定するに足

りる事項

- 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
 - 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3| 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- 一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- (欠格事由)
- 第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。
- 一 未成年者
 - 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(新設)

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第一百八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第一百十二条 行政機関の長等は、第一百条第一項の提案があつたときは、

当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第一百条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第一百条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第一百条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第一百四十一条第一項の基準に適合するものであること。

四 第一百条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第一百条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な

(新設)

活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第一百十条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第一百十条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第一百十条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第一百十三条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(新設)

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十四条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報をも復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

1 (行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十五条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百八条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百八条各号」とあるのは、「第百八条各号並びに第百十五条各号」とする。

1 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

2 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(新設)

(新設)

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十六条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十條第二項及び第三項並びに第百十一條から第百十三條までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十條第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十四條第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十二條第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同條第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同條第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(新設)

(手数料)

第百十七条 第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十三条の規定(前条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

4 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

5 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなればならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百十八条 行政機関の長等は、第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(新設)

(新設)

二 第百十一条各号（第百十六条第二項において準用する場合を含む。

）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第百十九条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百七条第四項に規定する削除情報及び第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第百二十条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事し

（新設）

（新設）

ている者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第二百一十一条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に對して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以

(新設)

上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

(適用除外等)

第二百二十二条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第二百二十三条 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六条第二項(第三号及び第四号(同項第三号

(新設)

(新設)

(新設)

に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十五条を除く。)の規定、第七十一条及び第七十五条の規定(これらの規定のうち第六十六條第二項第三号及び第四号(同項第三号に係る部分に限る。)に定める業務に係る部分を除く。)並びに第七十六条の規定は、適用しない。

2| 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十五条及び次章から第八章まで(第七十一条、第七十五条及び第七十六条を除く。)の規定を適用する。

3| 別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構(病院の運営の業務を行う場合に限る。)についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九條第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七條第一項又は第二十八條」とする。

(権限又は事務の委任)

第二百二十四条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（新設）

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十五条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止

（新設）

請求又は第一百十条第一項若しくは第一百六条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第二百二十六条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加

（新設）

工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第六章 個人情報保護委員会

第五章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

（新設）

(設置)

第二百二十七条 (略)

(任務)

第二百二十八条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第二百二十九条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加

(設置)

第五十九条 (略)

(任務)

第六十条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二

工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 (略)

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五〇九 (略)

(職権行使の独立性)

第百三十条 (略)

(組織等)

第百三十一条 (略)

二・三 (略)

条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。

三 (略)

四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第六十三条第四項において同じ。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五〇九 (略)

(職権行使の独立性)

第六十二条 (略)

(組織等)

第六十三条 (略)

二・三 (略)

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第百三十二条（略）

（身分保障）

第百三十三条（略）

（罷免）

第百三十四条（略）

（委員長）

第百三十五条（略）

（会議）

第百三十六条（略）

2・3（略）

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報を利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第六十四条（略）

（身分保障）

第六十五条（略）

（罷免）

第六十六条（略）

（委員長）

第六十七条（略）

（会議）

第六十八条（略）

2・3（略）

4 第三百三十三条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 (略)

(専門委員)

第三百三十七条 (略)

(事務局)

第三百三十八条 (略)

(政治運動等の禁止)

第三百三十九条 (略)

(秘密保持義務)

第四百十条 (略)

(給与)

第四百十一条 (略)

(規則の制定)

第四百十二条 (略)

第二節 監督及び監視

4 第六十五条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 (略)

(専門委員)

第六十九条 (略)

(事務局)

第七十条 (略)

(政治運動等の禁止)

第七十一条 (略)

(秘密保持義務)

第七十二条 (略)

(給与)

第七十三条 (略)

(規則の制定)

第七十四条 (略)

(新設)

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(新設)

(報告及び立入検査)

第百四十三条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百四十八条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

- 2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第百四十四条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(新設)

(勸告及び命令)

第百四十五条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条(第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条(第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条(第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条(第一項(第五項において準用する場合を含む。))を除く。)、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、第三十八条第二項、第四十一条(第四項及び第五項を除く。))若しくは第四十三条(第六項を除く。))の規定に違反した場合、個人情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益

(新設)

を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を

受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十六条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百四十七条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十三条第一項、第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第一百一条、第一百三、第一百五、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十条並びに第百六十一条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

(新設)

(新設)

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の

提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第四百四十八条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第四百四十九条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

（新設）

（新設）

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(新設)

(報告の徴収)

第五十条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(新設)

(命令)

第五十一条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(新設)

(認定の取消し)

第五十二条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(新設)

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2| 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示

しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(新設)

(資料の提出の要求及び実地調査)

第一百五十三条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(新設)

(指導及び助言)

第五十四条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(新設)

(勧告)

第五十五条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(新設)

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第五十六条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告を

(新設)

したときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第二百五十七条 第四百四十六条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第二百五十八条 第四百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四百四十五条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第二百五十条の規定による報告の徴収、第二百五十一条の規定による命令又は第二百五十二条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第四百四十五条第二項若しくは第三項若しくは第二百五十一条の規定による命令又は第二百五十二条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

〔送達に関する民事訴訟法の準用〕

第百五十九条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

〔公示送達〕

第百六十条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができ
る。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。

（新設）

（新設）

3| 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4| 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十一条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第五十八条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

(施行の状況の公表)

第六十二条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2| 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(国会に対する報告)

第六十三條 委員會は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(案内所の整備)

第六十四條 委員會は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第六十五條 この法律に規定する委員會の権限及び第四十七條第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第六十六條 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又

(新設)

(新設)

(新設)

第六章 雑則

(適用範囲)

第七十五條 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国に

は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(削る)

において取り扱う場合についても、適用する。

(適用除外)

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2| 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。

3| 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等(個人関連情報を除く。以下この項において同じ。)の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必

要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならぬ。

(地方公共団体が処理する事務)

第七十七条 この法律に規定する委員会の権限及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(外国執行当局への情報提供)

第七十八条 (略)

2 4 (略)

(国際約束の誠実な履行等)

第七十八条の二 (略)

(国会に対する報告)

第七十九条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(連絡及び協力)

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関(法律の

(削る)

(外国執行当局への情報提供)

第六十七条 (略)

2 4 (略)

(国際約束の誠実な履行等)

第六十八条 (略)

(削る)

(連絡及び協力)

第六十九条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長

(会計検査院長を除く。)は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならぬ。

(政令への委任)

第七十条 (略)

第八章 罰則

第七十一条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第

二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第七十九条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第七十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。)の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第八十一条 (略)

第七章 罰則

(新設)

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三條 第四十五條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四條 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第七十九條第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五條 第七十一條に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六條 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三條 第四十二條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十四條 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七條第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

第百七十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第百五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百七十八條 第百七十一條、第百七十二條及び第百七十四條から第百七十六條までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百七十三條及び第百七十四條 一億円以下の罰金刑
- 二 第百七十七條 同条の罰金刑

2 (略)

第百八十條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項(第三十一条第三項)において準用する場合を含む。

第八十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十六條 第八十二條及び第八十四條の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第八十三條及び第八十四條 一億円以下の罰金刑
- 二 第八十五條 同条の罰金刑

2 (略)

第八十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第二項(第二十六条の二第三項)において準用する場合を含む。

- 一 又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖繩科学技術大学院大学学園	沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）

- 含む。一 又は第五十五条の規定に違反した者
- 二 第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金 保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条、第五十八条、第六十六条、第二百二十三条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院 機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）

（新設）

<p>放送大学学園</p>	<p>機能推進機構</p>	<p>放送大学学園法</p>	<p>独立行政法人地域医療機能推進機構 年法律第七十一号</p>
---------------	---------------	----------------	--------------------------------------

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p>

第三節 (略)

第四節 (略)

第一款 (略)

第二款 (略)

第三款 (略)

第四款 審査請求(第四百四条―第四百七条)

第五款 条例との関係(第百八条)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第百九条―第百二十三条)

第六節 雑則(第百二十四条―第百二十九条)

第六章 (略)

第一節 設置等(第百三十条―第百四十五条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第百四十六条―第百五十二条)
(条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第百五十三条―第百五十五

条)

第三款 行政機関等の監視(第百五十六条―第百六十条)

第三節 送達(第百六十一条―第百六十四条)

第四節 雑則(第百六十五条―第百七十条)

第七章 雑則(第百七十一条―第百七十五条)

第八章 罰則(第百七十六条―第百八十五条)

附則

第三節 (略)

第四節 (略)

第一款 (略)

第二款 (略)

第三款 (略)

第四款 審査請求(第四百四条―第百六条)

(新設)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等(第百七条―第百二十一条)

第六節 雑則(第百二十二条―第百二十六条)

第六章 (略)

第一節 設置等(第百二十七条―第百四十二条)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督(第百四十三条―第百四十九
(条)

第二款 認定個人情報保護団体の監督(第百五十条―第百五十二条)

)

第三款 行政機関等の監視(第百五十三条―第百五十七条)

第三節 送達(第百五十八条―第百六十一条)

第四節 雑則(第百六十二条―第百六十五条)

第七章 雑則(第百六十六条―第百七十条)

第八章 罰則(第百七十一条―第百八十条)

附則

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第

二項第三号を除き、以下同じ。)

三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第

三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第

四項から第六項まで、第一百九条第五項から第七項まで並びに第百二

十五条第二項において同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる

業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係

る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第

二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十

九条第七項から第九項まで、第一百九条第八項から第十項まで並びに

第百二十五条第二項において同じ。)

第二章 国及び地方公共団体の責務等

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

(新設)

二 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第

三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項か

ら第五項まで、第一百七十七条第三項から第五項まで並びに第百二十三

条第二項において同じ。)

(新設)

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関し、て行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関し、て行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 (略)

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

(利用目的による制限)

第十八条 (略)

2 (略)

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十一条 (略)

(新設)

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

(利用目的による制限)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
- 二 二六（略）

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一（略）
- 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三（略）
- イ（略）
- ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 二六（略）

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一（略）
- 二 第百五十二条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三（略）
- イ（略）
- ロ 第百五十二条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消

しの日から二年を経過しない者

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定(同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。)を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(次に係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人情報関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人情報関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人情報関連情報の取扱いとみなして、この章(第三

しの日から二年を経過しない者

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定(同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十二条第一項第五号において同じ。)を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち別表第二に掲げる法人については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

2 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。)の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人情報関連情報の取扱い

十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。)及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一

条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。)及び

同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和二十二年法律第

二十六号)第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。))第二条第二項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保

については、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人情報取扱事業者との取扱いとみなして、この章(第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。))及び第六章から第八章までの規定を適用する。

(新設)

(新設)

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。))第二条第二項に規定する行政文書をいう。))又は法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に

有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 (略)

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。））、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加

関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 (略)

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。））、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

工情報をいう。

一 (略)

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ (略)

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六條第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 (略)

5 | この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏

一 (略)

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長又は独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条又は独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求をいう。）があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ (略)

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項又は独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十四條第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 (略)

(新設)

見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報という。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2・3 (略)

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(安全管理措置)

第六十六条 (略)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2・3 (略)

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第六十九条において同じ。)及び独立行政法人等(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(安全管理措置)

第六十六条 (略)

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四條第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八條第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八條第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七條 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前條第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六條において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

（新設）

二 別表第二に掲げる法人 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

三 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 前三号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七條 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前條第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十一條において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 (略)

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提

(漏えい等の報告等)

第六十八条 (略)

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受

供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3・4 (略)

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十八条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2・5 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 (略)

2・3 (略)

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるもの

ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3・4 (略)

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十六条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2・5 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

ではない。

(開示請求権)

第七十六条 (略)

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。)をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 四 (略)

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 (略)

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に

(開示請求権)

第七十六条 (略)

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第二百五条において「開示請求」という。)をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 四 (略)

五 行政機関の長が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 (略)

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く）

）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハト （略）

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とする。

（部分開示）

第七十九条 （略）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれてい

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハト （略）

（新設）

（部分開示）

第七十九条 （略）

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合

る場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第五十二条第二項第三号及び第七十七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められると

において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第五十二条第二項第三号及び第六十六条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

き。

二 (略)

3 (略)

(手数料)

第八十九条 (略)

2| 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3| 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4| 6 (略)

7| 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8| 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9| 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しななければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限

二 (略)

3 (略)

(手数料)

第八十九条 (略)

(新設)

2| 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3| 5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限

る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報^を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一・二 (略)

る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百五条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報^を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第百二十五条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百六条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五

条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第二百五条（略）

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十七条第一項第二号において同じ。）

二・三（略）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長であ

条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第二百五条（略）

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）

二・三（略）

（新設）

る場合にあつては、別に法律で定める審査会」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第六十六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がさ
--------	-------------------	--

(新設)

<p>第十三条第一項及び第二項、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條から第三</p>	<p>第十一条第二項</p>				
<p>審理員</p>	<p>第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）</p>	<p>前項において読み替えて適用する第三十六條</p>	<p>前項において読み替えて適用する第三十四條</p>	<p>前項において読み替えて適用する第三十一條第一項</p>	
<p>審査庁</p>	<p>審査庁</p>	<p>同法第百六條第二項において読み替えて適用する第三十六條</p>	<p>同法第百六條第二項において読み替えて適用する第三十四條</p>	<p>同法第百六條第二項において読み替えて適用する第三十一條第一項</p>	<p>れた行政庁（第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）</p>

<p>十七条まで、第三十八條第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條並びに第四十一條第一項及び第二項</p>	<p>執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき</p>	<p>執行停止の申立てがあつたとき</p>
<p>第二十九條第一項</p>	<p>審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに</p>	<p>審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに</p>
<p>第二十九條第二項</p>	<p>審理員は 提出を求める</p>	<p>審査庁は、審査庁が処分等以外である場合にあっては 提出を求め、審査庁が処分等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成す</p>

第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
第三十条第三項	提出があつたとき	提出があつたとき、又は弁明書を作成したとき
第三十一条第二項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
第三十一条第二項	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第四十一条第三項	審理員が	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第四十一条第三項	審査庁が	審査庁が
終結した旨並びに次条第一	終結した旨を通知する	

	<p>項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする</p>
<p>第四十四条</p>	<p>行政不服審査会等</p> <p>受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を</p>
<p>ものとする</p>	<p>第八十一条第一項又は第二項の機関</p> <p>受けたとき</p>

第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関	経たとき
第八十一条第三項において準用する	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁	
第七十四条	審査庁		

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第七十七条 (略)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第八十条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第六十六条 (略)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

(新設)

(新設)

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第百九条 (略)

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

- 一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百十一条 (略)

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十二条 (略)

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第百七条 (略)

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百八条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百八条各号」とする。

- 一 第百十条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第百十条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百九条 (略)

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十条 (略)

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してなければならない。

一〇三 (略)

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五〇八 (略)

3 (略)

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一〇四 (略)

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 (略)

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個

一〇三 (略)

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十四条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五〇八 (略)

3 (略)

(欠格事由)

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一〇四 (略)

五 第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 (略)

(提案の審査等)

第百十二条 行政機関の長等は、第百十条第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人

個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一・二 (略)

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十四条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第百十条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一・二 (略)

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 (略)

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 (略)

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

一 三 (略)

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることが

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十三条 (略)

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十四条 (略)

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

)

第百十五条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。この場合における当該個人情報ファイルについての第百八条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百八条各号」とあるのは、「第百八条各号並びに第百十五条各号」とする。

一 三 (略)

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十六条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることが

できる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定

できる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十条第二項及び第三項並びに第百十一条から第百十三条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十四条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十二条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十七条 第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定

めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3| 第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4| 前条第二項において準用する第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5| 第十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6・7| (略)

8| 第十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9| 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10| 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しななければならない。

めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(新設)

(新設)

3| 第十三条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

4・5| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 (略)
- 二 第百十三条各号(第百十八条第二項において準用する場合を含む。
()のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 (略)

(識別行為の禁止等)

第百二十一条 (略)

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

(従事者の義務)

第百二十二条 (略)

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百十八条 行政機関の長等は、第百十三条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 (略)
- 二 第百十一条各号(第百十六条第二項において準用する場合を含む。
()のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 (略)

(識別行為の禁止等)

第百十九条 (略)

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百七条第四項に規定する削除情報及び第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

(従事者の義務)

第百二十条 (略)

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第二百二十三條 (略)

第六節 雜則

(適用除外等)

第二百二十四條 (略)

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第二百二十五條 第五十八條第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人情報関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六條第二項(第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五條、前二節、前条第二項及び第二百二十七條を除く。)の規定、第七十七條及び第八十條の規定(これらの規定のうち第六十六條第二項第四号及び第五号(同項第四号に係る部分に限る。))に定める業務に係る部分を除く。)並びに第八十一條の規定は、適用しな

第二百二十一條 (略)

第六節 雜則

(適用除外等)

第二百二十二條 (略)

2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条又は独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節(第四款を除く。)の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

(適用の特例)

第二百二十三條 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人情報関連情報の取扱いについては、この章(第一節、第六十六條第二項(第三号及び第四号(同項第三号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)において準用する同条第一項、第七十五條、前二節、前条第二項及び第二百二十五條を除く。)の規定、第七十七條及び第七十五條の規定(これらの規定のうち第六十六條第二項第三号及び第四号(同項第三号に係る部分に限る。))に定める業務に係る部分を除く。)並びに第七十六條の規定は、適用しな

い。

2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。

3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十六条 （略）

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止

い。

2 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十五条及び次章から第八章まで（第七十一条、第七十五条及び第七十六条を除く。）の規定を適用する。

3 別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全機構（病院の運営の業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十四条 （略）

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十五条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止

請求又は第百二十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第百二十八条 （略）

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

（設置）

第百三十条 （略）

請求又は第百十条第一項若しくは第百十六条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第百二十六条 （略）

（新設）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

（設置）

第百二十七条 （略）

(任務)

第三百三十一条 (略)

(所掌事務)

第三百三十二条 (略)

(職権行使の独立性)

第三百三十三条 (略)

(組織等)

第三百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第三百三十五条 (略)

(任務)

第二百二十八条 (略)

(所掌事務)

第二百二十九条 (略)

(職権行使の独立性)

第三百十条 (略)

(組織等)

第三百十一条 (略)

2・3 (略)

4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第三百十二条 (略)

(身分保障)

第百三十六条 (略)

(罷免)

第百三十七条 (略)

(委員長)

第百三十八条 (略)

(会議)

第百三十九条 (略)

2・3 (略)

4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 (略)

(専門委員)

第百四十条 (略)

(事務局)

第百四十一条 (略)

(身分保障)

第百三十三条 (略)

(罷免)

第百三十四条 (略)

(委員長)

第百三十五条 (略)

(会議)

第百三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第百三十三条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 (略)

(専門委員)

第百三十七条 (略)

(事務局)

第百三十八条 (略)

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 (略)

(秘密保持義務)

第百四十三条 (略)

(給与)

第百四十四条 (略)

(規則の制定)

第百四十五条 (略)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章(第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人情報関連情報取扱事業者(以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。)その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人情報(以下この款及び第三款において「個人情報等」とい

(政治運動等の禁止)

第百三十九条 (略)

(秘密保持義務)

第百四十条 (略)

(給与)

第百四十一条 (略)

(規則の制定)

第百四十二条 (略)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十三条 委員会は、第四章(第五節を除く。次条及び第百四十八条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人情報関連情報取扱事業者(以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。)その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人情報(以下この款及び第三款において「個人情報等」とい

う。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(指導及び助言)

第百四十七条 (略)

(勧告及び命令)

第百四十八条 (略)

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 (略)

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条、第一百一条、第百三条、第百五条

う。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(指導及び助言)

第百四十四条 (略)

(勧告及び命令)

第百四十五条 (略)

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十六条 (略)

(権限の委任)

第百四十七条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十三条第一項、第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条、第一百一条、第百三条、第百五

、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

259 (略)

(事業所管大臣の請求)

第百五十一条 (略)

(事業所管大臣)

第百五十二条 (略)

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第百五十三条 (略)

(命令)

第百五十四条 (略)

(認定の取消し)

第百五十五条 (略)

第三款 行政機関等の監視

条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十条並びに第百六十一条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

259 (略)

(事業所管大臣の請求)

第百四十八条 (略)

(事業所管大臣)

第百四十九条 (略)

第二款 認定個人情報保護団体の監督

(報告の徴収)

第百五十条 (略)

(命令)

第百五十一条 (略)

(認定の取消し)

第百五十二条 (略)

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 (略)

(指導及び助言)

第百五十七条 (略)

(勧告)

第百五十八条 (略)

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 (略)

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若し

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十三条 (略)

(指導及び助言)

第百五十四条 (略)

(勧告)

第百五十五条 (略)

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十六条 (略)

(委員会の権限の行使の制限)

第百五十七条 第百四十六条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百五十八条 第百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十五条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若し

くは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第百六十二条（略）

（公示送達）

第百六十三条（略）

（電子情報処理組織の使用）

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送

くは第三項の規定による命令、第百五十条の規定による報告の徴収、第百五十一条の規定による命令又は第百五十二条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第百四十五条第二項若しくは第三項若しくは第百五十一条の規定による命令又は第百五十二条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第百五十九条（略）

（公示送達）

第百六十条（略）

（電子情報処理組織の使用）

第百六十一条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百五十八条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送

達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十五条 （略）

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2| 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2| 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事

達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十二条 （略）

（新設）

（新設）

項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければなら
ない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について
準用する。

(国会に対する報告)

第六十八條 (略)

(案内所の整備)

第六十九條 (略)

(地方公共団体が処理する事務)

第七十條 この法律に規定する委員会の権限及び第七十條第一項又は
第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属
する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執
行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第七十一條 (略)

(外国執行当局への情報提供)

(国会に対する報告)

第六十三條 (略)

(案内所の整備)

第六十四條 (略)

(地方公共団体が処理する事務)

第六十五條 この法律に規定する委員会の権限及び第七十條第一項
又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限
に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他
の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第六十六條 (略)

(外国執行当局への情報提供)

第一百七十二条 (略)

(国際約束の誠実な履行等)

第一百七十三条 (略)

(連絡及び協力)

第一百七十四条 (略)

(政令への委任)

第一百七十五条 (略)

第八章 罰則

第一百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第

二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十

第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又

は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の

取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、

正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十

第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又

は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万

円以下の罰金に処する。

第一百六十七条 (略)

(国際約束の誠実な履行等)

第一百六十八条 (略)

(連絡及び協力)

第一百六十九条 (略)

(政令への委任)

第一百七十条 (略)

第八章 罰則

第一百七十一条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第

二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第一百十九

第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又

は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取

扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正

当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十

二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は

加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円

以下の罰金に処する。

第七十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 (略)

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

七十二條 第四十條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

七十三條 第四十五條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

七十四條 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第七十九条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

七十五條 第七十一条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 (略)

七十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条及び第七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第八十二条 同条の罰金刑

2 (略)

第八十五条 (略)

附則

した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十八条 第七十一条、第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十三条及び第七十四条 一億円以下の罰金刑

二 第七十七条 同条の罰金刑

2 (略)

第八十条 (略)

附則

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百十条及び第一百十一条の規定の適用については、当分の間、第一百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第一百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

別表第二(第二条、第五十八条関係)

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
第四条第三項第三十八号の次に次の一号を加える。
三十八の二 個人情報の保護に関する基本方針(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
第三十八条第一項第一号中「並びに市民活動の促進」を「、市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中「(昭和四十八年法律第二百一十一号)」の下に「及び個人情報の保護に関する法律」を加える。

別表第二(第二条、第五十八条、第六十六条、第二百二十三条関係)

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）（第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査の申請）</p> <p>第五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（再審査の申請）</p> <p>第六十二条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（審査の申請）</p> <p>第二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>（審査の申請）</p> <p>第五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、<u>政令</u>で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（再審査の申請）</p> <p>第六十二条 審査の申請の裁決に不服がある者は、<u>政令</u>で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（審査の申請）</p> <p>第二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、<u>政令</u>で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。</p> <p>一〇十（略）</p>

2・3 (略)

(再審査の申請)

第二百三十条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 (略)

(審査の申請)

第二百七十五条 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、その海上保安留置施設の所在地(当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地)を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(再審査の申請)

第二百七十六条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 (略)

2・3 (略)

(再審査の申請)

第二百三十条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 (略)

(審査の申請)

第二百七十五条 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、その海上保安留置施設の所在地(当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地)を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

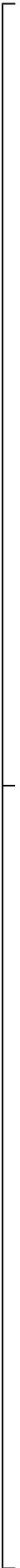
一〇九 (略)

2・3 (略)

(再審査の申請)

第二百七十六条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 (略)



○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）（第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（書面の送付等） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融機関は、第一項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十四条において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を送付したものとみなす。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合において、申請人が現に利用する電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）が知れないときその他同項の規定により第一項の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができないときとして主務省令で定めるときは、金融機関において当該書面に記載すべき内容を書面に出力し、これを保管し、かつ、第二項に規定する措置をとることをもつて第一項の規定による送付に代えることができる。</p>	<p>（書面の送付等） 第十四条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（新設）</p>

(電磁的記録又は電磁的方法による求め等)

第三十四条 第四条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、第五条第一項第七号の規定による通知、第六条第一項又は第二項の規定による通知、第十条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、同条第二項の規定による通知、第十一条第一項第七号の規定による通知、第十六条第三項の規定による通知、第十八条第一項の規定による求め及び第二十五条第三項の規定による通知は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法をもつて行うことができる。

(電磁的記録又は電磁的方法による求め等)

第三十四条 第四条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、第五条第一項第七号の規定による通知、第六条第一項又は第二項の規定による通知、第十条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、同条第二項の規定による通知、第十一条第一項第七号の規定による通知、第十六条第三項の規定による通知、第十八条第一項の規定による求め及び第二十五条第三項の規定による通知は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)をもつて行うことができる。

の対象となった特定組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資（当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。）。

六〇十一（略）

2・3（略）

（再生支援決定）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付（同条第三項の規定により書面を交付したもの）とみなされた場合を含む。）を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4～8（略）

（特定専門家派遣に係る決定）

第三十二条の九（略）

2（略）

の対象となった特定組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資（当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。）。

六〇十一（略）

2・3（略）

（再生支援決定）

第二十五条（略）

2（略）

3 第一項の申込みをする事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。）から第六十一条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4～8（略）

（特定専門家派遣に係る決定）

第三十二条の九（略）

2（略）

3| 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一条第三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

4| (略)

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十 特定組合の無限責任組合員（無限責任組合員となろうとする者又は無限責任組合員となる法人を設立しようとする者を含む。第三項及び第三十八条第一項第五号において同じ。）は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。

2| (略)

3| 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

4| 5| 6| (略)

(産業競争力強化法との関係)

第六十一条 (略)

(新設)

3| (略)

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十 特定組合の無限責任組合員（無限責任組合員となろうとする者又は無限責任組合員となる法人を設立しようとする者を含む。第三項及び第三十八条第一項第五号において同じ。）は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。

2| (略)

(新設)

3| 5| (略)

(産業競争力強化法との関係)

第六十一条 (略)

2
(略)

3| 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、当該書面を交付したものとみなす。

2
(略)

(新設)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 個人番号カード（<u>第十六条の二―第十八条の二</u>）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 <u>機構処理事務等の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の十三）</u></p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに<u>第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 個人番号カード（<u>第十七条・第十八条</u>）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 <u>機構処理事務の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の七）</u></p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに<u>第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例</u></p>

事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

第九条 (略)

2 3 4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第五号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。

事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

第九条 (略)

2 3 4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として、政令で定める措置をとらなければならない。

2・3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項並びに第十八条の二第三項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しな

第三章 個人番号カード

(新設)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、前条の政令で定める措置をとらなければならない。

2・3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合

なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5～8 (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報^{（一）}の提供をしてはならない。

一 (略)

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十二号に規定する場合を除く。)

三 (略)

四 一の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。

以下この号において同じ。)における従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下こ

においては、前項の規定を準用する。

5～8 (略)

(新設)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報^{（一）}の提供をしてはならない。

一 (略)

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十一号に規定する場合を除く。)

三 (略)

(新設)

の号において同じ。)であつた者が他の使用者等における従業者等になつた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するときは。

五〇十七 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならぬ。

一・二 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第

四〇十六 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならぬ。

一・二 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第

一項において同じ。)を内閣総理大臣から取得することができる。

2(4) (略)

5 第十九条(第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。

)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 (略)

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは「第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)」において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第

一項において同じ。)を内閣総理大臣から取得することができる。

2(4) (略)

5 第十九条(第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。

)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。)の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 (略)

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)」において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第

二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等

二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務(第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等

事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第八号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第九号)」と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価)

事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)」と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～四（略）

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三、第三十八条の三の二第二項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六・七（略）

2～5（略）

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～四（略）

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六・七（略）

2～5（略）

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	(略)	(略)
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
当該保有個人情報	報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	(略)	(略)
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
当該保有個人情報	報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条

<p>第三十五条 (略)</p>	<p>行政機関個人情報保護法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>報の提供先</p>	<p>当該保有個人情報</p>	<p>当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号</p>	<p>第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条理事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）</p>
----------------------	-----------------------	------------------	--------------	-----------------	---------------------------------------	--

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条 (略)</p>	<p>行政機関個人情報保護法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>報の提供先</p>	<p>当該保有個人情報</p>	<p>当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号</p>	<p>第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条理事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）</p>
----------------------	-----------------------	------------------	--------------	-----------------	---------------------------------------	--

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条 (略)</p> <p>読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>読み替える字句</p>	<p>3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</p>
<p>第三十五条</p>	<p>当該保有個人情報 の提供先</p>	<p>内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番</p>	<p>3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</p>

<p>第三十五条 (略)</p> <p>読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>読み替える字句</p>	<p>3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</p>
<p>第三十五条</p>	<p>当該保有個人情報 の提供先</p>	<p>内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番</p>	<p>3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</p>

<p>の規定 個人情報保護法 独立行政法人等 読み替えられる</p>	<p>字句 読み替えられる</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）</p>
--	-----------------------	----------------	--

<p>の規定 個人情報保護法 独立行政法人等 読み替えられる</p>	<p>字句 読み替えられる</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）</p>
--	-----------------------	----------------	--

(略)	第三十五条	(略)	(略)
	当該保有個人情報 報の提供先	(略)	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第 十九号の第八号に規定する情 報照会者若しくは情報提供者 又は同条第九号に規定する 条理事務関係情報照会者 (当該訂正に係る同法第二十三 条第一項及び第二項に規定す る記録された者であつて、当 該開示請求を受けた者以外の ものに限る。)

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十五号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報そ

(略)	第三十五条	(略)	(略)
	当該保有個人情報 報の提供先	(略)	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第 十九号の第七号に規定する情 報照会者若しくは情報提供者 又は同条第八号に規定する 条理事務関係情報照会者 (当該訂正に係る同法第二十三 条第一項及び第二項に規定す る記録された者であつて、当 該開示請求を受けた者以外の ものに限る。)

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報そ

の他の総務省令で定める情報（以下この条及び次条第二項において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

（機構の役員等の秘密保持義務）

第三十八条の三の二 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）

の他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

（新設）

（新設）

第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）
- 二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項
- 三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項
- 四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第三十八条の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達

（新設）

成するためとるべき措置

三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(個人番号カード関係事務に係る年度計画)

第三十八条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画(次条第五項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等)

第三十八条の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度に

(新設)

(新設)

おける個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2| 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3| 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4| 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

5| 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかったときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）

（新設）

（新設）

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

259 (略)

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 (略)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

259 (略)

(新設)

第五十二条の二 (略)

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表第一（第九条関係）

一〇六の二（略）	（略）
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八〇十二（略）	（略）
十三 削除	
十四〇三三三の二（略）	（略）
三三三の三 都道府県知事	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務

第五十六条 第四十八条から第五十二条の二までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表第一（第九条関係）

一〇六の二（略）	（略）
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八〇十二（略）	（略）
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四〇三三三の二（略）	（略）
（新設）	

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
別表第二(第十九条、第二十一条関係)			
三十四 市町村長			であつて主務省令で定めるもの
三十五～五十三 (略)			
五十四 地方公務員災害補償基金			地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五～八十一 (略)			
八十二 削除			
八十三～九十九 (略)			

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
別表第二(第十九条、第二十一条関係)			
三十四 市町村長			知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十五～五十三 (略)			
五十四 地方公務員災害補償基金			地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十五～八十一 (略)			
八十二 厚生労働大臣			心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三～九十九 (略)			

		十 市町村長	一〇九 (略)
		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
等	都道府県知事	都道府県知事	(略)
又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	(略)

		十 市町村長	一〇九 (略)
		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
等	都道府県知事	都道府県知事	(略)
又は中国残留邦人	生活保護関係情報 又は中国残留邦人	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	(略)

			<p>する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>市町村長</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定め</p>	<p>戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

知事 又は都道府県 厚生労働大臣	都道府県知事	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	社会福祉協議 会	母子及び父子並び に寡婦福祉法によ る資金の貸付けに 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	の	るもの 社会福祉法による 生計困難者に対し て無利子又は低利 で資金を融通する 事業の実施に関す る情報であつて主 務省令で定めるも の
知事 又は都道府県 厚生労働大臣	都道府県知事	母子及び父子並び に寡婦福祉法によ る資金の貸付けに 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	特別児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの				

知事 又は都道府県 厚生労働大臣	都道府県知事	母子及び父子並び に寡婦福祉法によ る資金の貸付けに 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	特別児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの				
------------------------	--------	---	--	--	--	--	--

百二の二 市町 村長	三十一～百二 (略)	健康増進法に よる健康増進 事業の実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	市町村長	健康増進法による 健康増進事業の実 施に関する情報で あつて主務省令で 定めるもの
百八 都道府県 知事又は市町 村長	百三～百七 (略)	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律によ る自立支援給	市町村長	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情

百二の二 市町 村長	三十一～百二 (略)	(新設)	市町村長	住民票関係情報、 児童手当関係情報 又は介護保険給付 等関係情報であつ て主務省令で定め るもの
百八 都道府県 知事又は市町 村長	百三～百七 (略)	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律によ る自立支援給	市町村長	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情

百九〇百十二									
(略)									付の支給又は 地域生活支援 事業の実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の
(略)									都道府県知事
(略)									都道府県知事
(略)									報又は障害者自立 支援給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
									児童福祉法による 障害児入所支援に 関する情報、障害 者関係情報又は障 害者自立支援給付 関係情報であつて 主務省令で定める もの
									生活保護関係情報 又は中国残留邦人 等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
									厚生労働大臣 又は日本年金 機構

百九〇百十二									
(略)									付の支給又は 地域生活支援 事業の実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の
(略)									都道府県知事
(略)									都道府県知事
(略)									報又は障害者自立 支援給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの
									児童福祉法による 障害児入所支援に 関する情報又は障 害者関係情報であ つて主務省令で定 めるもの
									生活保護関係情報 又は中国残留邦人 等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
									厚生労働大臣 又は日本年金 機構

百十四～百二十 (略)	<p>(略)</p> <p>百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p>	(略)	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律</p>	(略)	<p>都道府県知事等</p> <p>市町村長</p>	(略)	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>
百十四～百二十 (略)	<p>(略)</p> <p>百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p>	(略)	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律</p>	(略)	<p>市町村長</p>	(略)	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

一〇六（略）	（略）	一〇六（略）	（略）
七（略）	（略）	六の二（略）	（略）
八 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九・十（略）	（略）	八・九（略）	（略）
十一 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり	（新設）	

二十・二十一 (略)	(略)
(削る)	(略)
二十二～二十七 (略)	(略)
二十八 厚生労働大臣	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による診療放射線技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九 国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験の執行に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十 日本税理士会連 合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一 国税庁長官	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二～三十六 (略)	(略)
(削る)	(略)
三十七 (略)	(略)
三十八 厚生労働大臣	歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十九 (略)	(略)

十一・十二 (略)	(略)
十三 削除	(略)
十四～十九 (略)	(略)
(新設)	(略)
二十～二十四 (略)	(略)
二十五 削除	(略)
二十六 (略)	(略)
(新設)	(略)
二十七 (略)	(略)

四十一～四十三 (略)	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣
四十四 (略)	(略)	
四十五～四十七 (略)	(略)	
四十八・四十九 (略)	(略)	
五十～五十二 (略)	(略)	
五十三 厚生労働大臣	薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六号)による薬剤師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
五十四 (略)	(略)	
五十五・五十六 (略)	(略)	
五十七 (略)	(略)	
五十八～六十七 (略)	(略)	
六十八 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)による理学療法士又は作業	

二十八～三十 (略)	(略)	(新設)
三十一～三十三 (略)	(略)	
三十三の二・三十三の三 (略)	(略)	
三十四～三十六 (略)	(略)	
三十六の二 (略)	(略)	(新設)
三十七・三十八 (略)	(略)	
三十八の二 (略)	(略)	
三十九～四十八 (略)	(略)	
(新設)		

十九 都道府県		十八 厚生労働大臣	十九 十七 (略)	九 都道府県知事	一 八 (略)
栄養士法によるもの	栄養士法によるもの	あん摩マツサ ージ指圧師、 はり師、きゆう師等に関する法律によるあん摩マツサ ージ指圧師、 はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
法務大臣	法務大臣	法務大臣	(略)	法務大臣	(略)
戸籍関係情報である	戸籍関係情報である	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)

(新設)		(新設)	九 十六 (略)	(新設)	一 八 (略)
			(略)		(略)
			(略)		(略)
			(略)		(略)

<p>三十一 厚生労働大臣</p>	<p>二十九 都道府県知事</p>	<p>二十八 厚生労働大臣</p>	<p>二十七 厚生労働大臣</p>
<p>歯科衛生士法による歯科衛生</p>	<p>保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>
<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

四十二 厚生労働大臣	三十一 (略)	(削る)	三十二～四十一 (略)	四十三 日本税理士会連合会	四十四～四十七 (略)
診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
法務大臣	(略)	(略)	(略)	法務大臣	(略)
戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)

(新設)	二十一 削除	二十 (略)	二十二～三十一 (略)	(新設)	三十二～三十五 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

大臣	七十 厚生労働 (略)	五十二～六十九 (略)	五十一 厚生労働大臣 等に關する法律による臨床検査技師の免 許に關する事務であつて主務省令で定めるもの	五十 (略)	四十九 厚生労働大臣 歯科技工士法による歯科技工士の免許に關する事務であつて主務省令で定めるもの	四十八 (略)	(削る)	(略)
	薬剤師法による薬剤師の免	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣		
	戸籍關係情報であつて主務省令で定	(略)	戸籍關係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	戸籍關係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)		

(新設)	三十九～五十六 (略)	(略)	(新設)	三十八 (略)	(新設)	三十七 (略)	三十六 削除	(略)
	(略)			(略)		(略)		
	(略)			(略)		(略)		
	(略)			(略)		(略)		

大臣 百六 厚生労働	九十四～百五 (略)		九十三 厚生労働大臣 視能訓練士法 による視能訓 練士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	九十二 厚生労働大臣 柔道整復師法 による柔道整 復師の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	会連合会 会保険労務士 の登録に関す る事務であつ て主務省令で 定めるもの
大臣 社会福祉士及 び介護福祉士	(略)	法務大臣	法務大臣	法務大臣	
大臣 戸籍関係情報であ つて主務省令で定	(略)		戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	めるもの

(新設) (略)	七十四～八十五 (略)		(新設)	(新設)	
	(略)				
	(略)				
	(略)				

<p>百九 厚生労働 大臣</p>	<p>百八 厚生労働 大臣</p>	<p>百七 厚生労働 大臣</p>	
<p>救急救命士法 による救急救 の</p>	<p>義肢装具士法 による義肢装 具士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の</p>	<p>臨床工学技士 法による臨床 工学技士の免 許に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの</p>	<p>法による社会 福祉士又は介 護福祉士の登 録に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの</p>
<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>	
<p>戸籍関係情報であ つて主務省令で定</p>	<p>戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの</p>	<p>戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの</p>	<p>めるもの</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

労働大臣 百二十二 厚生	百二十一 (略)		百二十 都道府 県知事	百十一 百十九 (略)	百十 (略)	命士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の
精神保健福祉 士法による精 神保健福祉士 の登録に關す る事務であつ	(略)		介護保険法に よる介護支援 専門員の登録 に關する事務 であつて主務 省令で定める もの	(略)	(略)	
法務大臣	(略)		法務大臣	(略)	(略)	
戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	(略)		戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	(略)	(略)	めるもの

(新設)	九十五 (略)		(新設)	八十六 九十四 (略)	八十五の二 (略)	
	(略)			(略)	(略)	
	(略)			(略)	(略)	
	(略)			(略)	(略)	

百二十三 厚生 労働大臣	二百二十四～百三十一 十 (略)	百三十一 (略)	百三十二～百四十四 十四 (略)	百四十五 (略)	百四十六～百五十一 十 (略)	百五十一 文部 科学大臣又は 厚生労働大臣	て主務省令で 定めるもの	言語聴覚士法 による言語聴 覚士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	法務大臣	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	法務大臣				戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの
						法務大臣				戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの

(新設)	九十六～百二 (略)	百二の二 (略)	百三～百十五 (略)	百十五の二 (略)	百十六～百二十 (略)	(新設)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 地方公共団体情報システム機構は、<u>国及び地方公共団体</u>が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）<u>、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定款）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 機構の定款の変更は、<u>内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。</u></p> <p>（代表者会議の設置及び組織）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定款）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 機構の定款の変更は、<u>総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</u></p> <p>（代表者会議の設置及び組織）</p>

第八条 (略)

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員、第二号に掲げる委員及び第三号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 主務大臣又はその指名する職員

二 (略)

三 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、主務大臣と都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織とが共同して選定する者

3 委員の定数は、九人以上十二人以内において定款で定める。

4・5 (略)

6 第二項第一号に掲げる委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第二号に掲げる委員が都道府県知事、市長若しくは町村長でなくなったときは、それぞれその職を失うものとする。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、代表者会議が主務大臣の認可を受けて任命する。

2 (略)

3 理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

(役員解任)

第八条 (略)

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

(新設)

一 (略)

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4・5 (略)

6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。

(役員任命)

第十三条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2 (略)

3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

(役員解任)

第十六条 (略)

2 代表者会議は、その任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、主務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。

一～四 (略)

3 理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するとき
は、その役員を解任することができる。

4 (略)

5 理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け
出なければならない。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし
た機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十三条第三項、第十六条第五項、第二十三条第一項、第二十九条
第二項又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
たとき。

四～八 (略)

附則

(デジタル基盤改革支援基金)

第九条の二 機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号の
いずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てる

第十六条 (略)

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の
いずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一～四 (略)

(新設)

3 (略)

4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を
総務大臣に届け出なければならない。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし
た機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十三条第三項、第十六条第四項、第二十三条第一項、第二十九条
第二項又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
たとき。

四～八 (略)

附則

(新設)

ためにデジタル基盤改革支援基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 第二十二号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの
イ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ 地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する支援

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2| 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3| 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

4| 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第四十七条及び第六

十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第九条の三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、基金に係る業務として機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「地方公共団体情報システム機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「地方公共団体情報システム機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「地方公共団体情報システム機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「地方公共団体情報システム機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（新設）

○ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（抄）（第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被災地短期借地権）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>（被災地短期借地権）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）（第五十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

附則			
（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）			
第五条（略）			
<p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	改正前厚生年金 保険法第七十 六条の二第一項	基金（第百十 一条第一項若 しくは	基金（
(略)	署名押印した 連合会	含む。）又は	含む。）
(略)	記名した		

3・4 (略)

現行

附則			
（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）			
第五条（略）			
<p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	改正前厚生年金 保険法第七十 六条の二第一項	基金（第百十 一条第一項若 しくは	基金（
(略)	連合会	含む。）又は	含む。）
(略)			

3・4 (略)

(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)

第三十八条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七十六条の二第一項	基金(第一百一条第一項若しくは第四百十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第四百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。)又は連合会	連合会

(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)

第三十八条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七十六条の二第一項	基金(第一百一条第一項若しくは第四百十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第四百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。)又は連合会	連合会

3・4 (略)	(略)	
	(略)	署名押印した
	(略)	記名した
3・4 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	

改正案	現行
<p>（口頭による審査請求）</p> <p>第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。</p>	<p>（口頭による審査請求）</p> <p>第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（登録事項の変更の届出等） 第三十一条（略）</p> <p>2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受 理したときは、その届出があつた事項を公認心理師登録簿に登録 するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を 証する書類を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名 等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 （平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利 用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す る方法により行うものとする。</p> <p>（登録証の書換交付等の手数料） 第三十五条 登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければな らない。</p>	<p>（登録事項の変更の届出等） 第三十一条（略）</p> <p>2 公認心理師は、前項の規定による届出をするときは、当該届出 に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。</p> <p>（新設） （変更登録等の手数料） 第三十五条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録 証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める 額の手数を国に納付しなければならない。</p>

<p>第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条並びに第三十五条の規定の適用については、第二十九条中「文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、並びに第三十五条中「国」とあるのは「指定登録機関」とする。</p> <p>2 指定登録機関が登録（変更の登録を含む。）を行う場合において、当該登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、第二十九条中「文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、並びに第三十五条中「国」とあるのは「指定登録機関」とする。</p> <p>2 指定登録機関が登録を行う場合において、公認心理師の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第三十八条ノ二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報（同法第六十条第一項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ）ニ付テハ之ヲ適用セズ</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第三十八条ノ二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報（同法第二条第五項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ）ニ付テハ之ヲ適用セズ</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第三条 (略) 2 〵 12 (略)</p> <p>13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三 条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。 ）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪 問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、 保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第 二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証 明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認 証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項 に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の 厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る 情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い 、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又 は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護</p>	<p>(定義) 第三条 (略) 2 〵 12 (略)</p> <p>13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三 条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。 ）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪 問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、 保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第 二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証 明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認 証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項 に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、 被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に 必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受け て当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当 該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者で</p>

事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをい
う。

あることの確認を受けることをいう。

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～11 (略)</p> <p>12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～11 (略)</p> <p>12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を</p>

用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

改正案	現行
<p>（療養の給付） 第三十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険</p>	<p>（療養の給付） 第三十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者</p>

医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。) その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。) その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付） 第六十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保</p>	<p>（療養の給付） 第六十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けること</p>

険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4
4
7 (略)

をいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4
4
7 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p>
<p>（略） 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）</p>	<p>（略） 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）</p>	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第三条第三項（第九条第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九條第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）、第七項並びに第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七</p>	<p>（新設）</p>		

項の規定により市町村が処理することとさ
れている事務

改正案

現行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律	法律	法律	法律
（略）	（略）	（略）	（略）
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）	<p>第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

いて準用する場合を含む。)及び第七項並びに第二十二條の二第二項において準用する第二十二條第三項(第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。)及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

改正案	現行
<p>第二百十一条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、第十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。</p> <p>第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>第二百十一条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、第十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。</p> <p>第二百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（貸付期間）</p> <p>第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二條第一項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（貸付期間）</p> <p>第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二條の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十三条の二（略）</p> <p>② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節の規定は、適用しない。</p> <p>③・④（略）</p>	<p>第五十三条の二（略）</p> <p>② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。</p> <p>③・④（略）</p>

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（漁獲割当管理原簿） 第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 漁獲割当管理原簿に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（漁獲割当管理原簿） 第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 漁獲割当管理原簿に記録されている保有個人情報（<u>行政機関</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>4（略）</p>

○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(登録) 第五十九条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>(登録) 第五十九条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報（<u>行政機関</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外） 第三十六条の四（略） 2・3（略） 4 自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（他の法律の適用除外） 第三十六条の四（略） 2・3（略） 4 自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二章第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>6 （略）</p> <p>5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（登録） 第八条の二十 （略）</p>	<p>6 （略）</p> <p>5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（登録） 第八条の二十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外） 第八条の五（略）</p> <p>2 航空機登録原簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（他の法律の適用除外） 第八条の五（略）</p> <p>2 航空機登録原簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二章第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>6 （略）</p> <p>5 ダム使用権登録簿に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>6 （略）</p> <p>5 ダム使用権登録簿に記録されている保有個人情報（<u>行政機関</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（証明等の請求） 第百八十六条（略） 2・3（略） 4 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（証明等の請求） 第百八十六条（略） 2・3（略） 4 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報を含む。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（証明等の請求） 第六十三条（略） 2・3（略） 4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（証明等の請求） 第六十三条（略） 2・3（略） 4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（証明等の請求） 第七十二条（略） 2・3（略） 4 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報</u>をいう。）については、<u>同法第五章第四節の規定は、適用しない。</u></p>	<p>（証明等の請求） 第七十二条（略） 2・3（略） 4 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報</u>をいう。）については、<u>同法第四章の規定は、適用しない。</u></p>

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録手続等） 第七十八条（略） 2～8（略） 9 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p> <p>10（略）</p>	<p>（登録手続等） 第七十八条（略） 2～8（略） 9 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>10（略）</p>

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だなの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法
 (昭和五十三年法律第八十一号) (抄) (附則第二十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(登録) 第三十二条 (略) 2～5 (略) 6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報(個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(登録) 第三十二条 (略) 2～5 (略) 6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。</p> <p>7 (略)</p>

○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 登記ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（他の法律の適用除外）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（謄本等の交付及び閲覧等の請求） 第四十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（謄本等の交付及び閲覧等の請求） 第四十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求） 第十二条（略） 2～4（略） 5 ファイルに記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求） 第十二条（略） 2～4（略） 5 ファイルに記録されている保有個人情報（<u>行政機関</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（証明等の請求） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 品種登録簿等に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（証明等の請求） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 品種登録簿等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録） 第二十七条（略） 2～4（略） 5 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。 6（略）</p>	<p>（登録） 第二十七条（略） 2～4（略） 5 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。 6（略）</p>

○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外） 第三十一条（略） 2・3（略） 4 原簿に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、<u>同法第五章第四節</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>（他の法律の適用除外） 第三十一条（略） 2・3（略） 4 原簿に記録されている保有個人情報（<u>行政機関</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、<u>同法第四章</u>の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>4 （略）</p> <p>3 前項の求めを受けた者は、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等関係情報を提供することについて第一項に規定する所有者その他の利害関係人の同意を得なければならない。</p>	<p>4 （略）</p> <p>3 前項の求めを受けた者は、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等関係情報を提供することについて第一項に規定する所有者その他の利害関係人の同意を得なければならない。ただし、当該求めを受けた者が<u>地方公共団体の長である場合において、当該地方公共団体の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（商業登記法の準用）</p> <p>第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法</p>	<p>（商業登記法の準用）</p> <p>第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報</p>

律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（商業登記法の準用）</p> <p>第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法</p>	<p>（商業登記法の準用）</p> <p>第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報</p>

律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）</p> <p>第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条から第四十六条まで（会社の支配人の登記、添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条ま</p>	<p>（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）</p> <p>第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条から第四十六条まで（会社の支配人の登記、添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条ま</p>

で（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）」又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第百八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第二百十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委

で（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）」又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において準用する会社法第三百九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第百八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第二百十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委

任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条から第十九条の三まで（申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）、第二十一条から第二十三条の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四条（第十一号及び第十二号を除く。）（申請の却下）、第二十五条から第二十七条まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第五十一条、第五十二条（本店移転の登記）、第二百二十八条（申請人）、第二百二十九条（外国会社の登記）、第三百十条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは

任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条から第十九条の三まで（申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）、第二十一条から第二十三条の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四条（第十一号及び第十二号を除く。）（申請の却下）、第二十五条から第二十七条まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第五十一条、第五十二条（本店移転の登記）、第二百二十八条（申請人）、第二百二十九条（外国会社の登記）、第三百十条第一項及び第三項（変更の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項

は「日本国内の事務所」と、同法第二百二十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同条第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第三百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」と、同法第二百二十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同条第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第三百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（商業登記法等の準用）</p> <p>第百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から第二十七条まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項及び第五項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置によ</p>	<p>（商業登記法等の準用）</p> <p>第百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から第二十七条まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項及び第五項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置によ</p>

る変更の登記)、第七十一条(解散の登記)、第七十三条から第七十五条まで(清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記)及び第三百三十二条から第四百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十条まで(第九十五条、第一百一十一条及び第一百八十八条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第五十条まで」と、「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第九百三十二条並びに」とあるのは「第九百三十二条及び」と、同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)(第二十条第四項において準用する会社法第九百三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役)」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号中「会社法第三百三十三条第一項」と

る変更の登記)、第七十一条(解散の登記)、第七十三条から第七十五条まで(清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記)及び第三百三十二条から第四百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十条まで(第九十五条、第一百一十一条及び第一百八十八条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第五十条まで」と、「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第九百三十二条並びに」とあるのは「第九百三十二条及び」と、同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」という。)(第二十条第四項において準用する会社法第九百三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役)」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号中「会社法第三百三十

あるのは「資産流動化法第七十一条第一項」と、「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十三条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十六条第四項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第六十七条第一項第一号」と、「同法第四百八十三条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第四項」と、同法第七十三条第二項中「会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第六十七条第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四条第一項中「会社法第九百二十八条第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第七十条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第八十三条第一項において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2
(略)

三条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第一項」と、「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十三条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十六条第四項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第六十七条第一項第一号」と、「同法第四百八十三条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第四項」と、同法第七十三条第二項中「会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第六十七条第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四条第一項中「会社法第九百二十八条第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第七十条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第八十三条第一項において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2
(略)

○ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（抄）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十七条 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十五条中「、第二条」を削り、「第五条まで」の下に「（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）」を、「第十五条まで」の下に「（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）」を加え、「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「除く。」の下に「まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下）」を、「第二十六条」の下に「（行政区画等の変更）」を加え、「、第四十八条から第五十三条まで及び」を「（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）」に、</p>	<p>（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十七条 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十五条中「、第二条」を削り、「第五条まで」の下に「（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）」を、「第十五条まで」の下に「（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）」を加え、「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「除く。」の下に「まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下）」を、「第二十六条」の下に「（行政区画等の変更）」を加え、「、第四十八条から第五十三条まで及び」を「（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）」に、</p>

「第四百四十八条まで」を「第三百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び第三百三十九条から第四百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）」に、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」を「第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体（同法第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）に関する登記」に改める。

「第四百四十八条まで」を「第三百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び第三百三十九条から第四百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）」に、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」を「第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体（同法第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）に関する登記」に改める。

改正案	現行
<p>（優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等についての課税価格の計算の特例）</p> <p>第七十一条の七 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この項及び次項において「都市計画区域」という。）内で主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業（当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであり、かつ、当該住宅地の供給が土地等の分譲又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二條第一項の規定の適用を受けるもの（以下この条において「定期借地権」という。）の設定により行われるものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を施行する者として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「優良宅地造成事業者」という。）が課税時期において有する土地等で当該事業に係るもの（当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られた者に対して分譲されるものその他政令で定めるもの（以下この項において「優先分譲宅地等」という。）があるときは、当該優先分譲宅地等に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「供給予定地」という。）については、地価税法第六条から第八条まで及び附</p>	<p>（優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等についての課税価格の計算の特例）</p> <p>第七十一条の七 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この項及び次項において「都市計画区域」という。）内で主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業（当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであり、かつ、当該住宅地の供給が土地等の分譲又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二條の規定の適用を受けるもの（以下この条において「定期借地権」という。）の設定により行われるものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を施行する者として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「優良宅地造成事業者」という。）が課税時期において有する土地等で当該事業に係るもの（当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られた者に対して分譲されるものその他政令で定めるもの（以下この項において「優先分譲宅地等」という。）があるときは、当該優先分譲宅地等に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「供給予定地」という。）については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三</p>

則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から前条までの規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良宅地造成事業者の同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該供給予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

条第二項の規定並びに第七十一条の二から前条までの規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良宅地造成事業者の同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該供給予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

改正案	現行
<p>（療養の機関及び費用の負担）</p> <p>第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の財務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けること</p>	<p>（療養の機関及び費用の負担）</p> <p>第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることという。以下同じ。）その他</p>

とをいう。以下同じ。)その他財務省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三 (略)

二〇七 (略)

財務省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、組合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三 (略)

二〇七 (略)

改正案	現行
<p>（療養の機関及び費用の負担）</p> <p>第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の主務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けること</p>	<p>（療養の機関及び費用の負担）</p> <p>第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることという。以下同じ。）その他</p>

とをいう。以下同じ。)その他主務省令で定める方法(以下「電子資格
確認等」という。)により、組合員であることの確認を受け、その給付
を受けるものとする。

一〇三 (略)

二〇七 (略)

主務省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、組
合員であることの確認を受け、その給付を受けるものとする。

一〇三 (略)

二〇七 (略)

○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第四百一条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第四百一条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができるものとし、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号（給付の種類）に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）<u>第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）</u>に規定する署名用電子証明書（第五項において「署名用電子証明書」という。）その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信をしなければならぬものとする。</p> <p>3～8（略）</p>	<p>（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 非課税貯蓄申込書は、次項に規定する非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ提出することができるものとし、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号（給付の種類）に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）<u>第三条第一項（署名用電子証明書の発行）</u>に規定する署名用電子証明書（第五項において「署名用電子証明書」という。）その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信をしなければならぬものとする。</p> <p>3～8（略）</p>

(利子、配当等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等(普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当(同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。))並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。)につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。)及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項(定義)に規定する法人番号(個人番号又は法人番号(同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。))を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(電子署名等に係る地方公共団体情

(利子、配当等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等(普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当(同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。))並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。)につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。)及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項(定義)に規定する法人番号(個人番号又は法人番号(同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。))を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等(電子署名等に係る地方公共団体情

報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2
～
4 （略）

報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2
～
4 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（本人確認情報の利用） 第三十条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第四項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（本人確認情報の利用） 第三十条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。</p> <p>4（略）</p>	<p>別表第二（第三十条の十関係）</p> <p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>別表第二（第三十条の十関係）</p> <p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>
<p>九 指定都市又は中核市の長</p>	<p>（略）</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）による同法第五</p>	<p>事務</p>	<p>事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----	---

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)
二十四 都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)

(略)	条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----	--

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)
二十四 都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)

八 指定都市又は中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一～二十八の三 (略)

二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十～三十四 (略)

八 指定都市又は中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

一～二八の三 (略)

二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十～三十四 (略)

改正案	現行
<p>（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）</p> <p>第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項、<u>第五項及び第八項</u>、第三十七条の二、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならない」と、同条第五項中「宅地建物取引士」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同条第八項中「宅地建物取引士に、当該書面」とあるのは「当該書面」と、「提供させる」とあるのは「提供する」と、「当該宅地建物取引士に当</p>	<p>（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）</p> <p>第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項及び<u>第五項</u>、第三十七条の二、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならない」と、同条第五項中「宅地建物取引士」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七条の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは</p>

「該書面を交付させた」とあるのは「当該書面を交付した」と、同法第三十七條の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同條第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八條第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三條第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事先取特権」とする。

2・3 (略)

「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八條第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三條第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事先取特権」とする。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（開示）</p> <p>第五十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第十六条第四項</u>に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>	<p>（開示）</p> <p>第五十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>

○ 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）（抄）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（再建決議等） 第四条（略） 2～8（略）</p> <p>9 再建決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。）」と、同項並びに同条第四項及び第五項前段並びに区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「再建に」と、区分所有法第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第五項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等（特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。）を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等」と、同条第七項及び第八項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の再建の工事」と、同条第七項及び区分所有法第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあ</p>	<p>（再建決議等） 第四条（略） 2～8（略）</p> <p>9 再建決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。）」と、同項並びに同条第三項及び第四項前段並びに区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「再建に」と、区分所有法第六十三条第二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等（特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。）を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等」と、同条第六項及び第七項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の再建の工事」と、同条第六項及び区分所有法第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるの</p>

るの「敷地共有持分等」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「再建を行う」と読み替えるものとする。

(敷地売却決議等)

第五条 (略)

2 (略)

3 敷地売却決議については、前条第四項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第五項前段、第七項及び第八項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「次条第一項に規定する」と、同条第五項中「再建」とあるのは「売却」と、区分所有法第六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。)」と、同項並びに同条第四項及び第五項前段並びに区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、区分所有法第六十三条第二項から第四項まで及び第五項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第五項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)」を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「特別措置法第五条第一項に規定する敷地売却決議に基づく売買契約による敷地共有持分等

は「敷地共有持分等」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「再建を行う」と読み替えるものとする。

(敷地売却決議等)

第五条 (略)

2 (略)

3 敷地売却決議については、前条第四項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「次条第一項に規定する」と、同条第五項中「再建」とあるのは「売却」と、区分所有法第六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。)」と、同項並びに同条第三項及び第四項前段並びに区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、区分所有法第六十三条第二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)」を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、同条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「特別措置法第五条第一項に規定する敷地売却決議に基づく売買契約による敷地共有持分等に係る

に係る土地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下単に「権利の移転」という。）がない」と、同項及び区分所有法第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、区分所有法第六十三条第七項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行う」と読み替えるものとする。

（建物敷地売却決議等）

第九条 （略）

2～8 （略）

9 建物敷地売却決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第五項まで、第七項及び第八項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項、第四項及び第五項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、区分所有法第六十三条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第九条第一項に規定する建物敷地売却決議に基づく売買契約による区分所有建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下単に「権利の移転」という。）がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第

土地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下単に「権利の移転」という。）がない」と、同項及び区分所有法第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、区分所有法第六十三条第六項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行う」と読み替えるものとする。

（建物敷地売却決議等）

第九条 （略）

2～8 （略）

9 建物敷地売却決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、区分所有法第六十三条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第九条第一項に規定する建物敷地売却決議に基づく売買契約による区分所有建物及びその敷地（これに関する権利を含む。）についての権利の移転（以下単に「権利の移転」という。）がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第

八項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行う」と読み替えるものとする。

(建物取壊し敷地売却決議等)

第十条 (略)

2 (略)

3 建物取壊し敷地売却決議については、前条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第五項まで、第七項及び第八項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、前条第三項中「前項第三号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第一項に」とあるのは「次条第一項に」と、同条第五項第一号中「売却」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却」と、区分所有法第六十三条第一項、第四項及び第五項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却に」と、同条中「及び区分所有権」とあるのは「並びに区分所有権」と、「建替えを行う」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却を行う」と読み替えるものとする。

(取壊し決議等)

七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行う」と読み替えるものとする。

(建物取壊し敷地売却決議等)

第十条 (略)

2 (略)

3 建物取壊し敷地売却決議については、前条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、前条第三項中「前項第三号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第一項に」とあるのは「次条第一項に」と、同条第五項第一号中「売却」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却に」と、同条中「及び区分所有権」とあるのは「並びに区分所有権」と、「建替えを行う」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却を行う」と読み替えるものとする。

(取壊し決議等)

第十一条 (略)

2 (略)

3 取壊し決議については、第九条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第五項まで、第七項及び第八項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、第九条第三項中「前項第三号」とあるのは「第十一条第二項第二号」と、同条第四項中「第一項に」とあるのは「第十一条第一項に」と、同条第五項第一号中「売却」とあるのは「取壊し」と、区分所有法第六十三条第一項、第四項及び第五項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「取壊しに」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「取壊しを行う」と読み替えるものとする。

(建物の一部が滅失した場合の復旧等に関する特例)

第十二条 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合についての区分所有法第六十一条第十四項の規定の適用については、同項中「建物の一部が滅失した日から六月以内に」とあるのは、「その滅失に係る災害を定める被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号)第二条の政令の施行の日から起算して一年以内に」と、「又は第七十条第一項」とあるのは「若しくは第七十条第一項又は同法第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項若しくは第十八条第一項」とする。

(団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議)

第十一条 (略)

2 (略)

3 取壊し決議については、第九条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、第九条第三項中「前項第三号」とあるのは「第十一条第二項第二号」と、同条第四項中「第一項に」とあるのは「第十一条第一項に」と、同条第五項第一号中「売却」とあるのは「取壊し」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「取壊しに」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「取壊しを行う」と読み替えるものとする。

(建物の一部が滅失した場合の復旧等に関する特例)

第十二条 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合についての区分所有法第六十一条第十二項の規定の適用については、同項中「建物の一部が滅失した日から六月以内に」とあるのは、「その滅失に係る災害を定める被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号)第二条の政令の施行の日から起算して一年以内に」と、「又は第七十条第一項」とあるのは「若しくは第七十条第一項又は同法第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項若しくは第十八条第一項」とする。

(団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 一括建替え等決議については、区分所有法第六十二条第三項、第四項本文、第五項、第六項、第七項前段及び第八項、第六十三条並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第六十二条第三項を除く。)中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、区分所有法第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十八条第三項第四号及び第五号」と、「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等(特別措置法第十三条に規定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。)」と、同条第四項本文中「第一項に」とあるのは「特別措置法第十八条第一項に」と、同項本文及び同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文」と、同項第一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」と、同条第七項前段中「第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三十六条並びに特別措置法第十四条第二項及び第三項」と、区分所有法第六十三条第一項、第四項及び第六項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「建替え又は再建に」と、区分所有法第六十三条第五項中「建替えに参加する」とあるのは「建替え若しくは再建に参加する」と、「敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物(特別措置法第十五条第一項に規定する滅失した建物をい

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 一括建替え等決議については、区分所有法第六十二条第三項、第四項本文、第五項、第六項、第七項前段及び第八項、第六十三条並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第六十二条第三項を除く。)中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、区分所有法第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十八条第三項第四号及び第五号」と、「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等(特別措置法第十三条に規定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。)」と、同条第四項本文中「第一項に」とあるのは「特別措置法第十八条第一項に」と、同項本文及び同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文」と、同項第一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」と、同条第七項前段中「第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三十六条並びに特別措置法第十四条第二項及び第三項」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第五項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「建替え又は再建に」と、区分所有法第六十三条第四項中「建替えに参加する」とあるのは「建替え若しくは再建に参加する」と、「敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物(特別措置法第十五条第一項に規定する滅失した建物をい

う。以下同じ。)にあつては、敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又は再建に参加しない」と、「敷地利用権を時価」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物にあつては、敷地共有持分等)を時価」と、同条第七項及び第八項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、同条第七項及び区分所有法第六十四条中「敷地利用権」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物にあつては、敷地共有持分等)」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「建替え又は再建を行う」と読み替えるものとする。

う。以下同じ。)にあつては、敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又は再建に参加しない」と、「敷地利用権を時価」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物にあつては、敷地共有持分等)を時価」と、同条第六項及び第七項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、同条第六項及び区分所有法第六十四条中「敷地利用権」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物にあつては、敷地共有持分等)」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「建替え又は再建を行う」と読み替えるものとする。

○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十八条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十八条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p>	<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工</p>

二〇六 (略)

情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイル
を構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別
加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成
に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合するこ
とができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる
もの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人
を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削
除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定
する個人識別符号

二〇六 (略)

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（抄）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

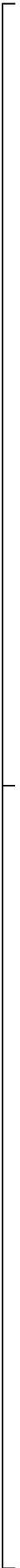
改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）</p> <p>第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第七項の規定に違反したこと。</p>	<p>（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）</p> <p>第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。</p>

改正案	改正前
<p>（重要事項の説明等） 第七十二条（略） 2～5（略）</p> <p>6 マンション管理業者は、<u>第一項、第二項及び第三項</u>ただし書の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。</p> <p>7 マンション管理業者は、<u>第三項本文</u>の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。</p>	<p>（重要事項の説明等） 第七十二条（略） 2～5（略）</p> <p>6 マンション管理業者は、<u>第一項及び第二項</u>の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。</p> <p>7 マンション管理業者は、<u>第三項</u>の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。</p>



○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（振替特定目的信託受益権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）</p> <p>第二百二十六条（略）</p> <p>2 資産の流動化に関する法律第二百七十一条第五項（同法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百三条第四項の規定にかかわらず、振替特定目的信託受益権の受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。）は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。</p>	<p>（振替特定目的信託受益権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）</p> <p>第二百二十六条（略）</p> <p>2 資産の流動化に関する法律第二百七十一条第四項（同法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百三条第四項の規定にかかわらず、振替特定目的信託受益権の受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。）は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。</p>

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（附則第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の個人番号カード用署名用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した同条第四項の個人番号カードの引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付</p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の個人番号カード利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード利用者</p>	<p>（郵便局における事務の取扱い）</p> <p>第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書（以下この号において「署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付</p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書（以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。）の発</p>

「証明用電子証明書」という。)の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の個人番号カードの引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二條第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

七
(略)

行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二條第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

七
(略)

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法人文書の開示義務）</p> <p>第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p>	<p>（法人文書の開示義務）</p> <p>第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工</p>

二
〜
四

(略)

情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイル
を構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別
加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成
に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合するこ
とができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる
もの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人
を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削
除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定
する個人識別符号

二
〜
四

(略)

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等） 第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第一項第三号（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等） 第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。</p> <p>4～6 （略）</p>

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）（附則第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員及び職員の秘密保持義務等） 第九条（略）</p> <p>2 機構の役員及び職員は、前項及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十七条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>（役員及び職員の秘密保持義務等） 第九条（略）</p> <p>2 機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第八条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>別表（第二十一條關係）</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）による個人番号カード用署名用電子証明書の発行、個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>十八〇二十四（略）</p>	<p>別表（第二十一條關係）</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>十八〇二十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（地上権の登記の登記事項）</p> <p>第七十八条 地上権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）<u>第二十二</u>条第一項前段若しくは第二十三条第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）<u>第七</u>条第一項の定めがあるときは、その定め</p> <p>四・五（略）</p> <p>（賃借権の登記等の登記事項）</p> <p>第八十一条 賃借権の登記又は賃借物の転貸の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 借地借家法<u>第二十二</u>条第一項前段、<u>第二十三</u>条第一項、<u>第三十八</u>条第一項前段若しくは<u>第三十九</u>条第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）<u>第五十二</u>条第一項又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法<u>第七</u>条第一項の</p>	<p>（地上権の登記の登記事項）</p> <p>第七十八条 地上権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）<u>第二十二</u>条前段若しくは第二十三条第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）<u>第七</u>条第一項の定めがあるときは、その定め</p> <p>四・五（略）</p> <p>（賃借権の登記等の登記事項）</p> <p>第八十一条 賃借権の登記又は賃借物の転貸の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 借地借家法<u>第二十二</u>条前段、<u>第二十三</u>条第一項、<u>第三十八</u>条第一項前段若しくは<u>第三十九</u>条第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）<u>第五十二</u>条又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法<u>第七</u>条第一項の定めがあると</p>

定めがあるときは、その定め

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第五十五条 登記簿等に記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

附則

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

きは、その定め

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第五十五条 登記簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

附則

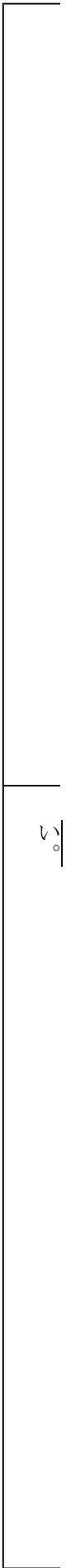
第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

改 正 案	現 行
<p>（所有権を取得することができない物件）</p> <p>第三十五条 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第十六条第一項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）</p>	<p>（所有権を取得することができない物件）</p> <p>第三十五条 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二条第四項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）</p>

改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第五十二条 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げるものについては、同法第五章の規定は適用しない。</p> <p>一 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>二 指定独立行政法人等であつて、個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等に該当するものが行つた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>三 事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報</p> <p>四 第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外）</p> <p>第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。） 、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。</p> <p>2 指定独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行つた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（同条第二項に規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。</p>



५०

改 正 案	現 行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第五十二条 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げるものについては、同法第五章の規定は、適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公共団体（指定地方公共団体以外の地方公共団体にあつては、当該地方公共団体の統計調査条例（地方公共団体が行う統計調査の実施及び結果の利用に必要事項を定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この号及び次号において同じ。）に第三十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項、第四十条第一項、第四十一条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第五十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）が行つた統計調査に係る調査票情報（当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものを除く。）に含まれる個人情報</p> <p>三 地方公共団体（当該地方公共団体の統計調査条例に第四十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項、第四十三条、第五十七</p>	<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第五十二条 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げるものについては、同法第五章の規定は、適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに第五十九条第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）が行った統計調査に係る調査票情報（当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものに限る。）に含まれる個人情報

四〇六（略）

二〇四（略）

改 正 案	現 行
<p>（行政不服審査法の特例）</p> <p>第九十六条の二 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二百二十二条第一項の規定により同法第五章第四節の規定を適用しないこととされた</u>同法第六十条第一項に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」と、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、「又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第</p>	<p>（行政不服審査法の特例）</p> <p>第九十六条の二 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第四十五条第一項の規定により同法第四章の規定を適用しないこととされた</u>同法第二条第五項に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」と、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、「又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」とし、同法第三十八条第四項及び第五項</p>

2
(略)

七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2
(略)

並びに第七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

改 正 案	現 行
<p>（行政不服審査法の特例）</p> <p>第九十六条の二 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二百二十四条第一項</u>の規定により同法第五章第四節の規定を適用しないこととされた同法第六十条第一項に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」と、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、「又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第</p>	<p>（行政不服審査法の特例）</p> <p>第九十六条の二 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二百二十二条第一項</u>の規定により同法第五章第四節の規定を適用しないこととされた同法第六十条第一項に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」と、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、「又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「をを求める」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第</p>

2
(略)
七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2
(略)
七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（抄）（附則第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（情報の提供等） 第六十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、<u>個人情報</u>の保護に関する法律の規定によるほか、<u>同法</u>における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（情報の提供等） 第六十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、<u>行政機関</u>の保有する<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、<u>行政機関</u>の保有する<u>個人情報</u>の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する<u>個人情報</u>の保護に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（役員の職務及び権限等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 監事は、次に掲げる事項を監査する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 機構の業務（業務に際しての個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）の管理を含む。）の状況</p> <p>5～10（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 年金個人情報^が個人情報保護に関する法律第六十条第一項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第九十八条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第六十九条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令</p>	<p>（役員の職務及び権限等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 監事は、次に掲げる事項を監査する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 機構の業務（業務に際しての個人情報（<u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第二項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。）の管理を含む。）の状況</p> <p>5～10（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 年金個人情報^が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「<u>第八条第一項及び第二項</u>」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規</p>

で定める。

(削除)

定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10) 年金個人情報¹⁰⁾が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第二十六條第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第九條第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第三十八條第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（特定歴史公文書等の保存等） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（特定歴史公文書等の保存等） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4（略）</p>

○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）（附則第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適性評価に関する個人情報利用及び提供の制限）</p> <p>第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八号第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項</p>	<p>（適性評価に関する個人情報利用及び提供の制限）</p> <p>第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八号第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若</p>

各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二
百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号
若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定
める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2
(略)

しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二六十
一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しく
は第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事
由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2
(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 行政機関個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における</p>

迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 5（略）

（情報提供等の記録）

第二十三条（略）

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しななければならない。

一 個人情報保護法第七十八条（個人情報保護法第二百二十三条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二（略）

（削る）

情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 5（略）

（情報提供等の記録）

第二十三条（略）

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しななければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二（略）

三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めると

三 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 (略)

2、4 (略)

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 (略)

第二節 個人情報保護法の特例等

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百二十三条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第二号に規定する独立行政法人等とみなされる個人情報保護法別表第二に掲げる法人(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人

き。

四 第三十一条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 (略)

2、4 (略)

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 (略)

第二節 行政機関個人情報保護法の特例等

(行政機関個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は

情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十九条第一項	読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第二項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的（独立行政法人等にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的）	自ら利用してはならない
第六十九条第二項第一号	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用する	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十一条	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十二条	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的	自ら利用してはならない
第八十二条第一号	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用する	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

項	第八十九条第二項	第八十九条第二項	第八十九条第四項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別する

第十條第一項及び第三項	第十二條第二項	第十三條第二項、第二十八條第二項及び第三十七條第二項	第十四條第一号、第二十七條第二項及び第三十六條第二項	第二十六條第二項
総務大臣	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	配慮しなければならない
個人情報保護委員会	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）	代理人	代理人	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第九十八條第一 項第二号		
第六十九條第 一項及び第二 項又は第七十 一条第一項	第九十八條第一 項第一号 又は第六十九 條第一項及び 第二項の規定 に違反して利 用されている とき	
行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第三十条第一項の規定により読み替 えられて利用されているとき、又は同法第二 十条の規定に違反して利用されているとき、 同法第二十条の規定に違反して収集され、 若しくは保管されているとき、又は同法第二 十九条の規定に違反して作成された特定個人 情報ファイル（同法第二条第九項に 規定する特定個人情報ファイルという。）に 記録されているとき	ための番号の利用等に関する法律第 三十条第一項の規定により読み替え て適用する第八十九条第二項の規定 の例により、当該手数料を減額し、 又は免除することができる

第三十六條第一 項第二号		
第八條第一項 及び第二項	第三十六條第一 項第一号 又は第八條第 一項及び第二 項の規定に違 反して利用さ れているとき	
行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律（平成二十五年法律第二十七号） 第三十条第一項の規定により読み替 えて適用する第八條第一項及び第二 項（第一号に係る部分に限る。）の 規定に違反して利用されているとき 、同法第二十条の規定に違反して収 集され、若しくは保管されていると き、又は同法第二十九条の規定に違 反して作成された特定個人情報ファ イル（同法第二条第九項に規定する 特定個人情報ファイルという。）に 記録されているとき	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律（平成二十五年法律第二十七号） 第三十条第一項の規定により読み替 えて適用する第八條第一項及び第二 項（第一号に係る部分に限る。）の 規定に違反して利用されているとき 、同法第二十条の規定に違反して収 集され、若しくは保管されていると き、又は同法第二十九条の規定に違 反して作成された特定個人情報ファ イル（同法第二条第九項に規定する 特定個人情報ファイルという。）に 記録されているとき

第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号	第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号	第二十七条第二項又は第二十八条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

（削る）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二

項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十

2| 個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十八条第三項第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の字句	読み替えられ る字句
---------------------------	---------------

五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定 (略)	読み替えられ る字句 (略)	読み替える字句 (略)
---	----------------------	----------------

3| 個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の字句	読み替えられ る字句	読み替える字句
---------------------------	---------------	---------

の規定	第十八条第一項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
	第十八条第二項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継	承継前
	第十八条第三項	法令に基づく	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第九条第五項の規定に基づく場合
	第十八条第三項 第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
	第三十五条第三項	第二十七条第一項又は第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
	第十八条		

（情報提供等の記録についての特例）

第三十一条 行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五

の規定	第十六条第一項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
	第十六条第二項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継	承継前
	第十六条第三項	法令に基づく	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第九条第五項の規定に基づく場合
	第十六条第三項 第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
	第三十条第三項	第二十三条第一項又は第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
	第十四条		

（情報提供等の記録についての特例）

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節

章第四節第三款の規定（みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定）は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
(削る)	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	総務大臣	個人情報保護委員会
第十三条第二項及び第二十八条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十四条第一号	未成年者又は代理人	代理人

第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第九十七条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条

及び第二十七条第二項	成年被後見人の法定代理人	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(新設)	(新設)	(新設)
第三十五条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提

				<p>2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六條において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第六十九条第一項	読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	自ら利用し、利用目的	自ら利用してはならない
	法令に基づく場合を除き、	利用目的	利用目的		

例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）

				<p>2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六條において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第八条第一項	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	自ら利用し、利用目的	自ら利用してはならない
	法令に基づく場合を除き、	利用目的	利用目的		

供者又は同条第九号に規定する例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

条から第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第三項から第五項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第二百二十五条の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条第一項までの規定）は、行政機関等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
(削る)	(削る)	(削る)
自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない

有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない

			(削る)	(削る)	(削る)
第九十七条	当該保有個人情報 の提供先	当該保有個人情報 の提供先	当該保有個人情報 の提供先	当該保有個人情報 の提供先	当該保有個人情報 の提供先
第八十六条第一 項	及び開示請求 者	、開示請求者及び開示請求を受けた 者			
第八十九条第三 項	独立行政法人 等に対し開示 請求をする者 は、独立行政 法人等の定め るところによ り、手数料を 納めなければ ならない	開示請求を受けた者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む。第九十七条において同 じ。）に規定する記録の開示を請求 されたときは、当該開示の実施に関 し、手数料を徴収することができる			

			第十三条第二項 及び第二十八 条第二項	法定代理人 代理人	
第三十五条	当該保有個人 情報の提供先	当該保有個人 情報の提供先	未成年者又は 成年被後見人 の法定代理人	代理人	
第二十三条第一 項	及び開示請求 者	、開示請求者及び開示請求を受けた 者			
第二十六条第一 項	開示請求をす る者は、独立 行政法人等の 定めるところ により、手数 料を納めなけ ればならない	開示請求を受けた者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む。第三十五条において同 じ。）に規定する記録の開示を請求 されたときは、当該開示の実施に関 し、手数料を徴収することができる			

係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 地方公共団体は、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、地方公共団体又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があるとき、当該特定個人情報と共に管理されている特定

係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があるとき、当該特定個人情報

個人情報以外の個人情報の取扱いに關し、併せて指導及び助言をすることができるとができる。

(戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に關する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

2 5 4 (略)

5 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部

報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに關し、併せて指導及び助言をすることができるとができる。

(戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に關する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

2 5 4 (略)

5 第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部

分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 (略)

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

第五十二条の三 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。)の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 (略)

8 戸籍関係情報作成用情報については、行政機関個人情報保護法第四章の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

第五十二条の三 第四十五条の二第二項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（情報提供等の記録）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなくてはならない。</p> <p>一 個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第一項）の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。</p> <p>（ ）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（情報提供等の記録）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなくてはならない。</p> <p>一 個人情報保護法第七十八条（個人情報保護法第二百二十三条第二項）の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。（ ）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p>

(削る)

二 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条第一項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一项第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百三十三条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一项第二号に規定する独立行政法人等とみなされる個人情報保護法別表第二に掲げる法人(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六十九条第二项第二号から第四号まで及び第八十八条の規

十九條第二項第二号から第四号まで及び第八十八條の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十九條第三項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九條第五項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第一項の規定により読み替えて適用する第八十九條第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、

定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十九條第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九條第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第一項の規定により読み替えて適用する第八十九條第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、

第八十九条第八項	定める	又は免除することができる
(略)	(略)	(略)
<p>第二百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号</p>	<p>第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われており、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報</p>
<p>定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>		

(新設)	(新設)	又は免除することができる
(略)	(略)	(略)
<p>第二百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号</p>	<p>第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われており、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報</p>

第二百二十五条第 三項の規定によ り読み替えて適 用する第九十八 条第一項第二号	第二十七条第 一項又は第二 十二項の規定に よる読み替えて 適用する第九 十八条	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	報ファイル（同法第二条第九項に規 定する特定個人情報ファイルとい う。）に記録されているとき
--	---	---	--

2 個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる個人情報保護法第五十八条第二項各号に掲げる者（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十八条第三項第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
---------------------------	---------------	---------

第二百二十三条第 三項の規定によ り読み替えて適 用する第九十八 条第一項第二号	第二十七条第 一項又は第二 十二項の規定に よる読み替えて 適用する第九 十八条	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	報ファイル（同法第二条第九項に規 定する特定個人情報ファイルとい う。）に記録されているとき
--	---	---	--

2 個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十八条第三項第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
---------------------------	---------------	---------

(略)	(略)	(略)
第十八条第三項 第一号	法令(条例を 含む。以下こ の章において 同じ。)に基 づく場合	(略)

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関等(みなし独立行政法人等を含む。)が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定(みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定)は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八十九条第三 (略)	配慮しなけれ (略)	配慮しなければなら (略)
項	ばならない	において、行政機関の長及び地方公

(略)	(略)	(略)
第十八条第三項 第一号	法令に基づく 場合	(略)

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関等(みなし独立行政法人等を含む。)が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定(みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定)は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八十九条第二 (略)	配慮しなけれ (略)	配慮しなければなら (略)
項	ばならない	において、行政機関の長は、経済的

<p>第八十九条第五項</p>	<p>定める</p>	<p>共同体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>
<p>第八十九条第八項</p>	<p>定める</p>	<p>定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>
<p>第八十九条第四項</p>	<p>定める</p>	<p>定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

第九十七条	当該保有個人情報の提供先	し、又は免除することができる
		内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）
<p>2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
個人情報保護法	読み替えられる字句	読み替える字句

第九十七条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）
<p>2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
個人情報保護法	読み替えられる字句	読み替える字句

の規定	(略)	(略)
第八十九条第三項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(略)	(略)	(略)

3 個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十

六条第一項（同条第二項（第一号及び第五号）（同項第一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十六条から第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第四項から第六項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第二百二十七条の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条第一項までの規定）は、行政機関等以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の規定	(略)	(略)
第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(略)	(略)	(略)

3 個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十

六条第一項（同条第二項（第一号及び第四号）（同項第一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十六条から第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第三項から第五項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第二百二十五条の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条第一項までの規定）は、行政機関等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	(略)	読み替える字句
第八十九条第四項	(略)	(略)
第九十七条	当該保有個人情報 情報の提供先	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外

読み替えられる個人情報保護法の規定	(略)	読み替える字句
第八十九条第三項	(略)	(略)
第九十七条	当該保有個人情報 情報の提供先	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外

のものに限る。)

(削る)

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第三十二条 (略)

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 地方公共団体は、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第三十二条の二 (略)

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、地方公共団体又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があるとき、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をするこ

とができる。

○ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）（抄）（附則第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（開示等の制限）</p> <p>第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十二条第一項各号に掲げる情報については、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節その他の個人情報保護に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。</p>	<p>（開示等の制限）</p> <p>第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十二条第一項各号に掲げる情報については、<u>行政機関の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章、<u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章その他の個人情報保護に関する法令（<u>条例を含む。</u>）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。</p>

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（抄）（附則第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（匿名加工医療情報の作成等） 第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 個人情報の保護に関する法律第四十三条の規定は認定匿名加工医療情報作成事業者又は第二十八条の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）が第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により匿名加工医療情報を作成する場合について、同法第十四条から第四十六条までの規定は匿名加工医療情報取扱事業者が前項に規定する匿名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。</p> <p>（連絡及び協力）</p> <p>第三十八条 主務大臣及び個人情報保護委員会は、この法律の施行に当たっては、医療情報等及び匿名加工医療情報の適正な取扱いに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p>	<p>（匿名加工医療情報の作成等） 第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 個人情報の保護に関する法律第三十六条の規定は認定匿名加工医療情報作成事業者又は第二十八条の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）が第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により匿名加工医療情報を作成する場合について、同法第三十七条から第三十九条までの規定は匿名加工医療情報取扱事業者が前項に規定する匿名加工医療情報を取り扱う場合については、適用しない。</p> <p>（連絡及び協力）</p> <p>第三十八条 主務大臣、個人情報保護委員会及び総務大臣は、この法律の施行に当たっては、医療情報等及び匿名加工医療情報の適正な取扱いに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p>

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）（附則第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

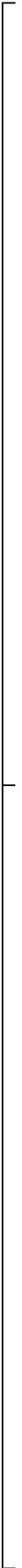
改正案	現行
<p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>4・5（略）</p>

○ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）（抄）（附則第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十五条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十五条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第十号中「、第四十八条第七項」を削り、「又は第三百二十五条」を「、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、「地方税に」を「地方税若しくは森林環境税に」に改める。</p> <p>別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。</p> <p>別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第九号中「、第四十八条第七項」を削り、「又は第三百二十五条」を「、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を加え、「地方税に」を「地方税若しくは森林環境税に」に改める。</p> <p>別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。</p> <p>別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。</p>



○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）（附則第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）</p> <p>第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「<u>個人番号カード</u>用署名用電子証明書の発行」を付し、同条第四項中「<u>第二十二</u>条第四項」の下に「及び第三十八條の二第一項」を加える。</p> <p>第三条の次に次の一条を加える。</p> <p>第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長（以下「<u>附票管理市町村長</u>」という。）を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。</p> <p>2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用す</p>	<p>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）</p> <p>第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「<u>署名用電子証明書</u>の発行」を付し、同条第二項中「<u>住所とする</u>」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四項中「<u>第二十二</u>条第四項」の下に「及び第三十八條の二第一項」を加える。</p> <p>第三条の次に次の一条を加える。</p> <p>第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長（以下「<u>附票管理市町村長</u>」という。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。</p> <p>2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用す</p>

る。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第七条第三号中「掲げる事項」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国外転出届（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。）をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

る。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第七条第三号中「同号に掲げる事項」については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国外転出届（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。）をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

(略)

第九条第二項中「の申請」の下に「(国外転出者である署名利用者による申請を除く。)」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請(国外転出者である署名利用者による申請に限る。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十条第一項中「第三条第四項」の下に「(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)」を、「住所地市町村長」の下に「(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長)」を加え、同条第二項中「の届出」の下に「(国外転出者である署名利用者による届出

(略)

第九条第二項中「の申請」の下に「(国外転出者である署名利用者による申請を除く。)」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請(国外転出者である署名利用者による申請に限る。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十条第一項中「第三条第四項」の下に「(第三条の二第二項において準用する場合を含む。)」を、「住所地市町村長」の下に「(国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長)」を加え、同条第二項中「の届出」の下に「(国外転出者である署名利用者による届出

を除く。)」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と」及び「で定めるところにより」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出(国外転出者である署名利用者による届出に限る。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十二条中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「(第三十一条において「機構保存本人確認情報」を「又は同法第三十条の四十

を除く。)」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と」及び「で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出(国外転出者である署名利用者による届出に限る。)について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十二条中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「(第三十一条において「機構保存本人確認情報」を「又は同法第三十条の四十

二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第一号中「掲げる事項」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」を加え、同条第二号中「が削除された」を「の消除（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつた」に改め、同条に次の一号を加える。

三（略）
（略）

第十六条の二第二項中「掲げる事項」の下に「（国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」を加える。

第十六条の六第三号中「掲げる事項」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外

二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第一号中「同号に掲げる事項」については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条第二号中「が削除された」を「の消除（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつた」に改め、同条に次の一号を加える。

三（略）
（略）

（新設）

（新設）

転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

第十六条の七中「住民票に」を「住民票（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に」に改める。

第十六条の十一中「住民票」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）」を加える。

(略)

第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行）」を付する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 (略)

(略)

第二十八条第二項中「の申請」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。）」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二条の二第二項に

(新設)

(新設)

(略)

第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用者証明用電子証明書の発行）」を付し、同条第二項中「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削る。

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 (略)

(略)

第二十八条第二項中「の申請」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。）」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二条の二第二項に

において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同條第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第二十九條第一項中「第二十二條第四項」の下に「（第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長）」を加え、同條第二項中「の届出」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。）」を、「同條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同條第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と」及び「で定めるところにより」を削り、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二條の二第二項において準用する

において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同條第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第二十九條第一項中「第二十二條第四項」の下に「（第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長）」を加え、同條第二項中「の届出」の下に「（国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。）」を、「同條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同條第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と」及び「で定めるところにより」を削り、同條に次の一項を加える。

第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第三十一条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第二号中「が転出届」の下に「（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第二十二條の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 (略)

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第三十一条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第二号中「が転出届」の下に「（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第二十二條の規定により利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 (略)

第三十五条の二第二項中「掲げる事項」の下に「（国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」を加える。

第三十五条の七中「住民票に」を「住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）」に改める。

（略）

第六十七条第三項中「住所地市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

第七十一条の二中「並びに」を「、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、」に、「第七項の」を「第七項並びに第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の」に改める。

（略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正す

（新設）

（新設）

（略）

第六十七条第三項中「住所地市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

（新設）

（略）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正す

る。

(略)

第十七条第一項中「に対し」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)」に対し」に、「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二十四条の第二項に規定する最初の転入届」を「第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第四項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項において「住所地市町村長」という。)」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

第十八条の二第三項中「住所地市町村長」の下に「又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を加える。

(略)

第十九条第五号及び第四十八条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

る。

(略)

第十七条第一項中「に対し」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)」に対し」に、「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二十四条の第二項に規定する最初の転入届」を「第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第四項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項において「住所地市町村長」という。)」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

(新設)

(略)

第十九条第四号及び第四十八条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇九 (略)

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定(「第三十条の三十」の下

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇九 (略)

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定(「第三十条の三十」の下

に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（「第三十条の十一」の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（「第三十条の十二」の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（「第三十条の十五」の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の

に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（「第三十条の十一」の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（「第三十条の十二」の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（「第三十条の十五」の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十条、第十二条及び第十三条の改正規定、同法第二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条及び第三十一条の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）並びに同

改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

条第三項の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十九条第四号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）（附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第六条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十九条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>（機構への戸籍の附票の記載事項の提供）</p> <p>第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知（番号利用法第十九条第八号又は第九号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p>	<p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第六条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十九条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>（機構への戸籍の附票の記載事項の提供）</p> <p>第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知（番号利用法第十九条第七号又は第八号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p>

(略)

(削る)

(略)

第十四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第九条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報

(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百十九条の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同

じ。)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。))

その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。)を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者(以下この項において「戸籍等記録者」という。)についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否

(略)

第五十二条の二中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の二第三項」に改める。

(略)

第十四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第九条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による戸籍関係情報

(戸籍又は除かれた戸籍(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百十九条の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。))をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同

じ。)の副本に記録されている情報の電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。))

その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。)を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者(以下この項において「戸籍等記録者」という。)についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否

に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(略)

第十九条第十二号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

(略)

第二十八条第一項第五号中「（電子計算機処理（電子計算機を使用し行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三、第三十八条の三の二第二項及び第四十五条の二第一項において同じ。）」を削る。

(略)

第四十五条の二第一項を次のように改める。

法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供

に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであって、情報提供用個人識別符号（同条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であって、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(略)

第十九条第十一号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

(略)

第二十八条第一項第五号中「（電子計算機処理（電子計算機を使用し行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）」を削る。

(略)

第四十五条の二第一項を次のように改める。

法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供

する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

（略）

する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

（略）

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（令和二年法律第六十二号）
 （抄）（附則第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百二十四条第三項中「第二条第一項第十七号」を「第二条第一項第二十号」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。</p> <p>第五章 敷地分割事業</p> <p>第一節 敷地分割組合</p> <p>第一款 通則</p> <p>（敷地分割事業の実施）</p> <p>第六十六条 敷地分割組合（以下この章において「組合」という。）は、敷地分割事業を実施することができる。</p> <p>（法人格）</p> <p>第六十五条 組合は、法人とする。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条</p>	<p>第二条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百二十四条第三項中「<u>区分所有法第六十三条第五項</u>」を「<u>同条第五項</u>」に、「<u>第二条第一項第十七号</u>」を「<u>第二条第一項第二十号</u>」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。</p> <p>第五章 敷地分割事業</p> <p>第一節 敷地分割組合</p> <p>第一款 通則</p> <p>（敷地分割事業の実施）</p> <p>第六十六条 敷地分割組合（以下この章において「組合」という。）は、敷地分割事業を実施することができる。</p> <p>（法人格）</p> <p>第六十五条 組合は、法人とする。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条</p>

の規定は、組合について準用する。

(定款)

第六十六条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合の名称
- 二 分割実施敷地に係る団地の名称及びその所在地
- 三 事務所の所在地
- 四 事業に要する経費の分担に関する事項
- 五 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- 六 総会に関する事項
- 七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
- 八 事業年度
- 九 公告の方法
- 十 その他国土交通省令で定める事項

(名称の使用制限)

第六十七条 組合は、その名称中に敷地分割組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に敷地分割組合という文字を用いてはならない。

第二款 設立等

(設立の認可)

第六十八条 第六十五条の四第十項の規定により敷地分割決議の内容

の規定は、組合について準用する。

(定款)

第六十六条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合の名称
- 二 分割実施敷地に係る団地の名称及びその所在地
- 三 事務所の所在地
- 四 事業に要する経費の分担に関する事項
- 五 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- 六 総会に関する事項
- 七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
- 八 事業年度
- 九 公告の方法
- 十 その他国土交通省令で定める事項

(名称の使用制限)

第六十七条 組合は、その名称中に敷地分割組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に敷地分割組合という文字を用いてはならない。

第二款 設立等

(設立の認可)

第六十八条 第六十五条の四第十項の規定により敷地分割決議の内容

により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者（特定団地建物所有者であつてその後当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の四分の三以上の同意（同意した者の第百十五条の四第二項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）を得なければならぬ。

3 前二項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあつては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の敷地分割合意者とみなす。

（事業計画）

第百六十九条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、団地内建物の状況、分割実施敷地の区域、敷地分割の概要、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域、事業実施期間、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業計画は、敷地分割決議の内容に適合したものでなければならぬ。

い。（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第百七十条 第百六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合

により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者（特定団地建物所有者であつてその後当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の四分の三以上の同意（同意した者の第百十五条の四第二項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）を得なければならぬ。

3 前二項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあつては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の敷地分割合意者とみなす。

（事業計画）

第百六十九条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、団地内建物の状況、分割実施敷地の区域、敷地分割の概要、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域、事業実施期間、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業計画は、敷地分割決議の内容に適合したものでなければならぬ。

い。（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第百七十条 第百六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合

において、分割実施敷地となるべき土地の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該土地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないとき、この限りでない。

2 分割実施敷地となるべき土地について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるの

において、分割実施敷地となるべき土地の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該土地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないとき、この限りでない。

2 分割実施敷地となるべき土地について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるの

は「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

5 第六十八条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(認可の基準)

第七十一条 都道府県知事等は、第六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反するものでないこと。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

三 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。

四 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。

五 事業実施期間が適切なものであること。

六 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

七 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(組合の成立)

第七十二条 組合は、第六十八条第一項の規定による認可により成

は「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

5 第六十八条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(認可の基準)

第七十一条 都道府県知事等は、第六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反するものでないこと。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

三 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。

四 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。

五 事業実施期間が適切なものであること。

六 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

七 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(組合の成立)

第七十二条 組合は、第六十八条第一項の規定による認可により成

立する。

(認可の公告等)

第七十三條 都道府県知事等は、第六十八條第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域、事業実施期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならぬ。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。

第三款 管理

(組合員)

第七十四條 分割実施敷地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者(その承継人(組合を除く。))を含む。)は、全て組合の組合員とする。

2 分割実施敷地に現に存する一の建物(専有部分のある建物にあつては、一の専有部分)が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

3 第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。

この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第六十八條第一項」と、同条第一項中「第十四條第一項」とあるのは「第七十三條第一項」と、「並びに建替え合意者等で

立する。

(認可の公告等)

第七十三條 都道府県知事等は、第六十八條第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域、事業実施期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならぬ。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。

第三款 管理

(組合員)

第七十四條 分割実施敷地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者(その承継人(組合を除く。))を含む。)は、全て組合の組合員とする。

2 分割実施敷地に現に存する一の建物(専有部分のある建物にあつては、一の専有部分)が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

3 第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。

この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第六十八條第一項」と、同条第一項中「第十四條第一項」とあるのは「第七十三條第一項」と、「並びに建替え合意者等で

ある組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「施行マンション」とあるのは「分割実施敷地」と、「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分（第七十九条に規定する分割実施敷地持分をいう。以下この条において同じ。）」と、「その区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「その分割実施敷地持分」と読み替えるものとする。

(役員)

第七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。

(総会の組織)

第七十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第七十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

ある組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「施行マンション」とあるのは「分割実施敷地」と、「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分（第七十九条に規定する分割実施敷地持分をいう。以下この条において同じ。）」と、「その区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「その分割実施敷地持分」と読み替えるものとする。

(役員)

第七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。

(総会の組織)

第七十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第七十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 敷地権利変換計画及びその変更

八 組合の解散

九 その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての規定の準用)

第七十八條 第二十八條の規定は組合の総会の招集について、第二十九條の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八條第七項中「第九條第一項」とあるのは「第六十八條第一項」と、第二十九條第三項中「次条」とあるのは「第七十九條」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第七十九條 第七十七條第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号に掲げる事項は、組合員の議決権及び分割実施敷地持分(分割実施敷地に存する建物(専有部分のある建物)にあつては、専有部分)を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。)の割合の各四分の三以上で決する。

(総代会)

第八十條 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わつてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

七 敷地権利変換計画及びその変更

八 組合の解散

九 その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての規定の準用)

第七十八條 第二十八條の規定は組合の総会の招集について、第二十九條の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八條第五項中「第九條第一項」とあるのは「第六十八條第一項」と、第二十九條第三項中「次条」とあるのは「第七十九條」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第七十九條 第七十七條第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号に掲げる事項は、組合員の議決権及び分割実施敷地持分(分割実施敷地に存する建物(専有部分のある建物)にあつては、専有部分)を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。)の割合の各四分の三以上で決する。

(総代会)

第八十條 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わつてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前条の規定に従って議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第六項まで及び第八項並びに第二十九条（第三項ただし書を除く。）の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

（総代）

第八十一条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあつては、その役員）のうちから選挙する。

2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

（議決権及び選挙権）

第八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法によ

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前条の規定に従って議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条（第三項ただし書を除く。）の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

（総代）

第八十一条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあつては、その役員）のうちから選挙する。

2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

（議決権及び選挙権）

第八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

（新設）

り議決権及び選挙権を行使することができる。

4 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

5 第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第七十八條及び第八十條第四項において準用する第二十九條第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

6 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

8 前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(定款又は事業計画の変更)

第八十三條 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 第七十條の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合について、第七十一條及び第七十三條の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第八十三條第一項の規定

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第七十八條及び第八十條第四項において準用する第二十九條第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
(新設)

(定款又は事業計画の変更)

第八十三條 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 第七十條の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合について、第七十一條及び第七十三條の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第八十三條第一項の規定

による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

- 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(経費の賦課徴収)

第百八十四条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

- 2 賦課金の額は、組合員の有する建物の位置若しくは床面積又は分割実施敷地持分の割合等を考慮して公平に定めなければならない。

- 3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

- 4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(審査委員)

第百八十五条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

- 2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

- 3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款 解散

による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

- 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(経費の賦課徴収)

第百八十四条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

- 2 賦課金の額は、組合員の有する建物の位置若しくは床面積又は分割実施敷地持分の割合等を考慮して公平に定めなければならない。

- 3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

- 4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(審査委員)

第百八十五条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

- 2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

- 3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款 解散

(解散)

第八十六条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

- 一 設立についての認可の取消し
 - 二 総会の議決
 - 三 事業の完了又はその完了の不能
- 2 前項第二号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。
- 3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。
- 4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。
- 5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。
- (組合の解散及び清算についての規定の準用)
- 第八十七条 第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第五款 税法上の特例

第八十八条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適

(解散)

第八十六条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

- 一 設立についての認可の取消し
 - 二 総会の議決
 - 三 事業の完了又はその完了の不能
- 2 前項第二号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。
- 3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。
- 4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。
- 5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。
- (組合の解散及び清算についての規定の準用)
- 第八十七条 第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第五款 税法上の特例

第八十八条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適

用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（敷地分割組合並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（敷地分割組合を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、敷地分割組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（敷地分割組合及び）」とする。

2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二節 敷地権利変換手続等

第一款 敷地権利変換手続

第一目 手続の開始

第百八十九条 組合は、第百七十三条第一項の公告があったときは、遅滞なく、登記所に、分割実施敷地に現に存する団地内建物の所有権（専有部分のある建物にあつては、区分所有権。次項において同じ。）及び分割実施敷地持分（既登記のものに限る。次項において同じ。）について、敷地権利変換手続開始の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記があつた後においては、組合員は、当該登記に係る団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、組合の承認を得なければならない。

3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由が

用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（敷地分割組合並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（敷地分割組合を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、敷地分割組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（敷地分割組合及び）」とする。

2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二節 敷地権利変換手続等

第一款 敷地権利変換手続

第一目 手続の開始

第百八十九条 組合は、第百七十三条第一項の公告があったときは、遅滞なく、登記所に、分割実施敷地に現に存する団地内建物の所有権（専有部分のある建物にあつては、区分所有権。次項において同じ。）及び分割実施敷地持分（既登記のものに限る。次項において同じ。）について、敷地権利変換手続開始の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記があつた後においては、組合員は、当該登記に係る団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、組合の承認を得なければならない。

3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由が

なければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することができない。

5 敷地権利変換期日前において第八十六条第五項の公告があったときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、敷地権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第二目 敷地権利変換計画

(敷地権利変換計画の決定及び認可)

第九十条 組合は、第七十三条第一項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。

(敷地権利変換計画の内容)

第九十一条 敷地権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域

二 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分(除却マンション敷地に存する建物(専有部分の

なければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することができない。

5 敷地権利変換期日前において第八十六条第五項の公告があったときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、敷地権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第二目 敷地権利変換計画

(敷地権利変換計画の決定及び認可)

第九十条 組合は、第七十三条第一項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。

(敷地権利変換計画の内容)

第九十一条 敷地権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域

二 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分(除却マンション敷地に存する建物(専有部分の

ある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる除却敷地持分の明細及びその価額

五 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利（以下「非除却敷地持分等」という。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

イ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分

ロ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除く。）の敷地又はその借地権

六 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

七 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額

八 第二号及び第五号に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額

九 第二号及び第五号に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失い、か

ある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる除却敷地持分の明細及びその価額

五 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利（以下「非除却敷地持分等」という。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

イ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分

ロ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除く。）の敷地又はその借地権

六 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

七 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額

八 第二号及び第五号に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額

九 第二号及び第五号に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失い、か

つ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額

十 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
十一 前号に掲げる者が除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上にあることとなる権利

十二 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十三 敷地権利変換期日

十四 その他国土交通省令で定める事項

2 分割実施敷地持分に関して争いがある場合において、当該分割実施敷地持分の存否又は帰属が確定しないときは、当該分割実施敷地持分が存するものとして、又は当該分割実施敷地持分が現在の名義人に属するものとして敷地権利変換計画を定めなければならない。

(敷地権利変換計画の決定基準)

第九十二条 敷地権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払って定めなければならない。

(除却マンション敷地及び非除却マンション敷地)

第九十三条 敷地権利変換計画においては、除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、除却敷地持分が与えられるように定めなければならない。

2 敷地権利変換計画においては、非除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、非除却

つ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額

十 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
十一 前号に掲げる者が除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上にあることとなる権利

十二 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十三 敷地権利変換期日

十四 その他国土交通省令で定める事項

2 分割実施敷地持分に関して争いがある場合において、当該分割実施敷地持分の存否又は帰属が確定しないときは、当該分割実施敷地持分が存するものとして、又は当該分割実施敷地持分が現在の名義人に属するものとして敷地権利変換計画を定めなければならない。

(敷地権利変換計画の決定基準)

第九十二条 敷地権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払って定めなければならない。

(除却マンション敷地及び非除却マンション敷地)

第九十三条 敷地権利変換計画においては、除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、除却敷地持分が与えられるように定めなければならない。

2 敷地権利変換計画においては、非除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、非除却

敷地持分等が与えられるように定めなければならない。

3 前二項に規定する者に対して与えられる除却敷地持分又は非除却敷地持分等は、それらの者が権利を有する建物の位置、環境、利用状況等及びそれらの者が有する分割実施敷地持分の割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。

4 敷地権利変換計画においては、第九十一条第一項第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。

5 敷地権利変換計画においては、第九十一条第一項第五号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は非除却敷地持分等を与えられることとなる者の所有（当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有）に属するように定めなければならない。

（担保権等の登記に係る権利）

第九十四条 分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利が存するときは、敷地権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる分割実施敷地持分に対応して与えられるものとして定められた除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上存するものとして定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、組合は、当該存するものとして定められる権利につき、

敷地持分等が与えられるように定めなければならない。

3 前二項に規定する者に対して与えられる除却敷地持分又は非除却敷地持分等は、それらの者が権利を有する建物の位置、環境、利用状況等及びそれらの者が有する分割実施敷地持分の割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。

4 敷地権利変換計画においては、第九十一条第一項第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。

5 敷地権利変換計画においては、第九十一条第一項第五号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は非除却敷地持分等を与えられることとなる者の所有（当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有）に属するように定めなければならない。

（担保権等の登記に係る権利）

第九十四条 分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利が存するときは、敷地権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる分割実施敷地持分に対応して与えられるものとして定められた除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上存するものとして定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、組合は、当該存するものとして定められる権利につき、

これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。

(分割実施敷地持分等の価額の算定基準)

第九十五条 第九十一条第三号、第四号又は第六号から第九号までの価額は、第七十三条第一項の公告の日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

(認可の基準)

第九十六条 都道府県知事等は、第九十条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 敷地分割決議の内容に適合していること。
- 三 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。
- 四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(敷地権利変換計画の変更)

第九十七条 第九十条第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、敷地権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)について準用する。

(審査委員の関与)

第九十八条 組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除

これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。

(分割実施敷地持分等の価額の算定基準)

第九十五条 第九十一条第三号、第四号又は第六号から第九号までの価額は、第七十三条第一項の公告の日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

(認可の基準)

第九十六条 都道府県知事等は、第九十条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 敷地分割決議の内容に適合していること。
- 三 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。
- 四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(敷地権利変換計画の変更)

第九十七条 第九十条第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、敷地権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)について準用する。

(審査委員の関与)

第九十八条 組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除

く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三目 敷地権利変換

（敷地権利変換の処分）

第九十九条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は敷地権利変換計画について第九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 敷地権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによって行う。

3 敷地権利変換に関する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（敷地権利変換期日等の通知）

第二百条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更（敷地権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたとき、又は第九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、分割実施敷地の所在地の登記所に、敷地権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（敷地に関する権利変換）

第二百一条 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得する。

く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三目 敷地権利変換

（敷地権利変換の処分）

第九十九条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は敷地権利変換計画について第九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 敷地権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによって行う。

3 敷地権利変換に関する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（敷地権利変換期日等の通知）

第二百条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更（敷地権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたとき、又は第九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、分割実施敷地の所在地の登記所に、敷地権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（敷地に関する権利変換）

第二百一条 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得する。

2 分割実施敷地に関する権利で前項及び第二百三条の規定により権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存する。この場合において、敷地権利変換期日前において、当該権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた分割実施敷地持分が担保権等の登記に係る権利の目的となっていたときは、敷地権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

3 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、団地共用部分の共有持分は失われ、敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取得する。

(区分所有法の規約とみなす部分)

第二百二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二條第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第四項の規定による規約又は区分所有法第二十二條第二項ただし書の規定による規約とみなす。

(担保権等の移行)

第二百三条 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係る権

2 分割実施敷地に関する権利で前項及び第二百三条の規定により権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存する。この場合において、敷地権利変換期日前において、当該権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた分割実施敷地持分が担保権等の登記に係る権利の目的となっていたときは、敷地権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

3 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、団地共用部分の共有持分は失われ、敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取得する。

(区分所有法の規約とみなす部分)

第二百二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二條第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第四項の規定による規約又は区分所有法第二十二條第二項ただし書の規定による規約とみなす。

(担保権等の移行)

第二百三条 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係る権

利は、敷地権利変換期日以後は、敷地権利変換計画の定めるところに従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとする。

(敷地権利変換の登記)

第二百四条 組合は、敷地権利変換期日後遅滞なく、分割実施敷地につき、敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 敷地権利変換期日以後においては、分割実施敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(清算)

第二百五条 除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

(清算金の供託及び物上代位)

第二百六条 前条に規定する分割実施敷地持分が先取特権等の目的となっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。

2 第七十六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第二百六条第一項」と、同条第四項中「施行マンション」とあるのは

利は、敷地権利変換期日以後は、敷地権利変換計画の定めるところに従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとする。

(敷地権利変換の登記)

第二百四条 組合は、敷地権利変換期日後遅滞なく、分割実施敷地につき、敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 敷地権利変換期日以後においては、分割実施敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(清算)

第二百五条 除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

(清算金の供託及び物上代位)

第二百六条 前条に規定する分割実施敷地持分が先取特権等の目的となっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。

2 第七十六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第二百六条第一項」と、同条第四項中「施行マンション」とあるのは

「分割実施敷地」と、同条第五項中「施行者」とあるのは「第六十四条に規定する組合」と、「取得すべき者（その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者）」とあるのは「取得すべき者」と読み替えるものとする。

3 第一項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に対してその権利を行うことができる。

（清算金の徴収）

第二百七条 第二百五条の規定により徴収すべき清算金は、敷地権利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 組合は、第二百五条の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。）を滞納する者があるときは、敷地権利変換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

第二款 雑則

（処分、手続等の効力）

第二百八条 分割実施敷地、除却マンション敷地又は非除却マンション敷地について権利を有する者の変更があったときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

（代位による分筆又は合筆の登記の申請）

「分割実施敷地」と、同条第五項中「施行者」とあるのは「第六十四条に規定する組合」と、「取得すべき者（その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者）」とあるのは「取得すべき者」と読み替えるものとする。

3 第一項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に対してその権利を行うことができる。

（清算金の徴収）

第二百七条 第二百五条の規定により徴収すべき清算金は、敷地権利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 組合は、第二百五条の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。）を滞納する者があるときは、敷地権利変換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

第二款 雑則

（処分、手続等の効力）

第二百八条 分割実施敷地、除却マンション敷地又は非除却マンション敷地について権利を有する者の変更があったときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

（代位による分筆又は合筆の登記の申請）

第二百九条 組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるときは、所有者に代わって分筆又は合筆の登記を申請することができる。

(不動産登記法の特例)

第二十条 分割実施敷地、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第二十一条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、敷地分割事業に関する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第二十二条 組合は、敷地分割事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節 敷地分割事業の監督等

(組合に対する報告、勧告等)

第二百九条 組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるときは、所有者に代わって分筆又は合筆の登記を申請することができる。

(不動産登記法の特例)

第二十条 分割実施敷地、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第二十一条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、敷地分割事業に関する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第二十二条 組合は、敷地分割事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節 敷地分割事業の監督等

(組合に対する報告、勧告等)

第二百十三條 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第二百十四條 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずる

第二百十三條 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第二百十四條 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずる

ことができる。

4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事等は、第七十八条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第八十条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事等は、第七十五条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第八十一条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款

ことができる。

4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事等は、第七十八条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第八十条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事等は、第七十五条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第八十一条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款

に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(資金の融通等)

第二百十五条 国及び地方公共団体は、組合に対し、敷地分割事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第二百十六条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、敷地分割事業の実施の準備又は実施のために、敷地分割事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(資金の融通等)

第二百十五条 国及び地方公共団体は、組合に対し、敷地分割事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第二百十六条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、敷地分割事業の実施の準備又は実施のために、敷地分割事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第五十五条第一項の規定による院長の諮問に</u>応じ審査請求について調査審議するため、会計検査院に、<u>会計検査院情報公開・個人情報保護審査会</u>を置く。</p> <p>②・③ （略）</p>	<p>第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第四十三条第一項の規定による院長の諮問に</u>応じ審査請求について調査審議するため、会計検査院に、<u>会計検査院情報公開・個人情報保護審査会</u>を置く。</p> <p>②・③ （略）</p>

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十九 (略)</p> <p>五十九の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)</p> <p>第二百二十九条に規定する事務</p> <p>五十九の三 六十二 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十九 (略)</p> <p>五十九の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)</p> <p>第六十一条に規定する事務</p> <p>五十九の三 六十二 (略)</p>
---	---

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十九（略）</p> <p>五十九の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第百三十二条</u>に規定する事務</p> <p>五十九の三 六十二（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十九（略）</p> <p>五十九の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第百二十九条</u>に規定する事務</p> <p>五十九の三 六十二（略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十八条中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（<u>第三十八条の八から第三十八条の十一まで及び第三十八条の十三において「主務大臣」という。</u>）」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（総務省設置法の一部改正）</p> <p>第五十六条 総務省設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「及び内閣府設置法」を「内閣府設置法」に改め、「第五条第二項」の下に「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第 号）第五条第二項」を、「各府省」の下に</p>	<p>附則</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十八条中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（総務省設置法の一部改正）</p> <p>第五十六条 総務省設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「及び内閣府設置法」を「内閣府設置法」に改め、「第五条第二項」の下に「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第 号）第五条第二項」を、「各府省」の下に</p>

「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号口中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。

（略）

「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号口中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの交付に関すること。

（略）

改 正 案	現 行
<p>（管区行政評価局等） 第二十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第八号まで、第七十八号から第八十一号まで及び第八十三号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（管区行政評価局等） 第二十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第八号まで、第七十八号から第八十一号まで及び第八十三号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十七条第二項の案内所</p> <p>四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十六条第二項の案内所</p> <p>3～6（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第百五条</u> <u>第一項</u></p> <p>（削除）</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 個人情報保護に関する法律第百五条第一項の規定により審査会に諮問をした同法第六十三条に規定する行政機関の長等</p> <p>（削除）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第四十三条第一項</u></p> <p>四 <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十三条第一項</u></p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律<u>第四十三条第一項</u>の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>四 <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等</u></p> <p>2 （略）</p>

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第七十八条第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十条第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。）を含む。）

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 個人情報の保護に関する法律第百五条第一項の規定により審査会に諮問をした同法第百四条第一項に規定する行政機関の長等</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第<u>七十八条第一項第四号</u>、<u>第九十四条第一項</u>又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 個人情報の保護に関する法律第百五条第一項の規定により審査会に諮問をした同法第<u>六十三条</u>に規定する行政機関の長等</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第<u>七十八条第四号</u>、<u>第九十四条第一項</u>又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。</p>